

第2次世田谷区教育ビジョン

・

第2期行動計画

～新たな時代をみすえた、豊かな人間性と
生きる力の育成に向けて～

平成30年3月

世田谷区教育委員会

目次

第1章 第2期行動計画の策定にあたって

	はじめに	2
第1節	第1期行動計画を振り返って	3
第2節	第2次世田谷区教育ビジョン策定後の動き	9
第3節	第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画の 位置付け・構成	15
第4節	教育目標	18
第5節	基本的な考え方	19
第6節	3つの基本方針	20
第7節	8つの施策の柱	23

第2章 第2期行動計画

第1節	行動計画の体系	28
第2節	4年間のリーディング事業	30
第3節	取組み項目(個別の取組み)・年次計画	53
	地域との連携・協働による教育	53
	家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進	61
	「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 (学習内容)	68
	「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 (学校経営・教員支援)	90
	多様な個性がいかされる教育の推進	98
	教育環境の整備・充実と安全安心の確保	109
	生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり	116
	開かれた教育委員会の推進	129

資料編

第1節	世田谷区の教育関連データ	134
第2節	計画策定の流れ	136
用語集		139

第 1 章 第 2 期行動計画の策定にあたって

はじめに

教育委員会は、平成26年3月に学校教育のみならず、家庭教育への支援や生涯学習の推進なども視野に入れ、平成26年度を初年度とする、今後10年間の教育の方向性を「第2次世田谷区教育ビジョン」として取りまとめました。第2次世田谷区教育ビジョンでは、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ」ことを基本的な考え方として掲げ、平成26年度から平成29年度の4年間を計画期間とする、「第1期行動計画」において、教育の基本、原点を的確に見すえた、適切で地に足のついた施策の着実な推進をめざしてまいりました。

この間、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行による教育委員会制度の改革や、これからの時代に必要となる資質・能力を育てていくための新学習指導要領の告示など、教育を取り巻く状況は大きく変化しております。法の下に首長が設置した「総合教育会議」では公開の場での議論が原則とされ、教育委員会の会議の状況も区民へ公表することとし、教育行政の透明化を図っております。また、新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を重視し、社会と情報を共有し連携のもと教育を推進していく考えが示されました。学校や教職員が抱える課題がより複雑・多様化する中で、学校組織や教職員の専門性だけで対応することが難しくなっている状況があり、今後は、教育に関わる専門人財や地域の教育力を活用し、地域とともに子どもを育てる教育の推進が一層必要となってまいります。

また、情報通信技術等の発展や急激なグローバル化などの社会の在り方が変容する中で、近い将来にはAI（人工知能）の進化等により、現在人間が行っている仕事が機械に代替されるとの予想もありますが、人間がもつ創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力等の非認知的能力や、一人ひとりの多様な個性がこれからの時代を動かす原動力には不可欠であると考えられます。

このためには、乳幼児期から非認知的能力をはぐくみ、「生きる力」の基礎を培うことが大変重要です。

さらに、社会の多様化、社会状況によりそれぞれの家庭が置かれている状況、また国際化の流れや在住外国人の増加等の状況を踏まえ、人権尊重や教育機会均等の観点も含め施策を展開していくことが必要です。

平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）の4年間を計画期間とする第2期行動計画では、第1期行動計画における取組みを踏まえるとともに、予測困難な時代を生きる子どもたちにとって必要となる資質・能力をはぐくむため、「新たな時代をみすえた、豊かな人間性と生きる力の育成に向けて」を副題として設定し、様々な施策を通して世田谷らしい質の高い教育を推進してまいります。

第1節 第1期行動計画を振り返って

第2次世田谷区教育ビジョンは、「学校教育のみならず、家庭教育への支援や生涯学習の推進をも視野に入れること」、「前教育ビジョンで築き上げた世田谷の特色ある様々な教育基盤の定着と内容・質の向上に取り組むこと」、「社会状況などの変化を的確に把握しつつ、子どもたちや学校等の状況に即応していくこと」を念頭に置き、教育の基本、原点を見すえた、適切で地に足のついた施策を着実に推進することとしています。第1期行動計画では、4年間に力点を置いて横断的に取り組む「リーディング事業」を設定し、様々な施策展開を図ってきました。

これまでの主な取組みを振り返り、その課題等を整理しました。

世田谷区「学校支援地域本部（仕組み）」の拡充

地域運営学校の区立小・中学校全校指定を機に、学校協議会との関係や学校を支えるボランティア組織等の役割などを整理すべき時期にきているとの判断から、地域運営学校の運営の充実を図りながら、学校を支えるボランティア組織等を、世田谷区「学校支援地域本部（仕組み）」へ位置付け、地域で学校を支える体制づくりを進めました。

平成27年度に区立小・中学校7校においてモデル実施を行い、平成29年度には本格実施校として小学校25校、中学校9校に拡大しました。

今後は、学校支援地域本部の全校での実施に向けて、学校協議会は地域による学校支援の基盤として捉え「地域への情報発信・地域の総会的な場」、学校運営委員会は「検討・承認の場」、学校支援地域本部（仕組み）は「学校の教育活動を支援する実働部隊」としての役割を明確化し、機能する体制づくりや、学校支援コーディネーターの確保及び人材育成等が必要です。

いじめ防止等の総合的な推進

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性がこれまでも増して高まっており、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、平成26年3月に策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの早期発見や未然防止、発生後の適切な対処等、いじめ防止等に関する総合的な取組みを推進しています。

いじめ防止プログラムは、いじめ防止講演会、いじめ防止ワークショップ、スクール・バディ・トレーニングの3段階の取組みで構成し、平成27年度から全区立中学校で実施に取り組んでいます。

また、学校生活における児童・生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定し、いじめの発生の予防や不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見、よりよい学校づくりに活用するため、平成27年度より、区立小・中学校の児童・生徒を対象として、児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する

調査を実施しています。

さらに、世田谷区子ども条例に基づき、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長及び教育委員会の附属機関として「世田谷区子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート：略称 せたホッと)」を平成25年度に設置し、活動を行ってきました。また、区が従来から設置していた世田谷区いじめ防止等対策連絡会を拡充し、いじめの防止及びいじめの早期発見並びにいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図っています。

今後は、いじめ防止プログラムの一層の浸透やアンケート調査の活用を図るとともに、関係諸機関との連携がより一層必要となります。

世田谷9年教育の推進

国における教育基本法などの法令改正や、学習指導要領の改訂などの動きを踏まえ、区民の高い期待と信頼に応え、世田谷区の児童・生徒に適した質の高い義務教育を実現するため、「学習内容」、「学校運営」、「教職員の研修・研究、学校への支援」を3つの柱として、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動・学校運営を平成25年度より全区立小・中学校で完全実施するなど、「世田谷9年教育」の推進に取り組んでいます。

「世田谷9年教育」を推進する主な取組みとして、児童・生徒一人ひとりの学習状況を継続的・定期的に確認するため、春と秋に実施している学習修得確認調査について、平成26年度より小学校5・6年生の対象教科を国語、社会、算数、理科の4教科に拡充するとともに、平成27年度より調査結果の振り返りを促すため、算数・数学のフォローアップシートの作成・配布を開始し、平成28年度に国語、平成29年度には英語を対象教科に加えました。また、平成28年度より調査結果の経年比較を実施するとともに、平成29年度からは、対象学年を小学校4年生まで拡充しました。

また、中学校の土曜講習会では平成26年度より開始した習熟度別クラス編成の試行及び拡充(平成26年度4校、平成27年度14校、平成28年度20校)するとともに、新聞を活用した朝学習(国語)を区立中学校全校で実施するなど、基礎・基本をはぐくむ取組みの一層の充実に向けた取組みを進めています。

さらに、平成28年度からは、小学校において、基礎的な学力について支援を要する児童を対象として、小学校放課後学習支援を実施しました。

今後も、「学習習得確認調査」の分析等の充実を図り、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取組みを進めることが必要です。

<ICTを活用した授業の推進>

ICTを活用した「わかる授業」や情報教育の推進、学校教育の質の向上を図るための環境整備として、小・中学校の普通教室及び特別支援教室へ、タブレット型情報端末と大型提示装置、実物投影機を整備しました。また、タブレット型情報端末については、全区立小・中学校に各41台を整備すると

ともに、無線LAN等の通信環境を整備し、各授業において子どもたち一人ひとりがタブレット型情報端末を活用できる環境が整いました。

今後は、学校全体のICT環境の整備、タブレット型情報端末の学校規模等に応じた整備及びその活用方法の検討や教員のICT活用能力の向上に向けた研修等、デジタル教材の開発・活用などが必要となります。

<世田谷マネジメントスタンダードの策定>

「世田谷9年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するために、学校経営や学び舎運営のモデルとして、地域運営学校の推進、「世田谷9年教育」の推進、教科「日本語」の推進、学校評価システムの推進、人材育成の面で参考となる「世田谷マネジメントスタンダード」を平成27年度に策定しました。

平成28年度より「世田谷マネジメントスタンダード」に基づく実践を推進するとともに、その効果の検証に取り組んでいます。

特別支援教育の充実

特別支援教育の推進に関しては、学校における指導と、学校を外部から支援する両面からの体制づくりの必要性から、特別支援学級等の整備及び特別支援教育体制の充実を進めてきました。

特別支援学級等の整備では、情緒障害等通級指導学級の計画的な設置とともに、東京都教育委員会の「特別支援教室の導入ガイドライン」を踏まえ、平成28年4月より、全区立小学校へ「特別支援教室」を導入し、これまで情緒障害等通級指導学級のある学校で指導を受けていた発達障害等の児童に対して、在籍校の「特別支援教室」において、教員による巡回指導が受けられる体制を整備しました。

通常の学級に対する人的支援のニーズが高いことから、区の新実施計画事業に位置付けられていた学校包括支援員の増員計画を前倒し、1校に1人の配置を行いました。教科の補充指導を行う非常勤講師についても配置時数を拡充し、個に応じた支援の充実に向け取り組んでいます。また、「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月）を踏まえ、学校包括支援員だけでは対応することができない、児童・生徒の安全確保や学校生活における介助の実施などについて、支援要員の配置時数を大幅に拡充し、合理的配慮の提供を実施しています。さらに、地域ボランティアと協働し、聴覚障害のある児童・生徒のための学校要約筆記ボランティアモデル事業や小1サポーターモデル事業を実施しています。

「障害者差別解消法」の施行やインクルーシブ教育システムに関する国や東京都の動向など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しており、通常の学級における指導・支援のさらなる充実など、今後も教育環境の整備・充実に継続して取り組んでいく必要があります。

配慮を要する子どもが、就学（就園）後も充実した学校（園）生活を送るためには、きめ細かな支援が必要とされており、学校（園）の人材だけでは対応することが難しいケースも増加しています。こうした状況を踏まえ、就学（就

園)後の子どもの状況を専門的な視点で継続的に見守り、学校(園)を支援する特別支援教育に関わる専門チーム(特別支援教育巡回チーム)の設置に向け、取組みを進めることが必要です。

また、世田谷区におけるタブレット型情報端末モデル事業の実施状況や国の動向を踏まえ、ICTの活用に関する教員の知識・技能のさらなる向上に努めるとともに、特別支援学級等で使用するタブレット型情報端末の整備を進めていく必要もあります。

幼児教育・保育の推進

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、平成27年4月より全面施行されました。区では、就学前(幼児)教育の充実のための研究や、幼稚園教員・保育士の資質向上、区立小学校と公私立幼稚園、保育所などとの連携を推進し、幼稚園・保育所などの乳幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続が求められていることから、平成29年度に世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンを策定しました。

世田谷区の乳幼児期における教育・保育の推進拠点として、「世田谷区乳幼児教育支援センター」の機能等の具体的な検討を進めるとともに、ビジョンを踏まえながら、幼児教育・保育の充実や区内幼稚園や保育所等への支援など、具体的な施策を進めていきます。

また、幼保一体化の取組みについて、「区立幼稚園用途転換等計画」(平成26年8月策定)に基づき、平成28年4月に区立多聞幼稚園を幼稚園型区立認定こども園へ移行しました。今後は、多聞幼稚園の運営の現状や検証等を踏まえ、関係所管との調整を図りながら、各園の具体的な移行時期等について整理する必要があります。

学校支援の充実・新教育センターの整備検討

子どもを取り巻く地域や家庭環境、情報環境の変化により、教員には、生活指導や保護者への対応など、学習指導以外の対応も求められています。区立幼稚園、小・中学校において発生する学校(園)だけでは対応が難しい課題について、学校(園)が適切に対応し、その深刻化の未然防止や早期解決を図ることが出来るように、平成27年度に「教育支援チーム」を設置し、心理、社会福祉、法律、精神科を専門とする医師等の専門家が専門的立場からの指導・助言を行っています。

また、教員が児童・生徒と向き合う時間の拡充に向けて、区立小・中学校における財務会計・人事庶務・文書管理システムの導入(平成28年7月~平成29年4月)や給食費収納の公会計化(中学校(2校を除く)は平成29年度、小学校(中学校2校を含む)は平成30年度)などを通し、教員が担っている事務の軽減を図っています。

こうした取組みと併せて、「学校教育の総合的なバックアップセンター」とな

る新教育センターの整備検討を進め、平成29年度に「世田谷区教育総合センター構想」を取りまとめました。

第2次世田谷区教育ビジョンで掲げる教育の実現に向けて、教職員・保育者や学校(園)・保育所等への支援をはじめ、世田谷のめざす教育の推進、子ども一人ひとりの学びや育ちの支援、学校・家庭・地域及び教育関係機関との連携・協働の促進など、未来を担う子どもを地域とともにはぐくむ教育の拠点となる教育総合センターの整備・運営が必要となります。

学校図書館機能の充実

児童・生徒の読書活動等を支援するため、学校図書館を充実しています。第2次世田谷区立図書館ビジョンや改正学校図書館法の主旨を踏まえ、平成27年度より、委託により図書館司書等の資格を有する者を配置する運営体制へ改善を図っています。平成29年度には、小学校36校、中学校16校を学校図書館運営体制改善校とし、今後も段階的な移行を行っていきます。

さらに、学校図書館の一層の充実に向けて、学校図書館管理システムの活用による図書の貸出返却業務の効率化を図っています。今後は、地域図書館と学校図書館の連携等について検討していく必要があります。

世田谷の伝統文化を伝え未来にいかす取組み

地域の文化財を的確に把握し、周辺環境も含めて総合的かつ計画的に文化財を保存・活用していくための基本的な方針として「世田谷区文化財保存活用基本方針」を平成28年度に策定しました。基本方針として、文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進、文化財に関する総合的把握及び情報化の推進、地域住民が主体となった保存・活用の促進、世田谷の郷土を学べる場や機会の充実、世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信が挙げられています。

今後は、基本方針に基づき、文化財の保存と活用の取組みを推進していきます。

教育推進会議の実施

平成27年4月に改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、区長と教育委員会が教育政策を協議・調整する「総合教育会議」が区長によって設置されました。教育委員会で設置した「教育推進会議」と連携し、シンポジウムやワークショップの会場で公開の場で議論するなど、広く区民と教育課題の共有を図ってきました。これまでの会議では、教育に関する大綱の策定をはじめ、特別支援教育、幼児教育、家庭教育への支援、新教育センター、学校支援などから、いくつかの論点を設定して区長と教育委員会で議論を重ね、教育に関する諸計画や方針等の策定にいかされています。

<家庭教育への支援>

家庭の教育力の向上をめざして、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を図るとともに、庁内関係課の横断的な体制として家庭教育支援推進関係課連絡会を設け、家庭教育の支援に関する取組みを情報発信しています。また、区立の全幼稚園、小・中学校PTAで実施する家庭教育学級では、教育委員会が積極的に取組みを推進する教育課題について、家庭においても課題として共有できるテーマを毎年度「共通テーマ」として示しました。

今後も、家庭教育学級や講演会などを通じた親の学びへの支援や家庭教育の啓発と必要な情報提供の充実を図るとともに、多くの会員の参加促進を図る工夫への支援や世田谷区子ども計画や区長部局の事業との連携が必要です。

<体力向上・健康推進の取組み>

平成26年度に、学識経験者、教育委員会、区立小・中学校、大学、PTA、区長部局関係所管等で構成する「体力向上・健康推進検討委員会」を設置し、総合的な体力向上と健康推進に向けた取組みを検討するとともに、委員会の中に分科会を設置し、「体力向上」、「健康教育」、「幼児教育」、「地域との連携」といった視点から検討を行いました。委員会及び分科会での議論を踏まえ、「体力向上・健康推進シンポジウム」を開催するとともに、委員会より、区立学校(園)へ体力向上と健康推進に向けた取組みについての提言が示されました。学校(園)では、示された具体的な方策に検討を加え、平成27年度より「心と体の元気アップ!~世田谷3快プログラム<快眠・快食・快運動>」の実践モデル校での授業公開や体力向上モデル校の報告等を踏まえ、平成29年度より全学校(園)で取組みを推進し、園児・児童・生徒の体力向上・健康推進を図っています。平成29年7月に世田谷教育推進会議で3年間の取組みを振り返り、子どもたちの元気アップに向けてパネルディスカッションを行いました。

<子どもたちが体験・体感する機会の拡充>

自然体験学習や移動教室等の校外学習、小動物の飼育・動植物とのふれあい等を通じて、子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向け、川場移動教室(小5)、日光林間学園(小6)、河口湖移動教室(中1)を実施するとともに、東京都の小学校動物飼育推進校として小学校1校(平成26年度開始)、世田谷区立小学校・幼稚園における動物飼育支援活動モデル事業として小学校6校(平成26年度開始)を指定し、他と共生する心や情操等の育成を図っています。

また、区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座を実施する「才能の芽を育てる体験学習」について、平成29年度より、子どもたちの体験・体感の機会を一層充実するために5つの柱(探求、表現、体力・健康、国際理解、環境)を設定し対象を幼児まで広げるなど、「新・才能の芽を育てる体験学習」として事業を拡大しました。

第2節 第2次世田谷区教育ビジョン策定後の動き

1. 国や都の動き

(1) 教育委員会制度の改革

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され平成27年4月1日に施行されました。

<教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置>

これまでの教育委員会には、教育委員会の代表者である非常勤の「教育委員長」と、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮管理者の常勤の「教育長」があり、責任者がわかりにくい点や、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないなどの声もありました。

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置により、教育行政における責任体制の明確化や、緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集を判断できる等の迅速な危機管理体制の構築を図りました。世田谷区では法改正前に就任した教育長の任期満了後の平成28年12月に、区長の任命により新教育長を設置し、新たな教育委員会制度による教育行政をスタートしました。

<首長(区長)による「総合教育会議」の設置と教育に関する「大綱」の策定>

予算編成・執行や条例案の提出など首長は教育に関する大きな権限を持っていますが、公立学校の設置・管理・廃止や、教職員の人事、教育課程、生徒指導などの教育に関する事務は教育委員会に職務権限があります。首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、区長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を首長が設置し、教育行政の大綱の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策を議論・調整することとなりました。会議は原則公開で行われ、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することが可能となりました。

また、首長が教育に関する大綱を策定することで、地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化が図れます。世田谷区では平成27年5月に第1回目の総合教育会議を開催し、区長が「世田谷区教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定し、第2次世田谷区教育ビジョンの「教育目標」、「今後10年間の基本的な考え方」、「3つの基本方針」及び「6つの施策の柱」を「大綱」としました。

(2) 教育再生実行会議の提言

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移し

ていくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要から、平成25年1月に教育再生実行会議の開催が閣議決定されました。これまで、第一次提言「いじめの問題等への対応について」(平成25年2月26日)から、第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月1日)まで、日本が直面している教育課題について、改善に向けた提言を行っています。前項で挙げた「教育委員会制度の改革」も第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)を受けた取組みの一つです。

また、第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(平成28年5月20日)では、「発達障害などの障害のある子供たちへの教育」、「不登校等の子供たちへの教育」、「学力差に応じたきめ細かい教育」等、個に応じた教育の充実を示し、第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月1日)では、「学校、家庭、地域の役割分担」、「家庭、地域の教育力の向上」を示し、学校の教育力の向上のための教師の働き方改革の取組みを提示しています。

今後は、これらの提言を受けた制度改正の動き等に注視するとともに、新たな取組みに適切に対応していく必要があります。

(3) 新学習指導要領(幼稚園：平成30年度～、小学校：平成32年度～、中学校：平成33年度～)

今回の改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実績や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することと、その際に、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが挙げられています。

また、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理するとともに、これまでの教育実践の蓄積を確実に引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善や授業改善を行うこととしました。

さらに、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしています。

教育内容の主な改善事項として、小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入するなどの外国語教育の充実や、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実が挙げられ、更に、幼稚園教育要領や、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、情報活用能力（プログラミング教育を含む）部活動、子どもたちの発達の支援などがその他の重要事項として示されました。

また、これに先立ち、中央教育審議会の答申「道徳に係る教育課程の改善等について（中教審第176号）」が出され、これまで道徳の時間として学習していた「道徳」が、「特別の教科 道徳」として教科化され、平成30年度に小学校、平成31年度に中学校で授業が実施されます。

区では、学習指導要領を踏まえ、独自の世田谷区教育要領を作成していません。今回の学習指導要領の改訂内容を踏まえながら、世田谷らしい教育の推進のために、世田谷区教育要領の改訂を行っていきます。

（４）学校における働き方改革

文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」は、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、教員が授業や授業準備に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築する必要があります。として、平成29年8月に、「学校における働き方改革に係る緊急提言」をまとめました。緊急提言では、「1、校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること」「2、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと」「3、国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること」の3点にまとめられ公表されました。

その後、平成29年12月に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が出され、これを踏まえ「学校における働き方改革に関する緊急対策」が文部科学大臣決定されています。

こうした国の働き方改革の対策等も踏まえながら、教員が子どもとかわる時間の拡充という観点からも、区教育委員会における取組みを検討する必要があります。

（５）教育機会確保法

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）が成立しました。この法律では、国・地方公共団体は、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性や休養の必要性を踏まえ、不登校児童・生徒の状況に応じた学習

活動が行われるよう必要な措置を講じることなどが規定されました。この法律に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する指針として、平成29年3月に文部科学省から「基本指針」が示され、区教育委員会においても、国の基本指針等を踏まえた施策を進める必要があります。

(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定

2013年(平成25年)9月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まりました。世田谷区では、馬事公苑で馬術競技が実施されるとともに、大蔵運動場と大蔵第二運動場でアメリカ選手団のキャンプが実施される予定です。区では、この好機を逃すことなく、2020年に向けて様々な分野から取組みを進め、世田谷区の将来に多くのレガシーを残しておきたいという考えのもと、「2020年に向けた世田谷区取組み～東京2020大会後を見据えて」を平成29年1月に策定しました。

地域スポーツの振興や、あらゆる人が文化・芸術に触れることができる環境の整備、未来の共生社会を担う子どもたちをはぐくむなど、教育分野に関わりの深い取組みも挙げられています。

2. 区の動き

(1) 教育委員会事務局の組織改正

平成29年4月に、約10年振りとなる大規模な組織改正を行いました。

生涯学習や図書館を担う「生涯学習部」の新設や、総合型地域スポーツ・文化クラブをスポーツ部局より事務移管するなど、生涯学習施策の総合的な推進を図っています。

また、教育総合センターの機能検討や整備の推進体制のより一層の充実を図るための「新教育センター整備担当課」の新設や、学校支援を強化するための「副参事(第2次教育ビジョン推進担当)」の新設、さらに、教育環境に関する計画・調整及び施設維持機能等を集約し、より効率的・効果的に施策を推進するため、教育環境推進担当部を廃止し、一部業務を担う「教育環境課」に改組するとともに、「副参事(教育施設担当)」を新設するなど、学校教育及び学校経営の充実を図っています。

(2) 世田谷区の教育に関する諸計画や方針の策定

<第2次世田谷区立図書館ビジョン>

平成22年に策定した世田谷区立図書館ビジョン(第1次図書館ビジョン)で掲げた「知と学びと文化の情報拠点」という基本理念のもと、平成26年3月に策定された世田谷区基本計画及び第1次図書館ビジョンにおける成果と課題を踏まえ、新しい図書館サービスを推進することを目的として、平成27年4月に「第2次世田谷区立図書館ビジョン」を策定しました。第2次世田谷区立図書館ビジョンでは、子どもサービスの充実を図るために、これまで関連計画として位置付けてきた「世田谷区子ども読書活動推進計画」を

施策体系に取り組み、子どもたちが読書に親しみ、楽しむための施策をより一層推進しています。

< 世田谷区特別支援教育推進計画 >

平成26年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月施行の「障害者差別解消法」など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応してため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」をとりまとめました。その中で設定したリーディング事業をさらに拡充し、平成28年度から平成29年度までの2年間にわたる事業活動を規定した「世田谷区特別支援教育推進計画」を平成28年4月に策定しました。

< 世田谷区文化財保存活用基本方針 >

第2次世田谷区教育ビジョンで掲げた「郷土を知り次世代へ継承していく取組み」を推進するものとして、地域の文化財を的確に把握し、周辺環境を含めて総合的かつ計画的に文化財を保存・活用していく方針として「世田谷区文化財保存活用基本方針」を平成29年3月に策定しました。

< 世田谷区教育総合センター構想 >

教員、学校、子ども・保護者への支援の充実の観点から、平成27年度に「世田谷区新教育センター基本構想検討委員会」を設置し、機能面の検討を進め、世田谷区の教育推進の中核的な拠点として、幼稚園・保育所等と小・中学校を支援する「(仮称)世田谷区新教育センター構想(素案)」をとりまとめました。平成28年度に「世田谷区新教育センター施設基本構想策定委員会」を設置し、機能面の検討を進めるとともに、教員向けのワークショップ等の開催や教員やPTAへのアンケートを実施し、教職員等からも意見を伺う機会をつくり、その内容なども踏まえ、平成29年6月に機能面・施設面の構想となる「世田谷区教育総合センター構想」を策定しました。

この構想、本行動計画の策定に向けた議論を踏まえ、「教育総合センター基本設計」を平成30年3月に策定します。

< 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン >

第2次世田谷区教育ビジョンで掲げた「幼児教育の推進」や、区の「子どもを中心とした保育」を実現するための基本的な指針となる「世田谷区保育の質ガイドライン」など、保育・幼児教育の質の向上に取り組んでいます。

世田谷区が乳幼児期にはぐくみたい力など乳幼児期の教育・保育のあり方を明確にし、区全体で乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むため、平成28年6月より、策定委員会を設置し検討を進め、平成29年7月に「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。

< 世田谷区不登校対策アクションプラン >

これまで区では、平成21年5月に策定した「世田谷区における不登校対策のあり方について」に基づく対策を講じてきましたが、不登校の児童・生徒数は依然として増加傾向にあり、不登校に至る経緯も複雑化、多様化してきています。不登校に係る今般の状況や平成29年2月の教育機会確保法の施行、世田谷区不登校対策検討委員会における検討状況などを踏まえ、不登校の児童・生徒に係る具体的な取組みを「世田谷区不登校対策アクションプラン」として、平成30年3月に策定します。

< 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 >

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを超えて私たち人類のめざすべき方向です。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、責任を分かち合う社会の実現につながります。

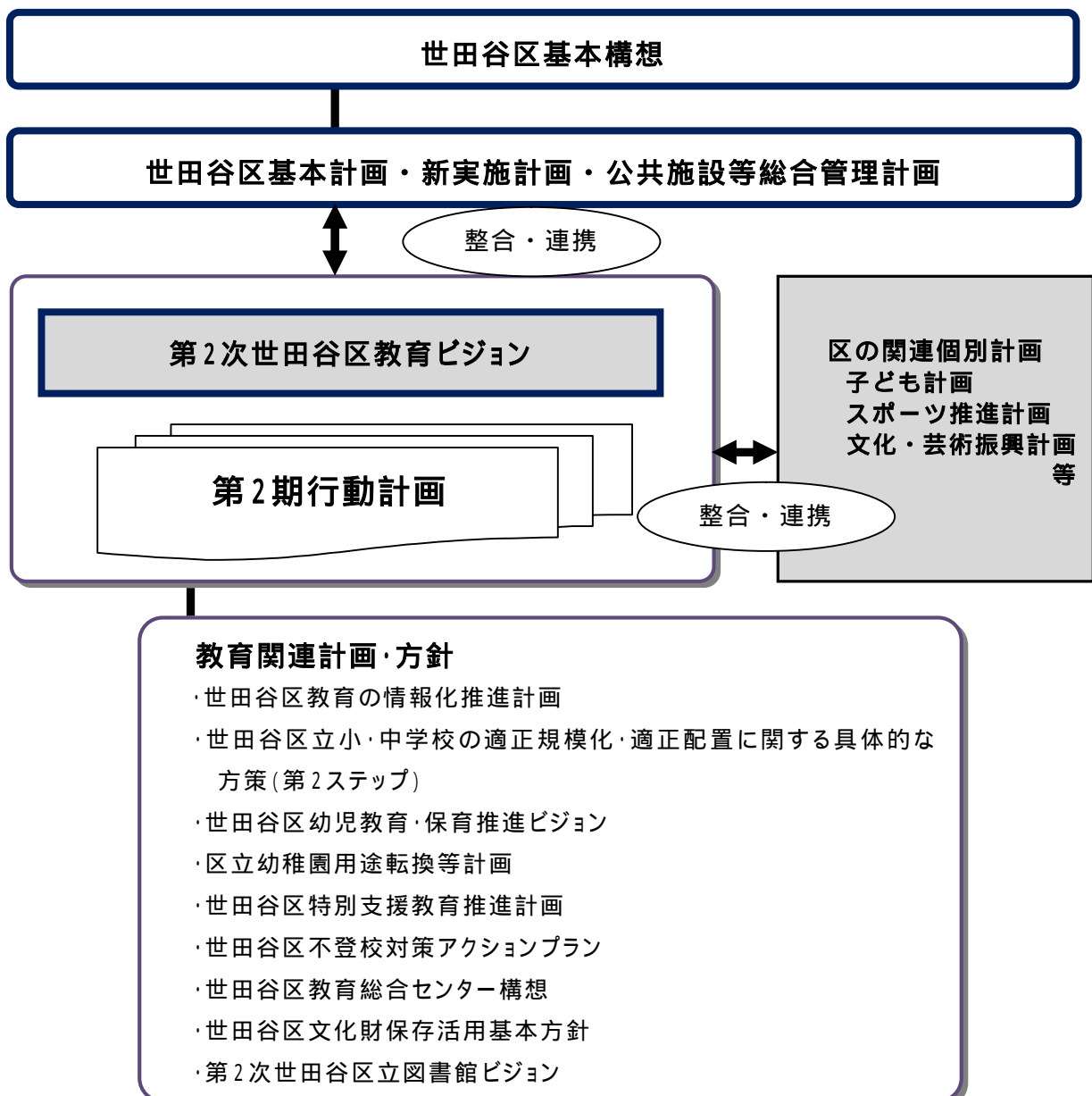
世田谷区では、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することをめざし、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を平成30年3月に制定しました。

第3節 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画の位置付け・構成

第2次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、平成26年3月に策定し、平成26年度から、おおむね10年間を通して、そのめざすべき教育の姿を明らかにしています。

そのことから、第2次世田谷区教育ビジョンの基本的な部分は継承しています。しかし、ビジョン策定からおおむね4年を経ており、教育をめぐる社会情勢の変化などに対応し、また、今回の第2期行動計画の策定にあたっての第1節「第1期行動計画での取組み」や、第2節「第2次世田谷区教育ビジョンの策定後の動き」等を踏まえ、ビジョンの「施策の柱」については、従来の「6つの施策の柱」から「8つの施策の柱」にその内容を整理しています。

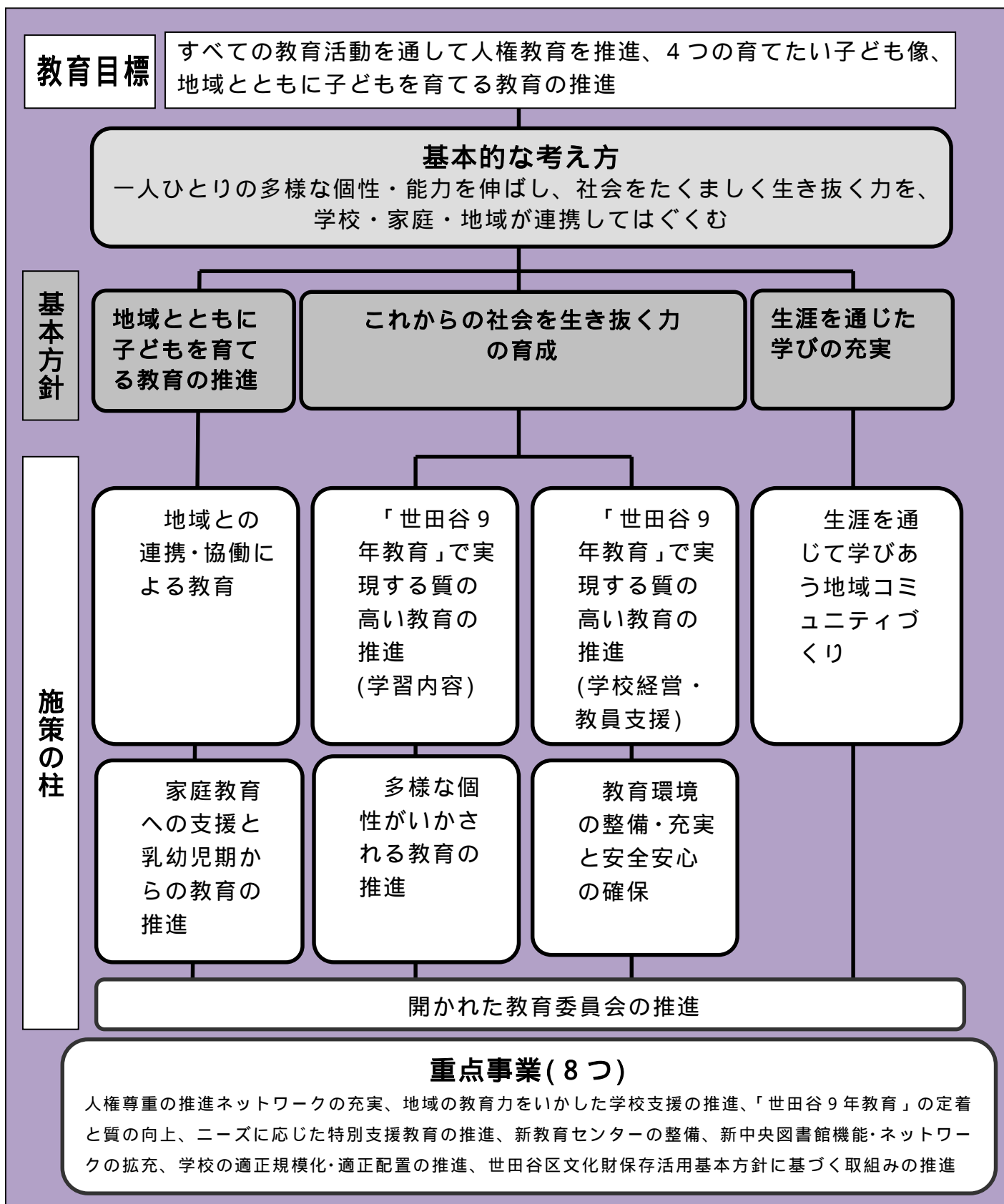
他計画との関連イメージ図



計画期間のイメージ図

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
第2次世田谷区教育ビジョン									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
世田谷区基本計画									
世田谷区新実施計画（前期）				世田谷区新実施計画（後期）				調整計画	

構成（教育目標、基本的な考え方、基本方針、施策の柱の関連）



第4節 教育目標

すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解し、様々な差別や偏見をなくし、人としての尊さを自他ともに認識し、また、思いやりの心や社会生活における基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくんでいくことが求められます。教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させるとともに、互いを尊重し、支えあうために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質・国際感覚、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要であるとの認識にたち、以下の教育目標を定め、推進します。

世田谷区教育委員会は、育てたい子ども像を次のように定めます。

ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども

生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども

日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切にし継承する子ども

深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進します。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果をいかして生きがいをもち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざします。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進します。

第5節 基本的な考え方

本ビジョンでは、教育目標の実現に向け、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことを一層重視し、さらに、誰もがひとしく生涯を通じて学ぶ意欲をもち、多様な能力や個性を発揮できる地域社会をつくるため、基本的な考え方を次のとおり設定しました。

一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ

（多様性の尊重）

一人ひとりの個性や能力はそれぞれ異なっています。その多様な個性や能力を伸ばし、互いを尊重し協調しながら、充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められます。

特に、成長期にある子どもへの教育は、改めて教育の基本にたちかえり、子ども一人ひとりがもつ多様な個性や能力を十分把握した上で、個に応じた指導を発達段階に応じて、きめ細かく系統的に行っていくことが重要です。

（生き抜く力の育成）

変化の激しい時代を担う子どもたちは、これからの社会を自立的に生きるための基礎となる、「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむことが求められます。

子どもの学習の状況、心や身体の状況などを的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばし、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けていくことが重要です。

また、生涯を通して、自ら学び、その成果を発揮し豊かな人生が送れるよう、そのライフステージや置かれた状況に応じた学習環境の確保・充実等が大切です。

（学校・家庭・地域との連携）

世田谷区では、学校選択制を採らず、長年にわたって地域と一体となり、地域の様々な教育力を活用した「地域とともに子どもを育てる教育」を実践してきています。

教育に関する家庭や地域の声に応えていくためには、学校がより地域に開かれ、家庭や地域に学校運営や教育活動への参画を積極的に求めて、地域と一体となって豊かな教育の場をつくりだしていくことが必要です。さらに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、補完しあう双方向の協力や信頼関係を構築していくことが重要です。

第6節 3つの基本方針

基本方針は、教育目標を達成するための学校教育や生涯学習の推進に向けた、基本的な方向性を示すものです。世田谷区教育委員会は、基本的な考え方に沿って、以下の基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進します。

基本方針1 地域とともに子どもを育てる教育の推進

～世田谷らしい豊かな教育基盤をいかし、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる～

子どもたちは、発達段階を通して、家庭で、学校で、地域の中で育っていきます。子どもたちの健全育成を推進していくには、子どもの教育の担い手である学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

家庭における教育は、教育の原点であり、その自主性を尊重しつつも、学校や地域との連携の中で、家庭での教育が行われるよう、家庭教育を支援する情報の提供や学習機会の充実など、福祉部門との連携を含め、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりの推進により、家庭教育への支援を強化していきます。

また、これまで以上に地域がもつ教育力の重要性を認識し、その教育力を高める取組みとともに、地域に根ざした学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協働する基盤づくりを推進していきます。

こうした基盤をもとに地域で子どもたちの学びを支援するとともに、学校を中心とする地域コミュニティの活性化や地域防災・文化・スポーツなど、地域の絆の形成につながる活動を支援していきます。

保護者・地域の方々の力を学校運営にいかす「地域運営学校」の運営の充実や、学校評価システムによる学校改善に継続して取り組みます。

さらに、地域運営学校の区立学校全校の指定を機に、学校支援地域本部の導入や学校協議会との関係整理とあわせて、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、子どもたちを取り巻く課題などに対応する地域ぐるみの活動を支援する仕組みや、学校をさらに安定的、継続的に支援するための体制づくりを推進していきます。

今後も、世田谷らしい豊かな教育資源や基盤などを活用しながら、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる教育、地域とともにある学校づくりを推進します。

基本方針 2 これからの社会を生き抜く力の育成

～一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかがわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくむ～

子どもたちには、いかに社会が変わろうとも、自ら課題を見付け、自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、これからの社会を生き抜く力の基礎となる「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」を義務教育でしっかりと育てていくことが重要です。

これまで取り組んできた質の高い義務教育の実現をめざす、「世田谷9年教育」の推進とその定着、そして質・内容の向上に取り組む中で、言語活動を重視しながら、ICTを活用しつつ、基礎・基本となる知識や思考力、判断力、表現力など主体的に学習に取り組む意欲や態度などの豊かな知力を育成します。

また、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であるとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とする教育を推進していく中で、道徳性、社会性や豊かな感性をはぐくむ教育を推進するとともに、学校の指導等を通して自らの個性や能力を伸ばそうとする意欲や態度につながる子どもの自己肯定感を高めていくなど、豊かな人間性を培います。

さらに、子どもの体力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する教育の充実、部活動の充実、家庭や地域と連携した食育の推進等を図る中で、児童・生徒が基礎的な体力を身に付けられるよう、系統的な学習機会等を充実し、健やかな身体・たくましい心をはぐくみます。

また、他者や他世代、自然などとのかがわりやつながりを持ち、「実物」を体験・体感する機会を充実するとともに、国際理解や環境に関する教育などを推進し、持続可能な社会の形成者としての成長をはぐくみます。さらに、子どもの安全・安心を確保するため防災教育を含め安全教育を推進します。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた指導・支援の充実や教育相談体制・不登校対策の充実など、教育基盤の整備を図るとともに、インクルーシブ教育システムなど新たな特別支援教育施策について、国や都の動向を注視しながら対応していきます。

また、教育の成否は、「人」にあります。教職員の資質・能力の総合的な向上や学校のマネジメント力の向上を図るため、教職員の研修や教職員による研究活動等の環境を整備・充実し、教職員のキャリア支援等を通して、世田谷にふさわしい教職員を育成し、保護者や地域の方々からの信頼に答えていきます。

さらに、学校をはじめとする教育施設の老朽化への対策を図るとともに、学校の適正規模化・適正配置や、環境への配慮、ICT化への対応など、次代へつなげる教育環境等の整備に積極的に取組み、安全で安心な信頼される学校づくりを推進します。

基本方針 3 生涯を通じた学びの充実

～生涯を通じて誰もがいつまでも学ぶ意欲をもち、その成果を次代へつなぐことのできる地域社会をめざす～

区民一人ひとりが多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくために、また、くらしや地域の課題を主体的に解決し住みよいまちづくりを促進していくために、区民のだれもが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を次代につなげていく生涯学習への支援が重要です。

区民が生涯を通して主体的・自主的に学べる環境、区民の多様なニーズに応える「学び」の環境を整備するため、学校施設や図書館の活用とともに、区長部局、区内大学、NPOなどの民間団体、企業等との連携などによる学習機会の拡充への取組みを推進します。

また、区民との協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズに応える社会教育事業を推進していくとともに、環境や防災などの現代的・社会的な課題や、地域の課題の解決につながる学習機会等を充実させ、その成果を具体的な実践につなげ、地域づくり、まちづくりの担い手となる人材の育成支援を進めます。

さらに、区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護や活用を図るとともに、郷土の歴史や文化などに関する学習機会や体験活動等の充実、学習環境の整備などを促進し、郷土「世田谷」の豊かな歴史・文化を次代へ継承していく取組みを推進します。

青少年・若者の自立と社会参加のための学習支援を推進し、区長部局とも連携しながら、次代の地域を支える人材を育成するとともに、青少年・若者が自主的に活動できる場の拡充などを促進します。

知と文化のネットワークを形成し、暮らすことに価値観を感じるまちをつくれます。

様々な年代の多様な区民が文化資源にふれ、感じ、学ぶことで、心豊かな、ネットワークを形成し、世田谷からの文化発信や時代に即した公共文化施設のあり方を整え、生涯を通じた学びの場の充実など、学びと文化をはぐくみます。

区民の学習活動の基盤となる図書館については、人々が集い交流する知と文化の情報拠点をめざし、中央図書館の規模・機能等の拡充や地域図書館、地域図書室、図書館カウンターを含めた、図書館ネットワークの充実を推進していきます。

また、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、蔵書の充実をはじめ、ICTの活用による電子化への対応、課題解決支援機能の強化、運営体制の構築などの取組みにより区民の利便性の向上を推進し、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図るとともに、学校図書館との連携の強化などによる子どもの読書活動の充実をめざします。

第7節 8つの施策の柱

本ビジョンがめざす教育目標の実現に向けて、世田谷区がこれまで培ってきた、豊かな地域の教育基盤をいかし、地域との連携・協働による教育を推進するとともに、家庭は全ての教育の出発点となることから、家庭教育への支援と、幼児教育の充実を図ります。

そして、「世田谷9年教育」の着実な取組みにより、子どもたちの豊かな人間性と豊かな知力、健やかな身体・たくましい心のはぐくみと、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成するとともに、教員の資質・能力の向上や多面的な学校支援により、質の高い教育を推進します。

また、配慮を要する子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実や、子どもたちの個性を伸ばす様々な体験・体感する機会の拡充など、多様な個性がいかされる教育を推進します。

さらに、子どもたちの安全安心と学びを充実する、より良い教育環境の整備を推進します。

そして、生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことをいかす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくりを促進します。

そして、区民に開かれた教育委員会を推進し、これら第2次世田谷区教育ビジョンの取組みの実現を図ります。

以上のことを踏まえ、本ビジョンでは、次の8つの施策の柱を掲げました。

地域との連携・協働による教育

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営
・教員支援）

多様な個性がいかされる教育の推進

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

開かれた教育委員会の推進

地域との連携・協働による教育

教育委員会では平成9年度に、全国に先駆けて区立小・中学校に学校協議会を設置し、地域とともに子どもたちの健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を進めてきました。また、保護者や地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する地域運営学校の指定を平成17年度から開始し、平成25年度までに全区立小・中学校の指定を完了しています。

今後は、「地域運営学校」をはじめ、保護者や地域の方々が様々な教育支援活動に関わるしくみ「学校支援地域本部」を活用するとともに、区立小・中学校や学び舎を拠点に、地域の特色ある教育力や教育資源をいかし、地域とともに子どもを育てる教育を一層推進します。

また、学校も地域コミュニティを形成する重要な核として、地域防災や文化・スポーツ活動などの地域活動に貢献していきます。

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭における教育はきわめて重要です。家庭環境の多様化や地域社会の変容等に対応するため、これまで、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を通して家庭教育充実に向けた取組みを進めてきました。

今後は、親の学びの機会や場の提供などを支援し、家庭教育の情報提供の充実、親同士や地域との連携などを通して、豊かな親子関係づくりや、家庭の教育力の向上のための支援を充実させていきます。

また、「幼児教育・保育推進ビジョン」(平成29年7月策定)に基づき、世田谷区がこれまで取り組んできた「ことばの力」の育成や「外遊び」を一層充実するなど、世田谷区の特色をいかした取組みを進めるとともに、子ども一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実、保育者等の資質及び専門性の向上、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校との連携、地域で見守り支える教育・保育を推進していきます。

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進(学習内容)

「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、様々な機会をとらえ、人権教育の推進を図っていきます。

「世田谷9年教育」では、児童・生徒に必要な基礎的な力、資質を義務教育9年間の教育課程ではくくむため、平成24年3月に定めた「世田谷区教育要領」をもとに、各学校だけでなく学び舎を核に、地域の教育力と特色をいかした教育を推進してきました。平成25年度から、区立の全小・中学校で完全実施しています。

今後は、「世田谷区教育要領」に基づき、ICTを活用しつつ、教科「日本語」をはじめとする質の高い教育を推進するとともに、指導力の改善・充実を図ります。また、新学習指導要領を見据え、英語教育や理数教育の充実をはじめ、国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社

会を生き抜くために必要な資質・能力の育成や、健やかな身体・たくましい心をはぐくむ教育を推進します。

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）

区立学校の教育活動や学校運営の質を高める「世田谷9年教育」をはじめとする施策の推進や、今日的課題に的確に対応するには、区立小・中学校の教員の資質・能力の向上や、複雑化・多様化している児童・生徒や保護者のニーズに応じた教育相談体制・不登校対策を充実させていくことが求められています。また、学校の教育活動に関する情報を家庭や地域と共有し、信頼の向上に努める必要があります。

今後は、世田谷区の教育推進の中核的な拠点となる教育総合センターの整備を、幼児教育センター機能等を含め進め、教職員の研修・研究機能や学校支援機能の充実とともに、児童・生徒とその保護者への相談機能を充実します。

多様な個性がいかされる教育の推進

子どもたちが様々な体験等を通じて、自らの個性や能力に気付き、伸ばしていくために、個々の能力を生かす体験学習を充実します。

「新・才能の芽を育てる体験学習」では、児童・生徒が自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座を実施します。

配慮を要する子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育の充実や、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に学ぶ仕組みなどのインクルーシブ教育システムの構築、いじめ防止対策、不登校対策等の総合的な推進を図り、複雑化・多様化する教育課題に対応していきます。

また、教育委員会では教員の研究や研修、教育相談、不登校対策の推進などを主な機能とし、小・中学校と幼稚園・保育所等を積極的に支援する「学校教育の総合的バックアップセンター」として、「世田谷区教育総合センター」の平成33年度開設をめざしています。不登校対策及び特別支援教育の推進にあたっては、「世田谷区教育総合センター」の様々な機能と密接な関係があるため、連携を強化するとともに、個別計画等に基づき具体的に取り組みます。

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

子どもたちのより良い教育環境の整備・充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取組みを進めてきました。

今後、地域による児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への計画的な取組みを着実に進めます。また、良好な学校施設整備にあたり老朽化への対応とともに、地域に貢献できる学校づくりな

ど長期的視点に立った教育環境の整備に努めます。

さらに、防災教育、感染症やアレルギー対策、不審者の侵入防止など学校の危機管理能力の向上を図るなど、学校教育や地域との連携による子どもたちの安全安心を確保します。

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

今後、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供を推進します。

また、生涯学習などで培われた区民の学習成果を地域でいかす機会を充実させ、区民の生涯学習をつなげるネットワークづくりを進めます。

さらに、区民が郷土の歴史、文化、伝統を様々な形で学び活動できる取り組みの充実を図ります。

開かれた教育委員会の推進

第2次世田谷区教育ビジョンの実現にあたっては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携し協力しながら推進することが重要です。教育行政の透明性の向上を図る情報提供の充実や意見交換の機会の創設など、区民に開かれた教育委員会を推進し、学校・家庭・地域が教育施策に関する理解を深め、連携・協働して取り組む意識の醸成を図ります。

第2次世田谷区教育ビジョンの10年間で重点的に取り組む事業(重点事業)の一つである「(仮称)郷土学習センターの整備」については、「世田谷区文化財保存活用基本方針に基づく取り組みの推進」に改め、(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築や民家園の機能再検討と事業の充実など、総合的に、継続的に郷土の歴史や文化を学習していく環境を整えます。

第 2 章 第 2 期行動計画

第1節 行動計画の体系

施策の柱	取組み項目	ページ	行動計画	リディング
地域との連携協働による教育	1 地域が参画する学校づくり	54	地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討	L1
			(再掲)学校評価システムの推進	
	2 地域コミュニティの核となる学校づくり	56	学校施設の活用	
			PTA活動への支援	
			総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進	L1・L3 ・L4
	3 地域教育力の活用	59	区立学校の魅力アップ	
			大学等との連携の充実	
			地域人材の活用	L1
	乳幼児期からの教育の推進	1 家庭教育への支援	62	家庭教育への支援
(再掲)PTA活動への支援				
2 幼児教育・保育の充実		64	世田谷の特色をいかした教育・保育の推進	L9
			乳幼児期における教育・保育の充実	L9
			保育者等の資質及び専門性の向上	L7・L9
			幼稚園・保育所(施設)・認定こども園・小学校の連携	L7・L9
			地域で見守り支える教育・保育	L9
幼保一体化の推進				
「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進(学習内容)	1 豊かな人間性の育成	69	人権教育の推進	L4
			道徳教育の充実	L2・L6
			(再掲)いじめ防止等の総合的な推進	
			児童・生徒が体験・体感する機会の拡充	
	2 豊かな知力の育成	74	(再掲)中学校の部活動の充実	
			世田谷区教育要領に基づいた教育の推進	L2
			理数教育の充実	L2
			読書力の育成・学校図書館機能の充実	
	3 健やかな身体・たくましい心の育成	78	個に応じた学習支援	
			体力の向上	
			食育の推進	
	4 ことばの力の育成	82	心と体の健康づくり	
			中学校の部活動の充実	
			教科「日本語」の充実	L2
	5 これからの社会を生きる力の育成	85	英語教育の充実	L2・L3
			(再掲)読書力の育成・学校図書館機能の充実	
			環境エネルギー教育の推進	
			国際理解教育の推進	L4
			防災・安全教育の推進	
			社会とかかわる体験活動の充実	
ICTを活用した授業の推進・家庭学習の支援			L2	
主権者教育の推進				
オリンピック・パラリンピック教育の推進	L4			

は、新たに設定した項目又は、第1期行動計画の項目より変更した項目

施策の柱	取組み項目	ページ	行動計画	リーディング
推進 実現する質の高い教育の （学校経営・教員支援） 「世田谷9年教育」で	1 教員の資質・能力の向上に向けた支援	91	教員研修の充実	L7
			教育の実態把握・分析・研究・改善	L7
			学校への支援体制の強化	L7・L10
			教員の負担軽減	L10
			教育総合センターの整備	L7
	2 信頼される学校経営の推進	95	「世田谷マネジメントスタンダード」の推進	
		学び舎による学校運営の充実		
		学校情報等の発信		
		学校評価システムの推進		
多様な個性がいかされる 教育の推進	1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進	99	新・才能の芽を育てる体験学習の充実	L3
			外遊びの推奨及び小学校の遊び場開放の充実	L3
	2 特別支援教育の推進	101	特別支援教育体制の充実	L5・L7
			特別支援学級等の整備・充実	L5
			特別支援教育を推進する教材・教具の充実	L5
	3 ニーズに応じた相談機能の充実	106	障害者理解教育の推進	L4
不登校等への取組みの充実			L6・L7	
		相談機能の充実	L6	
		いじめ防止等の総合的な推進	L6	
充実と安全安心の確保・ 教育環境の整備	1 よりよい学びを実現する教育環境の整備	110	学校の適正規模化・適正配置	
			地域に貢献する学校改築の推進	
			安全・安心の学校施設の改修・整備	
			環境に配慮した学校づくり	
			学校給食施設の整備	
	2 学校教育を支える安全の推進	113	学校教育を支える安全の推進	
		地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進	L1	
生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり	1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり	117	各種団体への支援の充実	
			地域での生涯学習事業の推進	
			社会教育の充実	
			青少年教育の充実	
			福祉教育の推進	
	2 郷土を知り次世代へ継承する取組み	120	文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進	
			文化財に関する総合的把握及び情報化の推進	
			地域住民が主体となった保存・活用の推進	L8
			世田谷の郷土を学べる場や機会の充実	L8
			世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信	L8
	3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実	125	地域で学びをいかす人材の育成	
			地域情報の収集・発信の充実	
多様な図書館サービスの充実				
図書館ネットワークの構築				
家庭や地域、学校における読書活動の充実				
		民間活力の活用		
会の教育推進委員会 開かれ	1 開かれた教育委員会の推進	130	情報提供の充実	
			区民参画の推進	

第2節 4年間のリーディング事業

第2次世田谷区教育ビジョンの3つの基本方針や重点事業、更に、第1期行動計画における各施策の取組み状況等を踏まえ、第2期行動計画の4年間に力点を置いて横断的に取り組む事業を以下のとおり、設定しました。

L1 地域の教育力をいかした学校の支援（32ページ）	主な取組み
学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を支える様々なしくみとともに、地域全体で学校教育を支えるしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部の実施校拡大 ・総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援 ・学校教育を支える地域人材の確保 ・安全・安心に関する取組み
L2 「世田谷9年教育」の推進（34ページ）	主な取組み
学習指導要領を踏まえ世田谷区教育要領を改訂します。また、理数教育・プログラミング教育・英語教育等これからの社会を生きる力の育成や、言語能力を高める取組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区教育要領の改訂 ・「特別の教科 道徳」の推進 ・ICT環境の整備と機器の活用 ・STEM教育の推進 ・教科「日本語」の改訂 ほか
L3 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進（36ページ）	主な取組み
学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験・機会を提供し、子どもたちが自らの才能や個性に気付き、将来の夢や希望を持ち、たくましく生きる力を身に付けるような取組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新・才能の芽を育てる体験学習の充実 ・外遊びの推奨及び小学校遊び場開放の拡充に向けた取組み ・【再掲】総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援 ほか
L4 オリンピック・パラリンピック教育の推進（38ページ）	主な取組み
人権教育・国際理解教育・障害者理解教育等を一層推進することにより、多様性を理解し尊重する心をはじめ、他者を思いやる気持ちやボランティアマインドなどを醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進 ・国際理解教育の推進 ・障害者理解教育の推進 ・教育活動を通じたボランティアマインドの醸成 ほか
L5 一人ひとりの個性を伸ばす特別支援教育の推進（40ページ）	主な取組み
特別支援教育に関する人的支援体制の充実や特別支援学級の整備を進め、連続性のある支援の場の強化を図ります。また、専門チームによる継続した見守りや教具の充実に向けた取組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級における人的支援の充実 ・特別支援学級における人的支援の充実 ・特別支援学級等の整備・充実 ・校（園）外から支援する体制の充実 ・教材・教具の充実

<p>L 6 いじめ防止対策及び不登校対策等の総合的な推進(42ページ)</p>	<p>主な取組み</p>
<p>いじめの早期発見や未然防止等の適切な対応を図るとともに、学校内外の教育相談機能を充実します。また、不登校対策アクションプランに基づき、ほっとスクールにおける支援等の不登校対策の充実を図り児童・生徒の社会的自立を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応 ・学校内外の教育相談体制の充実 ・不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備 ・教育支援チームの拡充 ほか
<p>L 7 世田谷の教育を推進する拠点づくり～教育総合センター～(44ページ)</p>	<p>主な取組み</p>
<p>教育活動や学校経営を支援するため、教員の研修及び専門的な研究活動の場となり、教育に関わる専門人材を集約し、教育相談や学校、子どもの支援機能を担う、世田谷の教育を推進する拠点を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育総合センターの整備・開設 ・研修・研究機能の充実・研究体制の整備 ・人材バンクの構築・運用 ・【再掲】乳幼児教育アドバイザーの派遣 ほか
<p>L 8 歴史・文化を次世代へ継承するための文化財の保存活用(46ページ)</p>	<p>主な取組み</p>
<p>文化財やそれを取り巻く環境が失われることがないように、適切な保存や地域の手で守り伝えていくこと、行政と地域社会との連携による体制づくりをめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築 ・「せたがや歴史文化物語」の取組みの推進 ・民家園の機能の再検討と事業の充実 ・地域の文化財保護の担い手の育成
<p>L 9 家庭教育への支援と幼児教育の充実(48ページ)</p>	<p>主な取組み</p>
<p>福祉や保健・医療との連携を図り、家庭教育を支援するとともに、乳幼児期の健やかな心と体や、自尊感情、粘りづよくやりぬく力等の非認知的能力をはぐくみ、「生きる力」の基礎を培う取組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級実績のデータベース化、情報発信 ・乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続 ・「ことばの力」の育成 ほか
<p>L 10 教員が子どもとかかわる時間の拡充(50ページ)</p>	<p>主な取組み</p>
<p>教員の働き方改革を踏まえ、学校の課題解決を支援する教育支援チームの拡充や中学校部活動への人的支援等による教員の負担軽減を図り、教員が子どもとかかわる時間を拡充します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援 ・部活動支援員制度の充実 ・教員の働き方改革の推進 ・【再掲】教育支援チームの拡充 ほか

・L1 地域の教育力をいかした学校の支援

>> 関連する取組み項目

- 地域が参画する学校づくり
- 地域コミュニティの核となる学校づくり
- 地域教育力の活用
- 学校教育を支える安全の推進

>> 現状と課題

学校運営委員会や学校協議会など学校を支える様々なしくみやボランティア組織等がありますが、子どもの健やかな心と体をはぐくむためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を拠点とした地域コミュニティをさらに醸成していくことが必要です。

また、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域の連携をさらに深め、通学路の安全確保やパトロールなど安全対策を推進することが必要です。

>> 取組みの方向

学校を支える様々なしくみやボランティア組織等とともに、地域全体で学校教育を支えるしくみづくりを進めます。

児童・生徒の安全安心の確保のために、学校・家庭・地域が連携して、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全対策、事故防止などを強化するよう取組みを充実させます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校支援地域本部の実施校拡大	新規実施 15校	新規実施 15校	新規実施 15校	新規実施 11校 区立小・中学校 全校で実施
総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立1箇所及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立1箇所及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援
学校教育を支える地域人材の確保	学校教育を支える地域人材の確保の検討	学校教育を支える地域人材の確保の検討	学校教育を支える地域人材の確保の検討	学校教育を支える地域人材の確保の実施
安全・安心に関する取組み	通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施
	通学路防犯カメラの設置 22校 区立小学校全校で対応	通学路防犯カメラの運用	通学路防犯カメラの運用	通学路防犯カメラの運用
	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施
	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施
	こどもをまもろう110番運動への支援	こどもをまもろう110番運動への支援	こどもをまもろう110番運動への支援	こどもをまもろう110番運動への支援
	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用
	防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与

《生涯学習・地域学校連携課、教育総務課、学務課、学校健康推進課、学校職員課、教育指導課》

・L2 「世田谷9年教育」の推進

>> 関連する取組み項目

- 豊かな人間性の育成
- 豊かな知力の育成
- ことばの力の育成
- これからの社会を生きる力の育成

>> 現状と課題

「世田谷9年教育」では、学習指導要領を踏まえつつ、区独自の学習内容を加えた「世田谷区教育要領」に基づく取組みを区立小・中学校全校で推進していますが、新学習指導要領の内容に的確に対応し、質の高い教育を実現するために、「世田谷区教育要領」を改訂することが必要とされています。

また、新たに教科として位置付けられた「特別の教科 道徳」や、区独自の教科である教科「日本語」について、新学習指導要領や改訂「世田谷区教育要領」の内容に基づき、教員の指導力の向上と授業の改善に取り組むことが必要です。

さらに、急速な科学技術の進歩やグローバル化の進展、小学校における「外国語」の教科化等を踏まえて、子どもたちのICT活用能力や外国語、コミュニケーション能力の育成が重要となります。

>> 取組みの方向

自己肯定感や相手を思いやる心など、豊かな人間性ととともに、豊かな知力、健やかな身体・たくましい心を培います。

新学習指導要領を踏まえ改訂した「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進するとともに、「特別の教科 道徳」や教科「日本語」の充実に取り組んでいきます。

また、ICTを活用した授業を充実するとともに、プログラミング教育等を通じた科学、数学、工学・技術の分野にわたる広い意味での理数教育（STEM教育）の推進や多様な手法による英語教育の充実等により、子どもたちがこれからの社会を生きるために必要な力の育成や、言語能力の向上に向けた取組みを進めていきます。

年次計画の項目

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
世田谷区教育 要領の改訂	改訂に向けた 検討	改訂	小学校実施	中学校実施
「特別の教科 道徳」の推進	「特別の教科 道徳」小学校実 施	「特別の教科 道徳」中学校実 施		
	研修の検討・実 施	研修の実施	研修の実施	研修の実施
	指導資料等の 検討・作成	指導資料等の 検討・作成	指導資料等の 作成	指導資料等の 作成
I C T 環境の 整備と機器の 活用	I C T 機器の 活用状況調査 及び特別教室 等への I C T 教育環境の検 討・整備	特別教室等へ の I C T 教育 環境の検討・整 備	特別教室等へ の I C T 教育 環境の検討・整 備	大型拡大提示 機、タブレット 型情報端末、実 物投影機を活 用した授業の 充実
	中学生への学 習ソフトウェア による自宅 学習(e-ラーニ ング)支援等の 試行・実施	中学生への学 習ソフトウェア による自宅 学習(e-ラーニ ング)支援等の 試行・実施	中学生への学 習ソフトウェア による自宅 学習(e-ラーニ ング)支援等の 試行・実施	中学生への学 習ソフトウェア による自宅 学習(e-ラーニ ング)支援等の 試行・実施
理数教育・プロ グラミング教 育等(S T E M 教育)の推進	S T E M 教育 の試行(モデル 校)	S T E M 教育 の試行(モデル 校)	S T E M 教育 の小学校実施	S T E M 教育 の中学校実施
	研修の検討・実 施	研修の実施	研修の実施	研修の実施
新学習指導要 領を見据えた、 教科「日本語」 の改訂	教科「日本語」 の検討・試行	教科「日本語」 の検討・試行	改訂版・教科 「日本語」の小 学校実施	改訂版・教科 「日本語」の中 学校実施
英語教育の充 実	小学校「外国 語」の教科化等 先行実施	小学校「外国 語」の教科化等 先行実施	小学校「外国 語」の教科化等 実施	小学校「外国 語」の教科化等 実施
	多様な手法に よる英語教育 の充実	多様な手法に よる英語教育 の充実	多様な手法に よる英語教育 の充実	多様な手法に よる英語教育 の充実
多文化体験コ ーナーの整備	多文化体験コ ーナーの開設	多文化体験コ ーナーの運営	多文化体験コ ーナーの運営	多文化体験コ ーナーの運営

《教育指導課、教育総務課》

・L3 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進

>> 関連する取組み項目

才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進
地域コミュニティの核となる学校づくり
ことばの力の育成

>> 現状と課題

学校教育の場では、学習指導要領に基づく授業の中で、知識や考え方を学んでいきます。

一方で、子どもたちが、自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見することや、たくましく生きる力を身に付けるためには、学校教育の場以外の場所での様々な体験が大きな影響を与えます。

異学年の仲間や集団で遊ぶことや、成長すると機会が少なくなる、外遊びなどを通じて、「知育・徳育・体育」をバランスよく培うことが大切です。

それらの経験をしながら、生命や自然の大切さを理解し、挑戦する気持ちを醸成し他者との協働を学んでいくことで、これからの社会を生きる力を育成することができます。

また、学校は地域にとって、子どもが通うところというだけでなく、地域コミュニティの核となる場所です。様々なイベントやまつり等の会場であり、災害時には避難所となり活用されます。地域に根ざした学校づくりを進めるためには日頃から学校を中心として地域のつながりを深め、地域コミュニティの活性化を図ることが肝要となります。

子どもがコミュニケーション能力を高めるためには、「ことばの力」が重要です。学校での授業のほかに、異学年の子どもとの交流や大人との交流を進めることで、表現力等をつける必要があります。

>> 取組みの方向

学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験の機会を多く提供し、参加することで、自らの才能や個性に気付き将来の夢や希望を持ち、コミュニケーション能力を高めながら、たくましく生きる力を身に付けるような取組みを推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み及 び手法の見直 し
外遊びの推奨 及び小学校遊 び場開放の充 実に向けた取 組み	外遊びの推奨 及び小学校遊 び場開放の充 実に向けた取 組み	外遊びの推奨 及び小学校遊 び場開放の充 実に向けた取 組み	外遊びの推奨 及び小学校遊 び場開放の充 実に向けた取 組み	外遊びの推奨 及び小学校遊 び場開放の充 実に向けた取 組み
【再掲】総合型 地域スポーツ ・文化クラブ の拡充及び活 動支援	総合型地域ス ポーツ・文化ク ラブの新規設 立1箇所及び 活動支援	総合型地域ス ポーツ・文化ク ラブの活動支 援	総合型地域ス ポーツ・文化ク ラブの新規設 立1箇所及び 活動支援	総合型地域ス ポーツ・文化ク ラブの活動支 援
【再掲】多文化 体験コーナー の整備	多文化体験コ ーナーの開設	多文化体験コ ーナーの運営	多文化体験コ ーナーの運営	多文化体験コ ーナーの運営

《生涯学習・地域学校連携課、教育指導課》

・L4 オリンピック・パラリンピック教育の推進

>> 関連する取組み項目

地域コミュニティの核となる学校づくり
豊かな人間性の育成
これからの社会を生きる力の育成
特別支援教育の推進

>> 現状と課題

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）は多くの国の人々や文化に触れるよい機会となります。世田谷区では、馬術競技の開催やアメリカ選手団のキャンプ実施が決まり、その機運はますます高まっています。また、区立小・中学校、幼稚園では、全校(園)を「オリンピック・パラリンピック教育推進校」に指定し、各校(園)において特色ある取組みを進めています。

東京 2020 大会を契機に、教育、スポーツ、文化などの様々な分野で、多くの区民が様々な形で関わることのできる機会の拡充が必要です。

>> 取組みの方向

東京 2020 大会を契機として、人権教育、国際理解教育や障害者理解教育などを一層推進することにより、多様性を理解し、尊重する心をはじめ、他者を思いやる気持ちやボランティアマインドなどを醸成します。また、地域スポーツの振興も含め、学校における体力向上・健康推進の取組みも併せて進めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
人権教育の推進	人権尊重教育推進校の取り組み	人権尊重教育推進校の取り組み	人権尊重教育推進校の取り組み	人権尊重教育推進校の取り組み
	人権教育研修等の実施	人権教育研修等の実施	人権教育研修等の実施	人権教育研修等の実施
国際理解教育の推進	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実
	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施
障害者理解教育の推進	オリンピック・パラリンピック教育を契機とした交流活動の実施	交流活動の実施、効果検証、課題改善	交流活動の実施、効果検証、課題改善	交流活動の充実、相互理解の促進
教育活動を通じたボランティアマインドの醸成	オリンピック・パラリンピック教育推進校・教育アワード校の取り組み	オリンピック・パラリンピック教育推進校・教育アワード校の取り組み	オリンピック・パラリンピック教育推進校・教育アワード校の取り組み	オリンピック・パラリンピック教育推進校・教育アワード校の取り組み
【再掲】総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立1箇所及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立1箇所及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援

《教育指導課、教育相談・特別支援教育課、生涯学習・地域学校連携課》

・L5 一人ひとりの個性を伸ばす特別支援教育の推進

>> 関連する取組み項目

特別支援教育の推進

>> 現状と課題

教育委員会では、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進しています。

このような取組みにより一定の成果を挙げることができていますが、障害のある人と障害のない人が互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会を形成していくためには、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育を更に充実していく必要があります。

>> 取組みの方向

特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえた、平成30年度から平成33年度までの4年間にわたる「世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）」に基づき、区立小・中学校・幼稚園における具体的な事業活動を進めていきます。

配慮を要する子どもに対する人的支援のニーズが依然として高い状況にあることから、特別支援教育に関する人的支援体制の充実に取り組むとともに、中学校「特別支援教室」や自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）等の整備を進め、連続性のある支援の場のさらなる強化を図ります。

また、学校（園）の人材だけでは配慮を要する子どもたちへの十分な支援が難しい場合などにおいて、就学（就園）後も専門的な視点で子どもの状況を継続的に見守り、学校（園）を支援する専門チーム（特別支援教育巡回チーム）の設置に向け、取り組めます。

特別支援学級等で使用する教具の充実については、現在実施しているタブレット型情報端末を活用した指導のモデル事業の状況を踏まえ、タブレット型情報端末の整備について検討し、個に応じた指導の充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
通常の学級における人的支援(学校包括支援員)の充実	学校規模等に応じた配置の検討・取組み	学校規模等に応じた配置の検討・取組み	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実
特別支援学級における人的支援(特別支援学級支援員)の充実	学級数や障害種別に応じた配置の検討・取組み	学級数や障害種別に応じた配置の検討・取組み	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実
特別支援学級等の整備・充実(発達障害教育の推進)	中学校「特別支援教室」の導入に向けた検討・整備	中学校「特別支援教室」の導入	中学校「特別支援教室」の効果検証・課題改善	中学校「特別支援教室」の効果検証・課題改善
	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定級)の開設に向けた検討	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定級)の開設に向けた整備	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定級)の開設(小・中学校)	自閉症・情緒障害特別支援学級(固定級)の充実
校(園)外から支援する体制の充実	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームによる支援開始	特別支援教育巡回チームの効果検証
教材・教具の充実	タブレット型情報端末モデル事業の実施	タブレット型情報端末モデル事業の効果検証		
	タブレット型情報端末の導入に向けた検討	タブレット型情報端末の整備に向けた検討	検討を踏まえた取組み	タブレット型情報端末を活用した指導の充実

《教育相談・特別支援教育課》

・L6 いじめ防止対策及び不登校対策等の総合的な推進

>> 関連する取組み項目

豊かな人間性の育成
ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

いじめや不登校の問題は学校生活における最重要課題の一つです。いじめは常に起こり得るものであり、いかに早い段階で適切に対処するかが重要です。また、増加傾向にある不登校においても、多様な学びの場も視野にいれながら、学校における予防や初期段階の対応や不登校の状態にある児童・生徒の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

さらに、不登校となっている生徒について、「教育機会確保法」に基づく国の基本指針において、夜間中学校で受け入れることも可能であると示されたことから、夜間中学校での対象生徒拡充のため、教育内容等を検討していく必要があります。

>> 取組みの方向

いじめの早期発見や未然防止及び深刻化防止のため、家庭への支援を含めた適切な対応を図るとともに、学校内外の教育相談機能を充実します。

不登校対策では、平成30年度から平成33年度までの4年間にわたり不登校に関する取組みを総合的かつ計画的に推進する「世田谷区不登校対策アクションプラン」に基づき、不登校の予防、初期対応から事後対応まで、児童生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな支援を一貫して行う体制を整備します。また、学校における支援や教員の資質向上、メンタルフレンド派遣や保護者のつどい等の従来の取組みの充実を図るほか、スクールソーシャルワーカーの配置の充実やほっとスクールにおける支援拡充、民間との連携推進等の不登校対策の充実を図り、児童生徒の学校復帰や社会的自立につなげます。さらに、不登校児童・生徒の学習の場として、中学校夜間学級での教育内容や受け入れ体制の整備等について検討を進めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施
	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施
学校内外の教育相談体制の充実(心理教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)	学校内外の教育相談体制の検討・充実	学校内外の教育相談体制の検討	学校内外の教育相談体制の検討	学校内外の教育相談体制の検討
不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の運用	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の運用
新たなほっとスクールの開設	新たなほっとスクール「希望丘」開設	新たなほっとスクールの民間による運営	新たなほっとスクールの民間による運営	新たなほっとスクールの民間による運営
	多様なプログラムの検討	多様なプログラムの開発・実施	多様なプログラムの開発・実施	多様なプログラムの検証・見直し
教育支援チームの拡充	支援の実施及び充実に向けた検討(1チーム)	学校との連携強化等に関する検討(1チーム)	支援内容の充実及びチームの複数設置に関する検討(1チーム)	教育支援チームの拡充(2チーム)
【再掲】「特別の教科 道徳」の推進	「特別の教科 道徳」小学校実施	「特別の教科 道徳」中学校実施		
	研修の検討・実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施
	指導資料等の検討・作成	指導資料等の検討・作成	指導資料等の作成	指導資料等の作成

《教育指導課、教育相談・特別支援教育課》

>> 関連する取組み項目

教員の資質・能力の向上に向けた支援
幼児教育・保育の充実
特別支援教育の推進
ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

新学習指導要領では、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」の視点から学びの過程の改善が示されています。専門性の高い研究を進め、実践に結び付ける学びの再構築が必要です。

また、社会状況や子どもを取り巻く環境が大きく変わる中で、学校や教職員が抱える課題は、指導上の課題をはじめ、より複雑・多様化し、学校組織や教職員の専門性だけで対応することが難しくなっています。

さらに、子どもの教育的ニーズや不登校などの課題に対応していくには、支援の拠点機能が求められています。

>> 取組みの方向

時代の変化を捉え、学びの再構築に取り組むため、専門性の高い研究を進めるとともに、教職員の研修に取り組んでいきます。

また、乳幼児期の就園相談や就学相談に関する相談のほか、不登校やいじめなどの相談に対しても対応する総合的な教育相談の拠点となり、子どもや保護者の支援を行うとともに、子どもに関わる専門人材を集約し、専門性の高いチームを組織して学校を支援する連携の拠点として、体制づくりを進めます。

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画で掲げる学校教育活動に関わる機能を集約・一元化するとともに、乳幼児教育支援センター機能も備えた、世田谷の教育を推進する拠点として整備します。また、ほっとスクールを併せた整備を行います。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
教育総合センターの整備・開設	実施設計	実施設計・解体工事	建設工事	建設工事・開設
	運営体制等の検討	準備組織の設置	準備組織による新体制への移行準備	新体制による運営
研修・研究機能の充実・研究体制の整備	研修・研究機能及び体制の検討	研修・研究体制の整備	新体制に向けた試行	新体制による運営
学校運営に関わる各種支援員などの人材バンクの構築・運用	人材バンク機能の検討	人材バンク機能の検討	人材バンク機能の環境整備	人材バンク機能の試行
【再掲】教育支援チームの拡充	支援の実施及び充実に向けた検討 (1チーム)	学校との連携強化等に関する検討 (1チーム)	支援内容の充実及びチームの複数設置に関する検討 (1チーム)	教育支援チームの拡充 (2チーム)
【再掲】乳幼児教育アドバイザーの派遣	30回	45回	60回	75回
【再掲】乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続	アプローチ・スタートカリキュラムの試行・検証(区立小学校全校61校、区立幼稚園全園9園)	アプローチ・スタートカリキュラムの実施園の拡大(区立保育園全園50園)	アプローチ・スタートカリキュラムの普及・啓発(私立幼稚園・私立保育園)	アプローチ・スタートカリキュラムの普及・啓発(私立幼稚園・私立保育園)
【再掲】校(園)外から支援する体制の充実	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームによる支援開始	特別支援教育巡回チームの効果検証
【再掲】不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の運用	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の運用

《新教育センター整備担当課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、幼児教育・保育推進担当課》

>> 関連する取組み項目

郷土を知り次世代へ継承する取組み

>> 現状と課題

世田谷区は、昭和52年に文化財保護条例を定め、有形・無形の様々な文化財について調査を行うとともに、指定や登録を通じてその保存と活用に努めてきました。文化財の所有者や管理者と連携して保存に取り組むとともに、様々な啓発事業を行い、文化財保護の意識の醸成を図っています。

しかし近年、宅地化がますます進む中で「かつての世田谷」を思い起こさせる文化財や風景は失われつつあり、現在に残る文化財や風景も保存が困難になりつつあります。

文化財を単体としてではなく、その周辺環境までを含めて、ひとつのまとまりとして文化財を捉え、保存するとともに、その背景まで伝えていくことが必要です。教育・普及の分野においては、郷土学習等を通じ、これまで守り伝えられてきた、文化財や歴史・文化の価値への認識を深めてもらう取組みが大切になります。

また、祭りなどの伝統行事等の無形文化財への価値を認識してもらうことで、伝統文化を継承する人材の育成につなげていくことが必要です。さらに、地域ぐるみによる文化財保護への取組みが地域の活性化につながり、文化財保護への意識が一層高まっていくという好循環を生み出していくことが大切になります。

これまで世田谷区では文化財の保護とともに、自然環境の保全や風景の保全など、様々な分野で地域の自然・文化遺産を活かした街づくりに取り組んできました。今後もこうした取組みを踏まえたうえで、文化財とその周辺環境を総合的・一体的に保全し、それぞれの関連を理解した上で、文化財を活用し、地域のまちづくりに活かしていくことが重要です。

文化財を活用していくためには、積極的な情報発信が欠かせません。世田谷区内のみならず、区外に向けた情報発信を検討する必要があります。

これまで文化財の保護の対象として捉えられてこなかった、近・現代の文化的遺産などについても、文化財の保護の取組みを進めるという動きになっており、新たな視点から地域の文化財を総合的に把握し、情報発信を通じて広く区民に文化財として認識してもらうことが重要です。

これらの取組みを支えるため、専門職員の配置や住民、関係所管、大学との連携を通じて文化財の保存・活用の体制を整備していくことが、あわせて重要です。

>> 取組みの方向

文化財やそれを取りまく環境が失われることのないよう、幅広い視点で把握し、適切な保存を行うことをめざします。

また、郷土「せたがや」を次世代へ継承していくため、地域の歴史や文化を学び、暮らしの中で活用しながら、地域の手で守り伝えていくことをめざします。

保存は郷土の理解と、文化財への活用意識の高まりにつながり、活用は文化財への保存意識の高まりを生みだします。保存と活用が表裏一体となるよう、相互に関係性をもった施策展開をめざします。

そして保存及び活用の取組みを支えるため、行政と地域社会との連携による体制づくりをめざします。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開
「せたがや歴史文化物語」の取組みの推進	「せたがや歴史文化物語」の選定・推進	「せたがや歴史文化物語」の選定・推進	「せたがや歴史文化物語」の選定・推進	「せたがや歴史文化物語」の選定・推進
民家園の機能の再検討と事業の充実	民家園再整備の基本構想	民家園再整備の基本設計・実施設計・改修工事等	民家園での体験事業の充実	民家園を活用した事業の評価と体験事業の充実
地域の文化財保護の担い手の育成	文化財ボランティア養成講座の実施	文化財ボランティア養成講座の実施、登録	文化財ボランティア養成講座の実施、登録	文化財ボランティア養成講座の実施、登録
	地域の文化財保護の担い手育成の方向性の検討	地域の文化財保護の担い手育成の方向性の検討	無形民俗文化財に関する体験講座の実施	無形民俗文化財に関する体験講座の実施

《生涯学習・地域学校連携課》

・L9 家庭教育への支援と幼児教育の充実

>> 関連する取組み項目

家庭教育への支援
幼児教育・保育の充実

>> 現状と課題

教育委員会では、庁内関係課の横断的な体制である「家庭教育支援推進関係課連絡会」や各学校・幼稚園のPTAと連携した「家庭教育学級」の開催により、情報交換や意見交換等を通して、家庭教育への支援を行っています。また、世田谷区が乳幼児期にはぐくみたい力など乳幼児期の教育・保育のあり方を明確にし、区全体で乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むため、平成29年7月に「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。

家庭には地域とともに子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心を養う役割が求められています。また、乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される時期にあります。遊びや生活における経験が、今後の学びの土台となることから、この時期の様々な経験や大人との信頼関係を構築できる場所や機会の拡充が必要です。

>> 取組みの方向

家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、福祉や保健・医療との連携を図り、家庭教育を支援するとともに、乳幼児期の子どもたちが日々の遊びや生活のなかで健やかな心と体や、自尊感情、粘りづよくやりぬく力、相手を思いやる気持ち、自己を表現する力など非認知的能力をはぐくみ、「生きる力」の基礎を培うための取組みを推進します。

また、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンに基づき、乳幼児教育支援センターの設置に向けた様々な取組みを推進するとともに、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実に向けた取組みである「世田谷版ネウボラ」と幼稚園・小中学校との情報連携のあり方等の検討を進めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
家庭教育学級 実績のデータ ベース化、情報 発信	家庭教育学級 実績のデータ ベース化、情報 発信	家庭教育学級 実績のデータ ベース化、情報 発信	家庭教育学級 実績のデータ ベース化、情報 発信	家庭教育学級 実績のデータ ベース化、情報 発信
乳幼児期にお ける教育・保育 と小学校教育 の円滑な接続	アプローチ・ス タートカリキ ュラムの試 行・検証（区立 小学校全校 61 校、区立幼稚園 全園 9園）	アプローチ・ス タートカリキ ュラムの実施 園の拡大（区立 保育園全園 50園）	アプローチ・ス タートカリキ ュラムの普 及・啓発（私立 幼稚園・私立保 育園）	アプローチ・ス タートカリキ ュラムの普 及・啓発（私立 幼稚園・私立保 育園）
「ことばの力」 の育成（教科 「日本語」との 関連）	「ことばの力」 の育成の検討	「ことばの力」 の育成の検証	「ことばの力」 の育成の実施	「ことばの力」 の育成の実施
乳幼児教育ア ドバイザーの 派遣	30回	45回	60回	75回

《生涯学習・地域学校連携課、幼児教育・保育推進担当課、教育指導課》

・L10 教員が子どもとかかわる時間の拡充

>> 関連する取組み項目

教員の資質・能力の向上に向けた支援

>> 現状と課題

学校教育の現場は、複雑化・多様化する課題への対応が求められ、教員が多忙な状況にあります。現在、教員が担っている事務処理等への支援や学校の課題解決を支援する仕組みが必要です。

これまで、校務処理の改善に向け、教員1人1台の校務用パソコンを配備し、時数管理や成績処理などの効率化・標準化を図る「校務支援システム」を導入するとともに、契約や支出等の財務会計処理、出勤状況や旅費申請等の人事庶務、文書收受や文書起案等の文書管理の各事務システム及び給食費会計の公会計化により、教員の負担軽減を図ってきました。「学校現場における業務改善のためのガイドライン」(平成27年7月・文部科学省)が示されるなど、今後とも、教員の働き方改革を踏まえた教員への支援が必要です。

部活動は、学校の教育課程外の教育活動として位置付けられている中で、顧問としての教員には、その運営にかかることが大きな負担となっている場合があります。部活動自体は、同じ活動に生徒が自主的に参加することで、異学年の交流や自主性や社会性がはぐくまれることが期待できます。外部の部活動支援員を配置するなど、地域の協力を得ながら、教員の負担軽減を図り、部活動を安定的、継続的に運営する必要があります。

平成29年3月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に部活動指導員が規定されるなど、国の動向を注視しながら、部活動のあり方を検討するとともに、部活動支援員制度の充実を図るための検討が必要です。

>> 取組みの方向

教員の働き方改革を踏まえ、学校の課題解決を支援する教育支援チームの拡充や中学校部活動への人的支援等による教員の負担軽減を図り、教員が子どもと関わる時間を拡充します。

国の動向を注視しながら、部活動のあり方を検討するとともに、部活動支援員制度の充実を図るための検討を行っていきます。

また、電算化などによる校務事務の負担軽減などに向けた検討を行っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援
部活動支援員制度の充実	部活動のあり方検討及び部活動支援員制度の見直し検討	部活動支援員制度の試行	部活動支援員制度の実施	部活動支援員制度の実施
教員の働き方改革の推進	学校休業日の拡大等の検討	学校休業日の拡大等の検討	学校休業日の拡大等の検討	学校休業日の拡大等の検討
【再掲】教育支援チームの拡充	支援の実施及び充実に向けた検討 (1チーム)	学校との連携強化等に関する検討 (1チーム)	支援内容の充実及びチームの複数設置に関する検討 (1チーム)	教育支援チームの拡充 (2チーム)
【再掲】校(園)外から支援する体制の充実	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームによる支援開始	特別支援教育巡回チームの効果検証

《教育総務課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、生涯学習・地域学連携課》

第2次世田谷区教育ビジョンの10年間で重点的に取り組む事業(重点事業)の一つである「新中央図書館機能・ネットワークの拡充」については、レファレンス機能の充実、民間活力の導入、学校図書館との連携等の視点も含め、第2次世田谷区立図書館ビジョン・第2期行動計画に基づき推進します。

第3節 取組み項目（個別の取組み）・年次計画

地域との連携・協働による教育

基本的な考え方

「学校運営委員会」「学校支援地域本部」「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみについて、地域とともに子どもを育てる教育をさらに推進するため、学校と地域の連携を一層充実させ、地域で継続的に安定的に学校を支える体制づくりを進めます。また、学校教育の質の向上に向けて、学校の組織的・継続的改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校評価システムを改善・充実します。

区立小・中学校では学校教育活動を第一としつつ、学校施設を開放し地域利用を推進し、児童の安全な「遊び場」として活用し、また地域と連携し子どもたちの健全育成の充実を図っていきます。さらに、地域の文化・スポーツクラブ団体等、学校を拠点とした地域活動を支援するとともに、地域と連携して防災訓練やあいさつ運動など地域の実態にあわせた特色ある取組みを推進します。

P T A 活動においては、P T A の自主性を尊重し、活動が一層活性化するよう支援を充実していきます。

多様な個性が集う区立学校ならではの特色ある取組みについて、区民等へ広く情報発信を行い、区立学校への理解促進や魅力の向上を図ります。

地域と一体となって、学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動へ取り組むことを念頭に、地域の教育資源である大学や地域の人材を活用し、各種講座や出前授業など、多様な体験学習や教育活動の充実を図ります。

- 1 地域が参画する学校づくり

>> 現状と課題

学校運営委員会は、現在では区立小・中学校全校に設置し、学校は「地域運営学校」として学校運営を行っているが、制度導入から10年以上経過し、これまでの学校運営委員会の運営の現状を踏まえ、制度の検証及び見直しを行い、学校運営委員会がより地域と学校との連携した教育活動を行うため継続的・安定的に「学校の応援団」として位置付ける体制を整える必要があります。

学校支援地域本部は平成27年度から導入を開始し、学校の依頼や学校運営委員会で協議した教育活動について、学校支援コーディネーターが中心となり、地域のボランティアと調整することで、実施していくしくみを平成33年度には全校導入をめざしています。学校支援地域本部のしくみを学校や地域に周知し、理解を求めながら、導入を進めていく必要があります。また、学校協議会は、各学校を中心に地域特性にあわせ、協議会によって、構成員や開催頻度が異なっている現状があることから、現状を把握しつつ「地域への情報提供の場」「地域の総会的な場」としての位置付けを地域に周知していくことが必要です。

区立小・中学校全校に学校関係者評価委員会を設置し、学校経営や学び舎運営のモデルである「世田谷マネジメントスタンダード」の一環として、平成27年度に策定した「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえ、学校関係者評価と学校の自己評価からなる学校評価システムを実施しています。

学校関係者評価委員会は、新学習指導要領や新たな教育課題・施策等に的確に対応し、学校評価システムの一層の改善・充実を図る必要があります。

>> 取組みの方向

「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみについて、課題抽出及び課題検討の場を設置し、3つのしくみが有機的に機能するようしくみを検討していきます。

新学習指導要領や教育課題・施策、これまでの取組みの検証等を踏まえ、「学校評価システム」マネジメントスタンダードを改訂等、学校評価システムの一層の改善・充実に向けた取組みを行います。

>> 4年後の姿

「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみが、継続的に安定的に、学校運営や教育活動を支えていくしくみとして、各小・中学校のスタンダードとして確立しています。

学校関係者評価委員会は、新たな「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえ、学校評価システムを推進し、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めています。

- 1 - 地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討

「学校運営委員会」「学校支援地域本部」「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみについて、地域とともに子どもを育てる教育をさらに推進するため、学校と地域の連携を一層充実させるとともに、学校支援地域本部の実施校を区立小・中学校全校に拡大し、地域で継続的に安定的に学校を支える体制づくりを進めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校支援地域本部の実施校拡大	学校支援地域本部の新規実施 15校	学校支援地域本部の新規実施 15校	学校支援地域本部の新規実施 15校	学校支援地域本部の新規実施 11校(区立小・中学校全校で実施)
学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善	学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの検討	学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの検討	学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの検討	学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善・推進

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - (再掲) 学校評価システムの推進

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めます。「学校評価システム」は、新学習指導要領やこれまでの教育施策、課題等を踏まえた評価・検証を行い、「学校評価システム」マネジメントスタンダードを改訂し、学校評価システムを一層充実させ、学校改善を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施及び改訂	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の改訂	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施

《所管課：教育指導課》

- 2 地域コミュニティの核となる学校づくり

>> 現状と課題

区立小・中学校では、児童の安全な「遊び場」として校庭を開放する遊び場開放事業、新BOP事業（放課後子どもプラン事業）、地域の文化・スポーツ団体への学校施設の活用を拡大しています。総合型地域スポーツ・文化クラブについては、学校を主な活動拠点としたスポーツや文化活動を通じて、様々な世代が集う地域コミュニティの場になっています。また、地域の防災訓練や学校施設を利用した地域行事など、各学校において、地域と連携した活動や取り組みを行っています。

今後、学校は、地域スポーツや文化活動、地域防災や地域行事など、学校・家庭・地域の連携・協働による取り組みを一層充実し、地域コミュニティの核としての学校づくりが求められています。

P T A 活動においては、学校教育の充実、家庭教育力の向上、子どもの健全育成に向けて活動していますが、自主的な活動が活性化するように、各P T Aの連合体との連携や研修会の充実などの支援が求められています。

また、区立学校には多様な個性が集うとともに様々な地域特性があり、各学校では、学校と地域が連携しながら特色のある取り組みを行うなど、地域とともに子どもを育てる教育を推進しています。義務教育9年間を一体として捉え、質の高い教育をめざす「世田谷9年教育」の一層の推進に向け、小学校から中学校を通して区立学校の魅力向上に努める必要があります。

>> 取り組みの方向

学校において地域の事情に応じた学校施設の地域利用を推進し、学校を拠点とした多様な地域活動を支援していきます。また幼・小・中学校P T A連合体との連携・協力による防犯、青少年育成活動などの研修会を充実していきます。こうした活動を通して、学校・家庭・地域が一層連携し学校を拠点とした地域のコミュニティを活性化していきます。

また、区立学校では、多様な個性を尊重する特色ある取り組みを推進し、魅力ある学校づくりをめざすとともに、ホームページや広報紙で広く区民等へ情報発信を行い、区立学校への理解促進を図ります。

>> 4年後の姿

学校と地域が連携し、学校単位の地域活動による学校施設利用の拡大が進み、学校が核となって、様々な活動・取り組みを通して、学校・家庭・地域の連携が進み、地域のコミュニティが活性化しています。

幼・小・中学校のP T Aへの支援の充実により、研修や交流事業が拡充しています。

区立学校の魅力が地域や保護者に理解され、地域とともに子どもを育てる教育が一層推進されています。

- 2 - 学校施設の活用

地域の事情に応じた学校施設の地域活動の利用の拡充を図り、地域の防災訓練や学校施設を利用した地域行事の実施など、学校を拠点とした多様な地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校施設の活用	学校施設の活用	学校施設の活用	学校施設の活用	学校施設の活用

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - P T A 活動への支援

P T A 活動においては、P T A の自主性を尊重し、活動が一層活性化するように、幼・小・中学校(園)のP T A 連合体との連携や研修の実施、交流事業等の支援を充実していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - 総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進

学校を拠点とした総合型地域スポーツ・文化クラブの設立及び支援を行うことにより、地域の自主的な活動を促進し、地域スポーツや文化活動の発展及び地域の活性化を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立1箇所及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立1箇所及び活動支援	総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - 区立学校の魅力アップ

区立学校の取組みに対する区民等への理解促進のため、区立学校ならではの特色ある取組みや情報発信を図り、地域とともに子どもを育てる教育を推進していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
多様な価値観の尊重	モデル事業の検討	モデル事業の試行	モデル事業の拡充	事業の推進
区立学校の情報発信	教育広報紙の発行 年3回	教育広報紙の発行 年3回	教育広報紙の発行 年3回	教育広報紙の発行 年3回
	各学校のホームページによる情報発信の充実	各学校のホームページによる情報発信の充実	各学校のホームページによる情報発信の充実	各学校のホームページによる情報発信の充実

《所管課：教育総務課、教育指導課》

>> 現状と課題

区内大学と教育委員会の連携による小・中学校への学生派遣事業、リカレント学習連携講座の開設と大学公開講座情報誌の発行、インターネットを利用したせたがやeカレッジの開設運営などの取組みを進めてきました。今後は、学生派遣事業を充実させるとともに、大学等の研究教育機能を一層活用した地域課題解決型の社会教育事業の充実が必要です。

また、部活動支援員や学生ボランティア、学校支援地域本部のボランティア、ゲストティーチャーなど学校教育活動にかかる地域人材の確保は学校だけでは難しい現状があります。さらに、多様な体験学習、学校における教育研究の場等においても、大学や企業等との連携は不可欠です。

区内大学や企業等との連携において、いかに双方の目的に即した関係を築いていくか、また学校教育活動における適材適所の人材をいかに確保していくか等が課題となっています。

>> 取組みの方向

従来の大学公開講座など区民の生涯学習の機会を充実させるとともに、多様な地域課題に対応した社会貢献事業やボランティア育成事業などの充実などに取組みます。

また、学生ボランティア派遣事業については、各大学への事業の説明やニーズ把握を行い、マッチングを意識した取組みを行います。

さらに、部活動支援員や学校支援地域本部のボランティア等の人材確保については、教育総合センターの機能の一つとして検討していきます。

また、「新・才能の芽を育てる体験学習」をはじめ、多様な学習機会等において、今後も大学や企業等との連携を深めるとともに、地域の人材の活用についても進めていきます。

>> 4年後の姿

区内大学等と教育委員会が連携して社会貢献や、ボランティア活動を推進するための仕組みや、教育総合センターにおいて、教育活動に必要な地域人材について確保できるしくみを確立し、多様な教育活動の充実が図られています。

- 3 - 大学等との連携の充実

区内大学等との連携・協力による多様な地域課題に対応した社会貢献事業やボランティア育成事業を実施し、区民の生涯学習機会の充実を図るとともに、子ども達の多様な学習機会や学校における教育活動の充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
社会貢献事業 やボランティア 育成事業の 実施	社会貢献事業 やボランティア 育成事業の 実施	社会貢献事業 やボランティア 育成事業の 実施	社会貢献事業 やボランティア 育成事業の 実施	社会貢献事業 やボランティア 育成事業の 実施

《所管課：生涯学習・地域学校連携課、新教育センター整備担当課》

- 3 - 地域人材の活用

教育総合センターの機能として、学校運営に関わる各種支援員などの人材バンクの構築・運営を検討し、地域の教育資源である地域の人材を活用するための仕組みづくりを行い、教育活動の充実を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
地域の人材活 用のための仕 組みによる教 育活動の充実	地域の人材活 用のための仕 組みづくりの 検討	地域の人材活 用のための仕 組みづくりの 検討	地域の人材活 用のための仕 組みづくりの 検討	地域の人材活 用のための仕 組みによる教 育活動の充実

《所管課：生涯学習・地域学校連携課、新教育センター整備担当課》

- 3 - (再掲)新・才能の芽を育てる体験学習の充実

国内外の第一線で活躍する講師等による講座など、普段の生活ではふれることのできない体験を通じて、子どもたちが自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会をつくること、また、子どもたちが将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力をはぐくんでいきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み	新・才能の芽を 育てる体験学 習の充実に向 けた取組み及 び手法の見直 し

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進

基本的な考え方

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭における教育はきわめて重要です。今日、核家族化、少子化、共働き、地域における地縁的つながりの希薄化など、家庭を取り巻く状況が大きく変化しています。家庭環境の多様化や地域社会の変容等に対応するため、家庭の教育力の向上に向けた様々な支援や取組みが行われています。

教育委員会では、平成18年度の教育基本法の改正を受け、庁内関係課の横断的な体制として「家庭教育支援推進関係課連絡会」を設け、情報交換や意見交換等を通して、家庭教育への支援を強化しています。

各学校・幼稚園のPTAと連携して、家庭の教育力向上をめざした「家庭教育学級」を開催し、情報発信や情報の共有を図っています。

今後は、福祉や保健・医療との連携を図り、家庭の子育て力を充実させるとともに、地域や企業などとも連携し、家庭教育の支援に取り組みます。

また、子どもの望ましい育成のために、家庭教育学級や講演会などを通して、親自身が学び育つための学習の場や情報を提供するとともに、福祉等との連携により相談機能を充実します。

今後とも、保護者だけでなく、学校、地域など社会全体としての子育てのための支援体制を整備し、世田谷区子ども計画や区長部局の事業と連携しながら、家庭の教育力向上に向けた一層の支援を進めます。

子どもを取り巻く環境の変化や世田谷区における乳幼児期における教育・保育の状況等を踏まえ、将来の子どもの生きる社会を展望し、乳幼児期における教育・保育を一層充実していくために、幼児教育・保育推進ビジョンを策定しました。世田谷区が乳幼児期に大切にする子どもの育ちやはぐくむ力を明確にし、保護者や幼稚園・保育所等、小学校、地域など区全体が共有し、連携をしながら乳幼児期における教育・保育に取り組むことをめざします。

- 1 家庭教育への支援

>> 現状と課題

これまで、区立学校のPTA活動等と連携し、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換など家庭教育の充実に向けた取組みを進めてきました。

家庭環境の多様化や地域社会の変容等、家庭を取り巻く状況が大きく変化していることから、学校、PTAだけでなく、地域全体が家庭教育を支援する取組みや社会と関わるのが困難な家庭への支援等を検討する必要があります。また、区長部局と教育委員会の連携を一層強化し、家庭教育への支援を効果的に進めていくことが必要です。

今後は、より広く家庭教育への支援が届くように、親の学びの機会や場の提供などの充実を図るとともに、家庭教育の情報提供や相談機能の充実、親同士や地域との連携などを通して、豊かな親子の関係をつくることや、家庭の教育力の向上のための機会を一層充実させることが課題です。

>> 取組みの方向

教育委員会と区長部局がそれぞれの役割の元で相互に連携を図りながら、家庭の教育力向上に向けた総合的な取組みを行います。また、各学校のPTA活動と連携して行っている家庭教育学級について、これまでの取組みをいかし、より効果的に実施できるように、活動状況をデータベース化し、区のホームページ等で広く情報発信していきます。

>> 4年後の姿

家庭の教育力向上に向けて、教育委員会、区長部局、保健・医療や地域が連携を図り、多様化する家庭環境に対応した支援を行い、社会全体として取組みを実施しています。

- 1 - 家庭教育への支援

P T A 活動の家庭教育学級の充実を図るとともに、青少年地区委員や民生委員など地域の力を家庭教育の支援へつなげます。また、区の子ども計画（第2期）の取組み等、区長部局との連携を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
家庭教育の支援実施	家庭教育の支援実施	家庭教育の支援実施	家庭教育の支援実施	家庭教育の支援実施

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - （再掲）P T A 活動への支援

P T A 活動においては、P T A の自主性を尊重し、活動が一層活性化するように、幼・小・中学校(園)のP T A 連合体との連携や研修の実施、交流事業等の支援を充実していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施	P T A 活動支援の実施

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 幼児教育・保育の充実

>> 現状と課題

世田谷区では、3歳児で8割以上、4・5歳児では9割以上の子どもが、幼稚園・保育所等に通園しています。また、近年の保育需要の増加のなかで、3歳未満児の保育所等の入所率も増加し、3割を超える状況となっています。核家族化等が進み、家庭や地域の養育力の低下が指摘されている中で、子どもの育つ環境としての幼稚園や保育所等の役割がこれまで以上に大きくなっています。また、幼稚園・保育所等と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なるため、子どもがその変化に対応していくことが求められます。約85%の子どもが、区立小学校へ就学しており、区立小学校と区内公私立幼稚園・保育所等とが連携し、乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続が重要となっています。区内の公私立幼稚園・保育所等では、それぞれが建学の精神や保育方針に基づき、教育・保育を実施し、世田谷区の乳幼児期における教育・保育を支えています。

世田谷区では、幼稚園教育要領や保育所保育指針等で示している目標の達成に向け、公私立幼稚園・保育所等が行う乳幼児期における教育・保育について、そのあり方や世田谷区としての充実・支援の方向性などが横断的に検討されていませんでした。平成29年7月に、子どもを取り巻く環境の変化や世田谷区での乳幼児期における教育・保育の状況等を踏まえ、将来の子どもの生きる社会を展望し、乳幼児期における教育・保育を一層充実していくために、「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。

>> 取組みの方向

世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンに基づき、世田谷区の子どもが乳幼児期に「自立と協同」「表現と共感」「健やかな心と体」「体験と意欲」「関心と探求」をはぐくむことを通して、子どもたちが、人を思いやり、心豊かにのびのびと生きる力を身に付けていくことを目標に、体系的に質の高い幼児教育・保育の推進に向けた取組みを行っていきます。

また、幼稚園や保育所などの施設に対する利用者ニーズの多様化などに柔軟かつ適切に対応していくため、幼保一体化など幼児教育・保育の充実を進めます。

>> 4年後の姿

幼稚園・保育所等と小学校の連携や乳幼児期における教育・保育の充実など、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンに基づいた取組みが公私立幼稚園・保育所等や区立小学校で推進され、さらに、世田谷区乳幼児教育支援センターによる支援を進めています。

また、「区立幼稚園用途転換等計画（平成26年8月）」に基づいた、区立幼稚園の用途転換を進めています。

- 2 - 世田谷の特色をいかした教育・保育の推進

世田谷区子ども計画（第2期）や第2次世田谷区教育ビジョンの理念を踏まえ、世田谷区がこれまで取り組んできた「ことばの力」の育成や「外遊び」を一層充実するなど、世田谷区の特色を活かした取組みを進めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
「ことばの力」の育成（教科「日本語」との関連）	「ことばの力」の育成の検討	「ことばの力」の育成の検証	「ことばの力」の育成の実施	「ことばの力」の育成の実施
外遊びの推進	外遊び事業との連携のあり方検討	外遊び事業との連携試行	外遊び事業との連携試行	外遊び事業との連携の実施
文化・芸術とふれあうための各園等における環境づくり支援	文化・芸術とふれあうための支援のあり方検討	文化・芸術体験事業の試行	文化・芸術体験事業の実施	文化・芸術体験事業の実施

《所管課：幼児教育・保育推進担当課、教育指導課》

- 2 - 乳幼児期における教育・保育の充実

生涯の中で最も発達・成長の著しい乳幼児の教育・保育の重要性を改めてとらえ、子ども一人ひとりの特性に応じ、乳幼児期における教育・保育の充実を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
乳幼児期における教育・保育の理解促進	幼児教育・保育シンポジウムの実施 1回	幼児教育・保育情報連絡会を通じた理解促進のあり方検討	幼児教育・保育情報連絡会を通じた理解促進のあり方検討	幼児教育・保育情報連絡会を通じた理解促進のあり方の試行

《所管課：幼児教育・保育推進担当課》

- 2 - 保育者等の資質及び専門性の向上

日常の多くの時間を共に過ごす保育者等の専門的な知識や技術、力量の向上に向けて、経験や役割等に応じたきめ細やかな研修体制やキャリアアップの仕組みづくりを行い、質の高い教育・保育を推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
乳幼児教育アドバイザー制度の実施・充実	乳幼児教育アドバイザーの派遣 30回	乳幼児教育アドバイザーの派遣 45回	乳幼児教育アドバイザーの派遣 60回	乳幼児教育アドバイザーの派遣 75回
質の向上に向けた合同研修・研究	合同研修・研究実施に向けた検討	合同研修・研究の試行	合同研修・研究の試行	合同研修・研究の本格実施

《所管課：幼児教育・保育推進担当課、教育指導課》

- 2 - 幼稚園・保育所（施設）・認定こども園・小学校の連携

区立と私立、幼稚園と保育所等の枠組みを越えて、それぞれの園での取組みや課題などの情報の共有化により、幼児教育・保育の質の向上をめざします。

乳幼児の自発的な活動としての「遊び」や「日常生活における体験」による教育から小学校以降における教科中心の教育への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育所（施設）・認定こども園・小学校の連携を促進するための仕組みづくりを進めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
情報交換や相互理解の促進	幼児教育・保育情報連絡会 2回	幼児教育・保育情報連絡会 2回	幼児教育・保育情報連絡会 2回	幼児教育・保育情報連絡会 2回
乳幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続	アプローチ・スタートカリキュラムの試行・検証（区立小学校全校 61校、区立幼稚園全 9園）	アプローチ・スタートカリキュラムの実施園の拡大（区立保育園全園 50園）	アプローチ・スタートカリキュラムの普及・啓発（私立幼稚園・私立保育園）	アプローチ・スタートカリキュラムの普及・啓発（私立幼稚園・私立保育園）

《所管課：幼児教育・保育推進担当課、教育指導課》

- 2 - 地域で見守り支える教育・保育

未就学児の子育て家庭においては、3世代家庭が少なく、核家族化が進んでいます。地域の絆の希薄化や、家庭の養育力の低下が指摘されている中、地域づくりの中心には、今を生きる子どもの成長・発達と子育ての支援を捉えることが必要です。乳幼児期に大切にすることの育ちに対する地域の理解や協力の気運を高め、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支える取組みを進めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
家庭教育の支援	福祉部門等との連携のあり方検討	福祉部門等との連携のあり方検討	福祉部門等との連携試行	福祉部門等との連携実施
地域の人材や地域資源活用など地域との連携・強化	情報集約及び情報提供のあり方検討	情報集約及び情報提供のあり方検討	情報集約及び情報提供のあり方試行	情報集約及び情報提供のあり方実施

《所管課：幼児教育・保育推進担当課》

- 2 - 幼保一体化の推進

幼稚園や保育所などの施設に対する利用者ニーズの多様化などに柔軟かつ適切に対応していくため、幼保一体化など幼児教育・保育の充実を進めます。

「区立幼稚園用途転換等計画（平成26年8月）」に基づき、区立幼稚園各々について、用途、運営形態、整備手法、移行年次などを用途転換移行計画として順次取りまとめ、区立幼稚園を段階的に認定こども園へ用途転換を進めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
区立幼稚園用途転換等計画に基づく取組み	区立塚戸幼稚園用途転換移行計画に基づく取組み	区立塚戸幼稚園用途転換移行計画に基づく取組み	私立認定こども園開設	私立認定こども園運営

《所管課：幼児教育・保育推進担当課》

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学習内容）

基本的な考え方

「世田谷9年教育」は、教育目標で掲げた「育てたい子ども像」を実現するために、区立小・中学校の主体性を尊重しつつ、小・中学校の義務教育9年間を一体としてとらえ、区立小・中学校が一体となって21世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの有する個性や能力を十分伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養う、区民の高い期待と信頼に応えられるより質の高い義務教育を実現していこうとする取り組みです。

「世田谷9年教育」では、義務教育9年間を通して、「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」を育成することをねらいとしています。

「豊かな人間性」の育成では、子どもたちに人として生きるうえで大切な人間性・道徳性・社会性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣や規範意識を身に付けさせるために、「豊かな心」「豊かな感性」「社会の一員としての自覚」などの育成を図ります。特に、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神の大切さを実感させ、多様な個性を尊重し合う姿勢をはぐくみます。

また、「豊かな知力」の育成では、学習指導要領や幼稚園教育要領等を踏まえつつ、世田谷区の子どもたちが義務教育9年間で学習する各教科等の目標・内容・教育活動例を定めた「世田谷区教育要領」に基づき、質の高い教育の実現をめざし、児童・生徒への確かな学力の定着を図ります。

さらに、「健やかな身体・たくましい心」の育成では、区立小・中学校、区立幼稚園等や教育委員会が関係諸機関と連携し、子どもたちが、望ましい運動習慣、食習慣、生活習慣を身に付け、健やかな心と体をはぐくむことができるようにします。

そして、世田谷9年教育では、『世田谷9年教育』で育てたい力・資質である「豊かな人間性」や「豊かな知力」「健やかな身体」の基盤として「ことばの力」の育成と活用をすべての教育活動に位置付けており、ことばを大切にすることを一層推進していきます。

また、変化の激しい時代を担う子ども一人ひとりが、多様な個性や能力を発揮しながら、人とかわり、自ら課題を見付け、自ら学び考え、主体的・対話的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質・能力や学びに向かう力等、これからの社会を生き抜く力の基礎をはぐくみます。

- 1 豊かな人間性の育成

>> 現状と課題

学習指導要領の改訂に伴い、「特別の教科 道徳」が新たに教科として位置付けられたことを踏まえ、「世田谷区教育要領」を改訂するとともに、「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、道徳教育センター校の指定・実践や各種研修等、様々な機会をとらえ、道徳教育・人権教育の推進と教員の資質の向上を図っています。また、平成20年度からは、児童・生徒に、市民として、よりよい生活習慣や規範意識を身に付けさせるために、「あいさつ」や「思いやり」などのテーマについて、児童・生徒が自ら考え、行動し、振り返る取組みである「人格の完成をめざして」を学校・家庭・地域が連携して実施しています。

新たに教科として位置付けられた「特別の教科 道徳」について、学習指導要領や「世田谷区教育要領」の内容に基づき、教員の指導力の向上と授業の改善に取り組むとともに、「人格の完成をめざして」等のこれまでの取組みや、平成30年3月に制定した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」等を踏まえ、道徳教育・人権教育の充実を図ることが必要です。

いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月に策定した「いじめ防止基本方針」を踏まえ、教育委員会、学校が連携し、教員研修、「いじめ防止プログラム」の実施、「ネットリテラシー醸成講座」及び「子どものインターネット利用に関する啓発講座」の開催、いじめ防止等対策連絡会の設置、いじめ防止に向けた手引きの教員への配布等、いじめ防止に向けた取組みを進めています。また、「児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査(『Q-U調査』、『hyper-QU』)」を実施し、いじめ・不登校の早期発見や未然防止に活用しています。さらに、心理や法律、教育の専門家で構成した教育支援チームを設置し、学校だけでは対応することが難しい課題について、早期発見や未然防止、発生後の適切な対処に向けて、学校への助言・支援を行なっています。

教育環境におけるいじめや不登校の早期発見や未然防止、発生後の適切な対処に向けて、いじめ防止等の取組みを一層の強化することが求められています。

小・中学校では、児童・生徒が、移動教室等での自然体験や飼育指導、授業での動物とのふれあい等を通して、自然への畏敬や生命の大切さを学び、共生する心や情操をはぐくんでいます。

スポーツや文化・芸術に親しむことにより、生徒の学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る部活動について、部活動支援員制度の活用や部活動連絡協議会の開催等、学校と地域が連携し推進していますが、今後も継続的・安定的に支えていく必要があります。

>> 取組みの方向

「特別の教科 道徳」について、教員研修の実施、道徳教育センター校での実践、指導資料の作成等を通して、教員の指導力の向上と授業の改善を図ると

ともに、「人格の完成をめざして」等のこれまでの取組みの成果や課題を検証し、道徳教育・人権教育の一層の充実を図ります。

「いじめ防止プログラム」等の従来の取組みを充実するとともに、「児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査」の結果の活用や、教育支援チームの拡充により、いじめ防止等の取組みを一層の強化を図ります。

移動教室や動物飼育活動等を推進し、子どもたちが自然や生命に触れ、命の大切さ等を学ぶ機会を充実します。

中学校の部活動について、継続的・安定的に支援できるように、部活動支援員制度等の活用により引き続き推進していきます。

>> 4年後の姿

「特別の教科 道徳」を中心に様々な教育活動や取組みを通して、児童・生徒の「豊かな人間性」をはぐくむ取組みを実施しています。

「児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査」や教育支援チームの活動等の多様な取組みを通して、いじめ防止等の総合的推進に継続的に取り組んでいます。

児童・生徒が動植物や自然に触れ、生命や自然の大切さを感じ、学ぶ機会の充実に向けて取り組んでいます。

中学校の部活動について、継続・安定的な支援に取り組んでいます。

- 1 - 人権教育の推進

児童・生徒に、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感させ、情操と感性を高め、多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢をはぐくむため、人権教育を推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
人権尊重教育 推進校の取組 み	人権尊重教育 推進校の取組 み	人権尊重教育 推進校の取組 み	人権尊重教育 推進校の取組 み	人権尊重教育 推進校の取組 み
人権教育研修 等の実施	人権教育研修 等の実施	人権教育研修 等の実施	人権教育研修 等の実施	人権教育研修 等の実施

《所管課：教育指導課》

- 1 - 道徳教育の充実

児童・生徒に人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむとともに、社会の構成員としての自覚や社会生活を送るうえで必要な規範意識や生活習慣を身につけさせます。また、新たに教科として位置付けられた「特別の教科 道徳」の実施に向け、教員の指導力向上を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
「特別の教科 道徳」の推進	「特別の教科 道徳」小学校実 施	「特別の教科 道徳」中学校実 施		
	研修の検討・実 施	研修の実施	研修の実施	研修の実施
	指導資料等の 検討・作成	指導資料等の 検討・作成	指導資料等の 作成	指導資料等の 作成
道徳教育セン ター校の取組 み	道徳教育セン ター校の取組 み	道徳教育セン ター校の取組 み	道徳教育セン ター校の取組 み	道徳教育セン ター校の取組 み
「人格の完成 をめざして」の 取組み	「人格の完成 をめざして」の 取組み	「人格の完成 をめざして」の 取組み	「人格の完成 をめざして」の 取組み	「人格の完成 をめざして」の 取組み

《所管課：教育指導課》

- 1 - (再掲) いじめ防止等の総合的な推進

平成29年12月に、いじめ防止等に関する国の基本方針の改定等を踏まえ、世田谷区「いじめ防止基本方針」を改定しました。改定した基本方針を踏まえた「いじめ防止の手引き」を各小・中学校へ周知徹底し、教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の適切な対応を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施
	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施
教育支援チームの拡充	支援の実施及び充実に向けた検討 (1チーム)	学校との連携強化等に関する検討 (1チーム)	支援内容の充実及びチームの複数設置に関する検討 (1チーム)	教育支援チームの拡充 (2チーム)

《所管課：教育指導課、教育相談・特別支援教育課》

- 1 - 児童・生徒が体験・体感する機会の拡充

移動教室等の校外学習、動物とのふれあいを通じ、児童・生徒が体験・体感する機会の拡充に取組み、自然への畏敬や生命の大切さ等、共生する心や情操等の育成を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
移動教室及び夏・冬季施設の実施	移動教室及び夏・冬季施設の実施	移動教室及び夏・冬季施設の実施	移動教室及び夏・冬季施設の実施	移動教室及び夏・冬季施設の実施
動物飼育支援活動モデル事業の実施	動物飼育支援活動モデル事業の実施	動物飼育支援活動モデル事業の実施	動物飼育支援活動モデル事業の実施	動物飼育支援活動モデル事業の実施

《所管課：学務課、教育指導課》

- 1 - (再掲) 中学校の部活動の充実

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒の学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環として、学校と地域が連携し、部活動を継続的・安定的に支え、充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実
部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域学校連携課》

- 2 豊かな知力の育成

>> 現状と課題

現学習指導要領を基盤としながら、世田谷区独自の学習内容を加えた「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を、平成25年度より区立小・中学校全校で実施しています。平成32年度より小学校、平成33年度より中学校で全面实施される、新学習指導要領に的確に対応し、引き続き質の高い教育の実現をめざすために、「世田谷区教育要領」を改訂することが必要とされます。

児童・生徒の基礎・基本の定着をめざすため、区立小学校4～6年生、区立中学校1～3年生を対象として、学習状況を確認する「学習習得確認調査」を実施しています。調査の結果に基づき、各学校、各学び舎では、自らの教育活動を検証し、授業の改善・充実に向けた取組みを行うとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況や、その経年変化等を踏まえたきめ細やかな指導に取り組んでいます。義務教育9年間の総まとめとなる中学校3年生においては、習熟度別の学級編成による土曜講習会や、朝学習（数学・英語）等、卒業後の進路の実現に向けて、実践的な学力を身に付けるための取組みを行っています。また、中学校2年生を対象として、情報を読み取り表現する力を高めるため、新聞を活用した朝学習（国語）を実施する等の取組みを推進しています。さらに、基礎的学力に支援を要する児童を対象とした小学校放課後学習支援や、少人数による学習、習熟度別学習等の少人数教育等、個に応じた学習支援の取組みを進めています。

学習習得確認調査に関しては、経年変化の比較分析等の調査結果を児童・生徒一人ひとりの指導や授業の改善、教育施策の充実に向け、有効活用することが求められています。また、土曜講習会や放課後学習支援等についても、新学習指導要領や改訂版「世田谷区教育要領」に基づく教育活動等を踏まえた改善・充実に向けた検討を行うことが必要です。

理数教育については、中学校の生徒を対象とした自然科学・科学技術に関する自由研究のコンテストである「世田谷ガリレオコンテスト」の実施や、区立小・中学校の科学教育の振興を目的として、様々な事業を展開する「科学センター」等の世田谷区独自の取組みを進めています。また、小学校への理科支援員の配置により指導体制の充実に図っています。

児童・生徒の自然科学・科学技術や数学への興味や関心を高め、科学的・数学的素養の伸長を図るため、引き続き世田谷区の特色をいかした取組みを実施するとともに、急速な科学技術の進歩や社会情勢の変化の中で、プログラミング教育などを含む広い意味での理数教育（STEM教育）の充実に向けた取組みが求められています。

学校図書館については、「第2次世田谷区立図書館ビジョン」等を踏まえ、平成27年9月から、学校図書館の運営を委託により図書館司書、学校図書館司書等の資格を有する者を配置する体制に段階的に移行するとともに、学校図書館図書標準を基本とした蔵書の整備、図書の貸出・返却業務の電算化、学校図書館司書教諭研修の実施等、児童・生徒の読書力の育成に向けて、学校図書館

機能の充実を図っています。

児童・生徒の読書力の育成・読書活動の充実に向けて、学校図書館機能の充実を図るとともに、地域図書館との連携を一層推進することが求められています。

>> 取組みの方向

新学習指導要領を踏まえ「世田谷区教育要領」の改訂を行います。改訂した「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進するとともに、学習習得確認調査の結果を活用した児童・生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導や土曜講習会、朝学習等、基礎・基本をはぐくむ取組みを進めるとともに、小学校放課後学習支援、授業や家庭学習に対する支援へのICTの活用等を通して個に応じた学習支援に取り組めます。

「世田谷ガリレオコンテスト」の実施やプログラミング教育等の取組みを通して、科学、数学、工学・技術の分野にわたる広い意味での理数教育（STEM教育）の充実を図り、児童・生徒の科学や数学への興味や関心を高め、科学的・数学的素養の伸長をめざします。

引き続き、学校図書館の運営体制の移行を段階的に進め、学校図書館機能の充実を図り、児童・生徒の読書活動の充実や教員の授業改善の支援を行います。また、児童・生徒の読書力や情報を読み取り表現する力の育成に向けて、新聞を活用した朝学習（国語）、研究指定校等におけるNIE（Newspaper In Education）など新聞を活用した教育や学校図書館の活用の取組み等を検討していきます。

>> 4年後の姿

質の高い教育の実現をめざし、改訂した「世田谷区教育要領」に基づく教育活動及び児童・生徒の基礎・基本等をはぐくむ取組みを推進しています。また、学習習得確認調査の結果の有効活用やICTを活用した学習支援等を通して、個に応じた、きめ細かい学習支援に取り組め、児童・生徒への確かな学力の定着を図っています。

児童・生徒の科学的・数学的素養の伸長に向けて、理数教育（STEM教育）の一層の充実を図っています。

学校図書館機能が児童・生徒の読書活動の充実や教員の授業改善に有効に活用されるとともに、新聞を活用した教育等の取組みを通して児童・生徒の読書力等の育成を図っています。

- 2 - 世田谷区教育要領に基づいた教育の推進

学習指導要領を踏まえつつ、世田谷区の児童・生徒が義務教育9年間で学習する各教科等の目標・内容を定めた「世田谷区教育要領」に基づき、質の高い教育の実現をめざします。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
世田谷区教育要領の改訂	改訂に向けた検討	改訂	小学校実施	中学校実施
学習習得確認調査の実施及び調査結果の活用	学習習得確認調査の実施及び調査結果の活用	学習習得確認調査の実施及び調査結果の活用	学習習得確認調査の実施及び調査結果の活用	学習習得確認調査の実施及び調査結果の活用
「土曜講習会」等基礎・基本などをはぐくむ取組みの推進	「土曜講習会」等基礎・基本などをはぐくむ取組みの推進	「土曜講習会」等基礎・基本などをはぐくむ取組みの推進	「土曜講習会」等基礎・基本などをはぐくむ取組みの推進	「土曜講習会」等基礎・基本などをはぐくむ取組みの推進

《所管課：教育指導課》

- 2 - 理数教育の充実

新学習指導要領では、プログラミング教育が必修になるなど、科学・技術・工学・数学分野の知識や技能の習得が求められています。児童・生徒の自然科学・科学技術や数学への興味や関心を高め、STEM教育の推進により科学的・数学的素養の伸長を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
理数教育・プログラミング教育等(STEM教育)の推進	STEM教育の試行(モデル校)	STEM教育の試行(モデル校)	STEM教育の小学校実施	STEM教育の中学校実施
	研修の検討・実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施

《所管課：教育指導課》

- 2 - 読書力の育成・学校図書館機能の充実

学校図書館司書の配置により運営体制を改善し、学校図書館の機能を充実させることにより、児童・生徒の読書活動の充実と読書力の育成を図ります。また、新聞を活用した朝学習（国語）や研究指定校等におけるNIE（Newspaper In Education）の取組みなど、新聞を活用した教育等を検討していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校図書館機能の充実への支援	運営体制の移行 20校 (計 72校)	運営体制の移行 18校 (計 90校)	—	—
読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み

《所管課：教育指導課、中央図書館》

- 2 - 個に応じた学習支援

「世田谷9年教育」を効果的に推進するため、個人の学習習得状況や身につけている素養等を見極め、個に応じた、きめ細かい学習支援を充実させることで、児童・生徒への確かな学力の定着を図ります。また、家庭環境によらない教育機会の提供に努めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
個に応じた学習支援の取組み	個に応じた学習支援の取組み	個に応じた学習支援の取組み	個に応じた学習支援の取組み	個に応じた学習支援の取組み
少人数教育の推進	少人数教育の推進	少人数教育の推進	少人数教育の推進	少人数教育の推進

《所管課：教育指導課》

- 3 健やかな身体・たくましい心の育成

>> 現状と課題

区では、「世田谷区教育要領」に基づき体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、幼児・児童・生徒の体力向上・健康推進に向けて、平成27年度から、実践モデル校・園を指定し、「体力向上」、「健康教育」、「幼児教育」、「地域との連携」といった視点から、「心と体の元気アップ!～世田谷3快プログラム<快眠・快食・快運動>」の取組みを進め、実践モデル校の報告会等を通して、成果の共有化を図ってきました。

引き続き体育・保健体育の授業の充実に取り組むとともに、「世田谷3快プログラム」実践モデル校(園)を中心とした区立小・中学校、区立幼稚園と教育委員会が連携し、「世田谷3快プログラム」のこれまでの取組みの成果等の全区立小・中学校及び幼稚園への普及を図るとともに、検証し、体力向上・健康推進の取組みをさらに進める必要があります。

児童・生徒が、食に関する理解を深め、望ましい食習慣を形成できるように、学校における食に関する指導の充実、異世代交流による「共食」の機会や世田谷のオリジナル献立の普及等を通じて、食育の推進に取り組んでいます。

学校における食に関する指導、異世代交流による共食等を通して、引き続き、子どもたちの食に関する理解を深め、望ましい食習慣の形成を図ることが必要です。

教員への研修等を通して学校教育における健康教育を充実するとともに、児童・生徒の心と体の健康づくりを推進します。また、引きこもりや不登校、ネット依存などの課題に対して保健福祉等の関係機関と連携して、こころの健康づくりを支援しています。

学校と家庭、地域、保健福祉等の関係機関等が連携して、児童・生徒の心と体の健康づくりを推進する必要があります。

部活動については、部活動支援員制度の活用、部活動連絡協議会の開催、部活動支援員の研修、大会参加費等の補助などを、保護者、地域、学校等と連携し、支援しています。

各小・中学校と保護者、地域等が連携し、部活動の充実に向けて、引き続き支援を実施する必要があります。

>> 取組みの方向

世田谷区教育要領に基づいた授業を推進し、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の体力テストの結果等を踏まえ、体育・保健体育の授業の充実に取り組むとともに、各小・中学校及び幼稚園において、「世田谷3快プログラム」のこれまでの取組みの成果等を活かしながら、各校の実態に応じて、児童・生徒の体力向上・健康推進に取り組んでいきます。また、これまでの取組みの検証を踏まえ、区立小・中学校、幼稚園と教育委員会や区内大学等が連携しながら、個々の幼児・児童・生徒に合った運動習慣や基本的な生活習慣を身に付けさせ、体力向上・健康推進を図るため、「世田谷3快プログラム」の実践をさら

に進めていきます。

学校における食に関する指導、異世代交流による共食の実施や、世田谷版献立の普及・啓発のためのパンフレットの配布、区内農産物の地産地消の取組みなどを通じて食育の推進を図ります。

教員への研修等を実施するとともに、学校と家庭、地域、保健福祉等の関係機関等が連携して、児童・生徒の心と体の健康づくりを推進します。また、引きこもりや不登校、ネット依存などの課題について、保健福祉等の関係機関と連携して、専門機関・地域と連携した相談支援体制の構築や啓発活動を行うなど、こころの健康づくりを支援していきます。

部活動支援員制度の活用、部活動連絡協議会の開催、部活動支援員の研修、大会参加費等の補助などを、保護者、地域、学校等の連携により、実施し、部活動の充実を支援します。

>> 4年後の姿

区立小・中学校全校で体育・保健体育の授業の充実に向けた取組みが行われるとともに、区立小・中学校、幼稚園に、総合的な体力向上・健康推進の取組みが定着しています。

子どもたちが、望ましい食習慣を形成できるように、給食を含む学校教育活動を通じた食育の一層の推進を図っています。

学校、家庭、地域、保健福祉等の関係機関等が連携、啓発や相談支援等、心と体の健康づくりに向けた取組みを進めています。

中学校の部活動を、学校と地域が連携し、継続的・安定的に支えています。

- 3 - 体力の向上

「心と体の元気アップ！～世田谷3快プログラム〈快眠・快食・快運動～」実践モデル校の取組み成果について全区立小・中学校及び幼稚園への普及を図り、区立小・中学校、区立幼稚園や教育委員会が関係諸機関と連携し、区立学校(園)の幼児・児童・生徒の体力向上・健康推進をさらに推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
体力向上・健康 推進の取組み	「世田谷3快プログラム」の実施・検証	「世田谷3快プログラム」の実施・まとめ	「世田谷3快プログラム」の新たな取組み開始	「世田谷3快プログラム」の新たな取組みの実施
	子どもの健康に関する調査の実施	子どもの健康に関する調査の結果分析	子どもの健康に関する調査の実施	子どもの健康に関する調査の結果分析
体育・保健体育 の授業の充実	体育・保健体育 の授業の充実	体育・保健体育 の授業の充実	体育・保健体育 の授業の充実	体育・保健体育 の授業の充実

《所管課：教育指導課》

- 3 - 食育の推進

児童・生徒が、食事の意義など食に関する理解を深め、望ましい食習慣を形成するため、学校における食に関する指導の充実や給食を含む学校教育活動を通じた食育の一層の推進を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校における食育の推進	学校における食育の推進	学校における食育の推進	学校における食育の推進	学校における食育の推進
異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の実施	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の実施	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の実施	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の実施	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の実施
世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発

《所管課：学校健康推進課、教育指導課》

- 3 - 心と体の健康づくり

教員への研修等を実施し、健康教育を充実するとともに、引きこもりや不登校、ネット依存などの課題について、学校、家庭、地域、保健福祉等の関係機関が連携し、児童・生徒が、「運動」、「食事」、「睡眠」などバランスのとれた生活を送り、健やかな心と体をはぐくむことができるように支援します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施
保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援

《所管課：学校健康推進課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課》

- 3 - 中学校の部活動の充実

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒の学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環として、学校と地域が連携し、部活動を継続的・安定的に支え、充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実	部活動支援員 制度の充実
部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援	部活動の充実 に向けた支援

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域学校連携課》

- 4 ことばの力の育成

>> 現状と課題

「世田谷区教育要領」では、世田谷区独自の教科として教科「日本語」を位置付けるとともに、各教科等の内容に、「ことばの力を高める言語活動例」を示し、授業における言語活動の活性化を推進しています。

教科「日本語」では、平成27年度に策定した「教科『日本語』マネジメントスタンダード」を踏まえ、深く考え、自分を表現する力やコミュニケーション力を持ち、日本文化を理解し大切にして、継承・発展させることのできる子どもたちの育成に向けて、区立小・中学校において、全学年で週1週間の授業を行うとともに、保護者、地域を対象に公開授業等の取り組みを実施しています。

また、平成28年度には、検証・検討委員会を設置し、教科「日本語」のこれまでの取り組みを検証するとともに、今後の教科「日本語」のあり方を検討しました。

「教科『日本語』マネジメントスタンダード」を踏まえ、引き続き教科「日本語」の推進を図るとともに、新学習指導要領の内容を踏まえ、一層質の高い授業の実現のための検討に取り組むことが必要です。

英語教育については、英語活動支援員・外国人英語教育指導員（ALT）の配置により、指導体制の充実に取り組んでいます。また、英語に親しみながら、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図る「イングリッシュタイム」や英語による発信力を高める「英語スピーチコンテスト」等の取り組みを通して、英語教育の充実に努めています。

学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図るとともに、急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力を育成することが求められます。

また、「第2次世田谷区立図書館ビジョン」等を踏まえ、平成27年9月から、学校図書館の運営を委託により図書館司書、学校図書館司書等の資格を有する者を配置する体制に段階的に移行し、児童・生徒の読書力の育成に向けて、学校図書館の利活用の充実に努めています。

学校図書館の運営体制を改善し、機能を充実させるとともに、児童・生徒の読書活動の充実と読書力の育成を図ることが必要です。

>> 取り組みの方向

教科「日本語」について、引き続き「教科『日本語』マネジメントスタンダード」に基づく取り組みや教員への研修等を進めるとともに、検討委員会を設置し、これまでの取り組みの検証の結果も踏まえながら、新学習指導要領の内容を踏まえ、今後の教科「日本語」のあり方やカリキュラム、教科書改訂、教材作成の検討に取り組んでいきます。

小学校の外国語活動の教科化等への適切な対応に向けて、効果的な授業のあり方の検討や、外国人英語教育指導員（ALT）や英語活動支援員の配置の充

実、研修など教員等の資質向上のための取組み等を実施していきます。また、英語に親しみながら、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図る「イングリッシュタイム」や中央図書館の機能拡充として先行実施する「多文化体験コーナー」の活用等、多様な手法により英語教育の充実を図っていきます。

学校図書館の運営体制の移行を段階的に進める等、引き続き学校図書館の機能の充実を図ります。また、児童・生徒の読書力の育成に向けて、研究指定校等において、NIE（Newspaper In Education）など新聞を活用した教育や学校図書館を活用した取組みを検討していきます。

>> 4年後の姿

教科「日本語」の検証・検討を踏まえ、新学習指導要領に的確に対応し、世田谷区教育要領に改めて位置付けた内容に基づき、教科「日本語」の授業を実施しています。

急速に進展する国際化を踏まえ、外国語活動や外国語の授業等の一層の質の向上を図るとともに、子どもたちが、英語に親しみながら、英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう、多様な手法により英語教育の充実に取り組んでいます。

学校図書館の機能の充実に引き続き取り組むとともに、新聞を活用した教育等の取組みを通して児童・生徒の読書力の育成を図っています。

- 4 - 教科「日本語」の充実

教科「日本語」では、「言葉」を「思い、考え、感じる基盤」、「自分を語り、表現し、話し合う基盤」、「日本文化の基調『日本語』」と捉え、深く考え、自分を表現する力やコミュニケーション力を持ち、日本文化を理解し大切にして、継承・発展させることのできる児童・生徒の育成を図ります。

また、これまでの検証・検討や新学習指導要領への対応を踏まえた改訂を行うとともに、教員の授業力向上も図り、改定版・教科「日本語」を小・中学校で実施します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
新学習指導要領を見据えた、教科「日本語」改訂	教科「日本語」の検討・試行	教科「日本語」の検討・試行	教科「日本語」の小学校実施	教科「日本語」の中学校実施
教科「日本語」リーダー養成研修等の実施	教科「日本語」リーダー養成研修等の実施	教科「日本語」リーダー養成研修等の実施	教科「日本語」リーダー養成研修等の実施	教科「日本語」リーダー養成研修等の実施

《所管課：教育指導課》

- 4 - 英語教育の充実

学習指導要領の改訂に伴う小学校高学年における外国語活動の教科化及び中学年への外国語活動の導入に対する適切な対応を図るとともに、急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
小学校「外国語」への対応	小学校「外国語」の教科化等先行実施	小学校「外国語」の教科化等先行実施	小学校「外国語」の教科化等実施	小学校「外国語」の教科化等実施
多様な手法による英語教育の充実	I C Tを活用した短時間授業の実施	I C Tを活用した短時間授業の実施	I C Tを活用した短時間授業の実施	I C Tを活用した短時間授業の実施
	多文化体験コーナーの開設	多文化体験コーナーの運営	多文化体験コーナーの運営	多文化体験コーナーの運営
	教員研修の検討・充実	教員研修の実施	教員研修の実施	教員研修の実施

《所管課：教育指導課》

- 4 - (再掲) 読書力の育成・学校図書館機能の充実

学校図書館司書の配置により運営体制を改善し、学校図書館の機能を充実させることにより、児童・生徒の読書活動の充実と読書力の育成を図ります。また、新聞を活用した朝学習(国語)や研究指定校等におけるN I E (N e w s p a p e r I n E d u c a t i o n) の取組みなど、新聞を活用した教育等を検討していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校図書館機能の充実への支援	運営体制の移行 20校 (計 72 校)	運営体制の移行 18校 (計 90 校)	—	—
読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み	読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み

《所管課：教育指導課、中央図書館》

>> 現状と課題

児童・生徒が、日常生活と環境との関わりに関する理解を深め、「地球環境に配慮した行動」をしたり、多様性を尊重する価値観をもって行動したりすることができるよう、「持続可能な発展のための教育」(ESD)を推進し、日々の学校生活の中で省エネルギー、省資源等に取り組む「学校エコライフ活動」を区立小・中学校全校で実施するなど環境・エネルギー教育に取り組んできました。地球温暖化の防止等、環境やエネルギーを巡る諸課題への対応に向けた取り組みを充実させていくことが必要です。

児童・生徒が、様々な国や地域の人々との交流等を通して、多様な文化に触れ、国際理解を深める体験活動として海外派遣・受入事業を実施しています。児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎をはぐくむために、多様な形で国際理解教育を進めていくことが必要です。

近年、日本各地で地震や洪水等の大規模な自然災害が頻発しており、児童・生徒が自ら判断し自らの命を守る力の育成が一層求められています。学校を拠点とした防災訓練や防災教育を推進するとともに、自然災害等への対応も含めた「学校安全対策マニュアル」に基づく日常的な指導など、教育活動において安全指導に取り組んでいます。今後も、児童・生徒が瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、臨機応変に対応できるようにするため、防災・安全教育の充実を図る必要があります。

職場体験等を通じて、児童・生徒に、社会性をはぐくむとともに、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるようにキャリア教育を推進しています。子どもたちが自分自身を見つめ、これからの社会を生きていくために、引き続き、職場体験をはじめ、社会とかがわる様々な体験活動が必要です。

児童・生徒のICT活用能力の育成に向けて、タブレット型端末の整備、研修による教員のICT活用能力の向上や、ICTを活用した授業推進校等での授業研究等を通してICT機器を活用した授業の推進を図っています。また、「ネットリテラシー醸成講座」等の実施により情報モラル教育の充実に取り組んでいます。児童・生徒のICT活用能力の育成に向けて、引き続きICT機器を活用した授業の推進や情報モラル教育の充実を図っていくことが求められます。

東京2020大会の開催に向けて、子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」などの資質をはぐくむオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。2020年に向けて気運の醸成等を図るため、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進することが必要です。

児童・生徒の政治や選挙への関心を高め、政治的な教養をはぐくみ、国家や社会の形成者として主体的に参画しようとする資質や能力の育成を図るため、

主権者教育の推進に取り組んでいます。今後、有権者となる児童・生徒に主権者として求められる力を育成するため、引き続き主権者教育を推進することが必要です。

>> 取組みの方向

児童・生徒一人ひとりが、地球温暖化の防止等、環境やエネルギーを巡る諸課題への対応について、自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促すため環境・エネルギー教育の充実を図ります。

小・中学生の海外派遣・受入事業や区立小・中学校に就学する外国人児童及び保護者や海外帰国児童・生徒に対する支援、児童・生徒が、楽しみながら英語・多文化体験をする「多文化体験コーナー」の取組み等により、国際理解教育の推進を図ります。

児童・生徒が自ら判断し行動できる力を養う防災教育を推進するとともに、同じ学び舎に所属する小・中学校が連携した防災訓練等を実施し、地震、火災、風水害等の災害に備えた防災教育をさらに推進します。

子どもたちが社会性をはぐくむとともに、自分の役割や将来の生き方等を考えていくことができるように、職場体験やキャリア教育を推進していきます。

ICT機器を活用した授業の推進に向けて、大型テレビ（電子黒板）やタブレット型端末の整備、研修による教員のICT活用能力の向上を図るとともに、引き続き「ネットリテラシー醸成講座」等の実施により情報モラル教育の充実に取り組んでいきます。

オリンピック・パラリンピック教育推進校やオリンピック・パラリンピック教育アワード校の活動など様々な取組みを通して、引き続きオリンピック・パラリンピック教育を推進していきます。

児童・生徒に、主権者として求められる力をはぐくむため、学校、教育委員会、選挙管理委員会、家庭、地域が連携して、主権者教育の推進を図ります。

>> 4年後の姿

各校がそれぞれの特色をいかながら、環境・エネルギー教育の一層の推進に向けて取組みを進めています。

児童・生徒に、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎をはぐくむために、小・中学生の海外派遣・受入事業等、多様な取組みで国際理解教育の推進を図っています。また、防災・安全教育、キャリア教育、主権者教育の推進やタブレット型端末等のICT機器を授業で活用し、児童・生徒のICT活用能力の育成に取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを引き継ぎ、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」などの資質をはぐくまれています。

- 5 - 環境エネルギー教育の推進

学校エコライフ活動の取組みをはじめ、環境・エネルギー教育を推進し、児童・生徒一人ひとりが日常生活と環境との関わりに関する理解を深め、「地球環境に配慮した行動」について、自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
環境・エネルギー教育の推進	環境・エネルギー教育の推進	環境・エネルギー教育の推進	環境・エネルギー教育の推進	環境・エネルギー教育の推進

《所管課：教育指導課》

- 5 - 国際理解教育の推進

様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実
海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施

《所管課：教育指導課》

- 5 - 防災・安全教育の推進

学校と学び舎等が連携し、防災訓練や防災教育を推進するとともに、自然災害等への対応も含めた「学校安全対策マニュアル」に基づく日常的な指導など、教育活動において安全指導に取り組み、地震や風水害などの災害や緊急事態に際して、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を養います。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進

《所管課：教育指導課》

- 5 - 社会とかかわる体験活動の充実

児童・生徒に、社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他の人を思いやる心を育成するとともに、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるように、社会とかかわる体験活動やキャリア教育を推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進
キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域学校連携課》

- 5 - ICTを活用した授業の推進・家庭学習の支援

これからの時代を担う児童・生徒にとって、学校や職場等、生活していくうえで、生涯にわたって必要となるとICT活用能力の育成を図るとともに、情報社会のルールやマナー、セキュリティの重要性を理解するための情報モラル教育を充実します。また、ICTを活用した家庭学習を支援します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
ICT環境の整備と機器の活用	ICT活用状況調査及び特別教室等へのICT教育環境の検討・整備	特別教室等へのICT教育環境の検討・整備	特別教室等へのICT教育環境の検討・整備	タブレット型情報端末、大型拡大提示機、実物投影機を活用した授業の充実
	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施	中学生への学習ソフトウェアによる自宅学習(e-ラーニング)支援等の試行・実施
	情報モラル教育の実施	情報モラル教育の実施	情報モラル教育の実施	情報モラル教育の実施
学校における推進体制への支援	ICTマイスター及び情報化推進リーダーのあり方検討	ICT活用に係る新たな仕組みによる実践	ICT活用に係る新たな仕組みによる実践	ICT活用に係る新たな仕組みによる実践
情報システムの整備・運用	計画的な整備・運用	計画的な整備・運用	計画的な整備・運用	計画的な整備・運用
サポート体制の充実	サポート体制の検討	サポート体制の試行	サポート体制の充実	サポート体制の充実

《所管課：教育総務課、教育指導課》

- 5 - 主権者教育の推進

今後、新たな有権者となる児童・生徒が政治や選挙への関心を高め、政治的な教養をはぐくみ、国家や社会の形成者として主体的に参画しようとする資質や能力を育成します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
主権者教育の 推進	主権者教育の 推進	主権者教育の 推進	主権者教育の 推進	主権者教育の 推進

《所管課：教育指導課》

- 5 - オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 大会に向けた気運を醸成するとともに、同大会を契機として、区立小・中学校、区立幼稚園全校をオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定するとともに、特に取組みを推進する学校を同教育アワード校に指定し、児童・生徒に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」などの資質をはぐくんでいきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
オリンピッ ク・パラリンピ ック教育推進 校・教育アワー ド校の取組み	オリンピッ ク・パラリンピ ック教育推進 校・教育アワー ド校の取組み	オリンピッ ク・パラリンピ ック教育推進 校・教育アワー ド校の取組み	オリンピッ ク・パラリンピ ック教育推進 校・教育アワー ド校の取組み	オリンピッ ク・パラリンピ ックのレガシ ーを継承した 取組み

《所管課：教育指導課》

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進（学校経営・ 教員支援）

基本的な考え方

「世田谷9年教育」では、「世田谷区教育要領」「学校運営」「教職員の研修・研究及び学校への支援の充実」の3つの柱を中心に具体的な取組みを進めています。

学校運営では、地域の区立小・中学校がグループ「学び舎」（または学舎）を構成して、学び舎ごとに特色ある取組みを実施しています。学び舎としての教育目標、行動計画などを設定し、小・中学校の教員も、その地域の一人ひとりの子どもが小学校に入学してから中学校を卒業するまでの9年間に対して、協働して責任ある学校運営を進めるとともに、区立小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との円滑な接続も図ります。

そのためには、教職員自らが研究や研修に励み、授業の質の向上や改善に努める必要があります。幼稚園、小・中学校と合わせて100校近い区立学校・園を抱える世田谷区にふさわしい、教職員の研究や研修の機会の拡充、教育相談機能をはじめ、学校運営・学校経営や教職員の支援体制等の改善・充実を図る「世田谷区教育総合センター」の整備など、学校や学び舎、家庭・地域の連携・協力により、学校経営・学び舎運営や教育活動の充実を図ります。

- 1 教員の資質・能力の向上に向けた支援

>> 現状と課題

教育委員会では、様々な教育課題への的確な対応や授業の改善、学校運営・学校経営の円滑化に向けて、年間を通じて、各種の研修を実施し、区立小・中学校、幼稚園の教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。また、「世田谷区教育総合センター」の整備に向けた検討・取組みの中で、今後、教員研修・教育研究や学校支援等を効果的に実施するために、どのような機能・体制が必要とされるかについても検討を行なっています。

学校や幼稚園だけでは対応することが難しい課題の深刻化防止、早期解決に向けた支援の充実や、配慮を要する子どもに適切に対応するための学校（園）への支援も必要とされています。

区立小・中学校、幼稚園の教育活動や学校運営の質を高めるためには、教員研修等による教員の資質・能力の向上が不可欠ですが、その一方で、校務の多忙等により研修に参加する時間が十分とれない、などの課題があります。また、新学習指導要領や様々な教育課題等に的確に対応するため、より効果的・効率的な内容及び手法による教員研修等、教員の資質・能力の向上に向けた取組みの実施が求められています。

また、学校運営・学校経営等に係る人材の効率的な運用や地域人材の有効活用に向けた取組みも課題です。

>> 取組みの方向

世田谷区の教育を推進する中核的な機関として、時代の変化を捉え、専門性の高い研究を進め、実践に結びつける学びの再構築に取り組むとともに、支援機能を集約し、教職員、保育者、幼稚園・保育所等のほか、子ども、保護者を支援していく拠点として「世田谷区教育総合センター」の整備を進めます。

区独自の教育に関わる課題解決や授業改善、円滑な学級経営等を支援するために、子どもや学校の実態を把握し、分析、研究を行い、その成果を踏まえ、学校経営や教育施策立案に向け資料を提供します。

新学習指導要領の内容や教育研究の成果等も踏まえ、教員研修の実施及び充実に向けた検討を行ない、系統的・体系的な研修の企画運営を図るとともに、今後の教員に必要とされる資質・能力の育成・向上に向けた研修の内容や環境整備について、「世田谷区教育総合センター」の教育研究・教職員研修機能のあり方とともに検討していきます。

学校だけでは解決が困難な課題について、深刻化防止、早期解決に向けて、心理や法律など専門的立場から学校に対して助言・援助を行う教育支援チームを拡充し、学校支援の強化を図ります。また、配慮を要する子どもについて、学校の資源だけでは対応することが難しい場合に、就学後も含めた子どもの状況を専門的な視点で継続的に見守り、学校（園）を支援する特別支援教育に関わる専門チーム「特別支援教育巡回チーム」の設置に取り組めます。

現在教育委員会事務局各課が担っている、学校運営・学校経営に関わる人材

の派遣等の取組みを集約・再編し、学校のニーズに応える地域人材等とを結びつける人材バンクの構築・運用などについて、検討します。また、部活動支援員をはじめ、事務改善や人的支援により、教員の負担軽減を図ります。

>> 4年後の姿

教育総合センターを中心に、効果的・効率的で実践的な教員研修が実施されるとともに、教育研究の成果を学校経営や新たな教育施策の立案等に活用しています。

専門性の高いチームの派遣や巡回により、いじめや不登校の予防や早期対応・深刻化防止等や特別支援教育の推進を図るとともに、地域の多様な人材の有効活用を図り、学校の経営力・教育力を高め、円滑に教育活動や学校運営・学校経営を進めるために支援しています。また、教員が担う事務負担の軽減に向け、事務改善や人的支援を進めています。

- 1 - 教員研修の充実

様々な教育課題への適切な対応や授業の改善に向けて、小・中学校の教員等の専門性を高め、指導力の向上を図るため、教育研究の成果等も踏まえ、教員研修の充実に取組みます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
教員の研修の質の向上に向けた・検討・取組み	教員の研修の質の向上に向けた・検討・取組み	教員の研修の質の向上に向けた・検討・取組み	教員の研修の質の向上に向けた・検討・取組み	教員の研修の質の向上に向けた・検討・取組み
教員研修機能・体制の整備・充実に向けた取組み	教員研修機能・体制の整備・充実に向けた取組みの検討	教員研修機能・体制の整備・充実に向けた取組みの整備	教員研修機能・体制の整備・充実に向けた取組みの試行	教員研修機能・体制の整備・充実に向けた取組みの実施

《所管課：教育指導課》

- 1 - 教育の実態把握・分析・研究・改善

教育課題への対応や授業改善、学校経営・学級運営等を支援するために、児童・生徒や学校の実態を把握し、分析、研究を行い、その成果を学校経営や教育施策立案や、教職員等の指導力、資質・能力の向上を図るための研修の体系化等に活用します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
研修・研究機能の充実・研究体制の整備・充実に 向けた検討	研修・研究機能の充実・研究体制の整備・充実に 向けた検討	研修・研究機能の充実・研究体制の整備	研修・研究機能の充実・研究の 試行	新体制による 運営

《所管課：教育指導課》

- 1 - 学校への支援体制の強化

学校の経営力・教育力を高め、円滑に教育活動や学校運営を推進することができるよう、心理や法律など専門的立場から学校に対して助言・援助を行なう教育支援チームの拡充や特別支援教育に関わる専門チーム「特別支援教育巡回チーム」の設置、地域人材コーディネート機能等により、学校を支援します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校支援機能の集約・再編	学校支援機能の集約・再編の 検討	学校支援機能の集約・再編の 試行	学校支援機能の集約・再編の 試行	学校支援機能の集約・再編の 実施
【再掲】教育支援チームの拡充	支援の実施及び充実に 向けた検討 (1チーム)	学校との連携強化等 に関する検討 (1チーム)	支援内容の充実及び チームの複数設置に 関する検討 (1チーム)	教育支援チームの 拡充 (2チーム)
【再掲】校(園)外から支援する体制の充実	特別支援教育巡回チームの 役割や構成員、運営方法 等の検討	特別支援教育巡回チームの 役割や構成員、運営方法 等の検討	特別支援教育巡回チーム による支援開始	特別支援教育巡回チームの 効果検証
地域人材コーディネート機能の 充実(人材バンクの構築・運用)	地域人材コーディネート機能の 充実に向けた検討	地域人材コーディネート機能の 充実に向けた検討	地域人材コーディネート機能の 充実に向けた検討	地域人材コーディネート機能 による学校支援の実施

《所管課：教育指導課、教育相談・特別支援教育課、新教育センター整備担当課》

- 1 - 教員の負担軽減

教材作成や授業準備はもとより、保護者や地域との調整、教育委員会等からの調査や各種依頼など、教員が担う事務は多岐に渡っています。教員が担う事務等見直し、事務改善や人的支援を行い、教員が児童・生徒と関わる時間の拡充を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援	指導力向上サポート室や人的支援の拡充による教員支援
部活動支援員制度の充実	部活動のあり方検討及び部活動支援員制度の見直し検討	部活動支援員制度の試行	部活動支援員制度の実施	部活動支援員制度の実施
教員の働き方改革の推進	学校休業日の拡大等の検討	学校休業日の拡大等の検討	学校休業日の拡大等の検討	学校休業日の拡大等の検討

《所管課：教育総務課、教育指導課、生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - 教育総合センターの整備

世田谷区の教育を推進する中核的な機関として専門性の高い研究を進め、学びの再構築に取り組むとともに、支援機能を集約し、効果的に学校を支援していく拠点と推進体制の整備を進めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
教育総合センターの整備・開設	実施設計	実施設計・解体工事	建設工事	建設工事・開設
	運営体制等の検討	準備組織の設置	準備組織による新体制への移行準備	新体制による運営

《所管課：新教育センター整備担当課、教育総務課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、中央図書館》

- 2 信頼される学校経営の推進

>> 現状と課題

学校経営や学び舎運営のモデルとして、「世田谷9年教育」、「学校評価システム」、「教科『日本語』」、「地域運営学校」、「人材育成」の5つの分野で構成される「世田谷マネジメントスタンダード」を策定し、「世田谷9年教育」の定着など、質の高い学校教育の推進を図っています。また、各小・中学校では、「世田谷マネジメントスタンダード」の一環である「学校評価システム」スタンダードに基づき、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価を実施し、学校としての組織的・継続的な改善に取り組んでいます。

「世田谷マネジメントスタンダード」については、区立小・中学校への一層の定着を図るとともに、新学習指導要領等や、これまでの実施状況等の検証を踏まえ、内容の充実に向けた検討・取組みを行うことが必要です。

各学び舎では、「世田谷マネジメントスタンダード」の内容等を踏まえながら、小学校と中学校の教員が協働して学校運営や教育活動の充実に取り組んでいます。また、学校要覧や学び舎要覧、学校や学び舎のホームページ等により、学校や学び舎の情報を、保護者や地域に発信しています。

今後とも、各学校や各学び舎から積極的に情報発信を行い、保護者や地域への「世田谷9年教育」の取組みの周知に努めることが必要です。また、教育委員会として、都、大学等の教育に関する最新情報や研究成果等を収集・整理し、学校経営の円滑化や授業改善に向けて、学校や教員へ提供することも重要です。

>> 取組みの方向

質の高い学校教育や円滑な学校経営・学び舎運営の実現に向けて、新学習指導要領や、小・中学校での実施状況を踏まえ、「世田谷マネジメントスタンダード」の改訂に向けた検証・検討に取り組めます。併せて、「学校評価システム」マネジメントスタンダードに基づく、学校評価システムの充実についても検討します。

引き続き、保護者や地域への「世田谷9年教育」の取組みの周知に向けて、各学校や各学び舎から積極的に情報発信を行うとともに、教育情報等の収集・整理及び、学校経営の円滑化や授業改善の資料としての提供については、「世田谷区教育総合センター」の教育情報収集・機能の整備のあり方とともに検討していきます。

>> 4年後の姿

「世田谷マネジメントスタンダード」が区立小・中学校に定着し、それに基づく、より質の高い学校経営や学び舎運営が行なわれています。

各学校や各学び舎では、引き続き「世田谷9年教育」への理解の浸透に向けて保護者や地域に積極的に情報発信を行うとともに、教育に関する最新情報や研究成果を活用し、学校経営の円滑化や授業改善に向けた取組みや研究が進められています。

- 2 - 「世田谷マネジメントスタンダード」の推進

「世田谷9年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとしての「世田谷マネジメントスタンダード」について、新学習指導要領等や、これまでの実施状況等の検証を踏まえ改訂するとともに、区立小・中学校での取組みの定着をめざします。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
世田谷マネジメントスタンダードの改訂	世田谷マネジメントスタンダードの検証	世田谷マネジメントスタンダードの改訂	改訂版・世田谷マネジメントスタンダードの試行	改訂版・世田谷マネジメントスタンダードの実施

《所管課：教育指導課》

- 2 - 学び舎による学校運営の充実

「世田谷マネジメントスタンダード」に基づき、各学び舎の特性を踏まえ、学び舎の教育目標や行動計画などを作成し、学び舎による学校運営や教育活動の充実を図り、「世田谷9年教育」を推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実

《所管課：教育指導課》

- 2 - 学校情報等の発信

保護者・地域に対して、学校や学び舎から積極的に情報発信を行い「世田谷9年教育」等の取組みへの理解浸透を図るとともに、教育に関する多様な情報を収集・整理し発信します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実
世田谷区教育総合センターにおける教育情報の収集・整理・提供	教育情報の収集・整理・提供に向けた検討	教育情報の収集・整理・提供の環境整備	教育情報の収集・整理・提供の試行	教育情報の収集・整理・提供の実施

《所管課：教育総務課、教育指導課》

- 2 - 学校評価システムの推進

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めます。「学校評価システム」は、新学習指導要領やこれまでの教育施策、課題等を踏まえた評価・検証を行い、「学校評価システム」マネジメントスタンダードを改訂し、学校評価システムを一層充実させ、学校改善を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施及び改訂	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の改訂	「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施

《所管課：教育指導課》

多様な個性がいかされる教育の推進

基本的な考え方

「新・才能の芽を育てる体験学習」では、国内外の第一線で活躍する講師等による講座など、普段の生活ではふれることのできない体験を通じて、子どもたちが自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会をつくること、また、子どもたちが将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を育てていくことを目的としています。また、「遊び場開放事業」を実施し、区立小学校の校庭を開放し、子どもたちの安全な遊び場を確保すると共に、子どもたちが屋外の身近な場所で思いきり遊ぶことで豊かに成長していけるよう、外遊びの推奨を図っています。

また、配慮を要する子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子ども の能力や可能性を最大限に伸長するために、特別支援教育を推進します。

学校生活における児童・生徒の状況を的確に把握し、いじめ等の早期発見や未然防止及び深刻化防止のための適切な対応を図るとともに、児童・生徒の心理的要因や家庭の福祉的要因等への対応を含めた学校内外の教育相談機能の充実を図り、児童・生徒とその保護者が抱える問題の解決を支援します。

さらに、ほっとスクールにおける支援拡充等の不登校対策の充実を図り、不登校状態にある児童・生徒とその保護者を支援し、学校復帰や社会的自立につなげます。

- 1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進

>> 現状と課題

「新・才能の芽を育てる体験学習」を実施し、子どもたちが日常生活ではふれることのない体験・体感ができる機会をつくっています。また、子どもの五感や体力を育てるためにも外遊びによる体験や発見は大切です。小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場とし、地域の方々と連携を図りながら外遊びができる身近な場所を確保しています。

子どもたちが、豊かな体験・体感を通して、将来の夢や希望を持ち、たくましく生き抜く力を培いながら、個性を生かし、創造性を育み、能力を伸ばすための環境整備をより充実していくことが必要とされています。

>> 取組みの方向

「新・才能の芽を育てる体験学習」では、平成29年度より、子どもたちの体験・体感の機会を一層充実するために5つの柱を設定し、事業の拡大に取り組んでいます。5つの柱は 探求(自らの興味に合わせてそのテーマの面白さ、不思議さ、奥深さに気付きさらに深く学ぶ) 表現(一人ひとりの個性や特性が活かされるさまざまな表現活動について学ぶと共にコミュニケーション能力を培う) 体力・健康(スポーツ、遊び等を通じてのびのびと身体を動かす楽しさを学ぶと共に体力向上・健康増進を図る) 国際理解(東京2020大会を契機に日本の伝統含め、国際理解等を深める) 環境(環境や環境問題に対する興味、関心を高める)からなり、この柱については複数重なり講座の実施目標となることもあります。

参加対象については幼児期の体験・体感の大切さを踏まえ、心豊かにのびのびと生きる力を身に付けていくきっかけとなるよう幼児からとし、広げています。

加えて、不登校児童・生徒への支援にもつなげるような取組みをはじめています。

また、外遊びの推奨を図るために、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日等に区立小学校の校庭を開放し、地域と連携を図りながら子どもたちがいきいきと外遊びができるように身近な「遊び場」を確保します。

>> 4年後の姿

子どもたちが、普段の生活ではふれることのできない体験を通じて、自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会としているとともに、将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を育てています。また、小学校の校庭等を身近な遊び場として地域の方々に見守られながらいきいきと外遊びをしています。

- 1 - **新・才能の芽を育てる体験学習の充実**

国内外の第一線で活躍する講師等による講座など、普段の生活ではふれることのできない体験を通じて、子どもたちが自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会をつくること、また、子どもたちが将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を育てていくことを目的に「新・才能の芽を育てる体験学習」の取組みを推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
新・才能の芽を育てる体験学習の充実	新・才能の芽を育てる体験学習の充実に向けた取組み	新・才能の芽を育てる体験学習の充実に向けた取組み	新・才能の芽を育てる体験学習の充実に向けた取組み	新・才能の芽を育てる体験学習の充実に向けた取組み及び実施手法の見直し

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - **外遊びの推奨及び小学校の遊び場開放の充実**

区立小学校の校庭を開放し、地域と連携を図りながら子どもの安全な遊び場を確保すると共に、子どもが屋外の身近な場所で思いきり遊ぶことで豊かに成長していけるよう、外遊びの推奨を図っていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
外遊びの推奨及び遊び場開放事業の充実に向けた取組み	外遊びの推奨及び遊び場開放事業の充実に向けた取組み	外遊びの推奨及び遊び場開放事業の充実に向けた取組み	外遊びの推奨及び遊び場開放事業の充実に向けた取組み	外遊びの推奨及び遊び場開放事業の充実に向けた取組み

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 特別支援教育の推進

>> 現状と課題

特別支援教育の充実については第2次世田谷区教育ビジョンの重点事業に位置付けるとともに、平成27年3月には「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」(以下「あり方」といいます。)を策定しました。また、「あり方」で定めた「考え方」や「取組みの方向」を実現するための行動計画として平成28年4月に「世田谷区特別支援教育推進計画(第1期)」を策定し、特別支援教育の充実に向けた取組みを行っています。

障害者差別解消法の施行やインクルーシブ教育システム(障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みなど)の構築など、特別支援教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、通常の学級における人的支援の大幅な拡充を行いました。これらの取組みにより、配慮を要する児童・生徒の学習活動の向上や授業内容の理解促進など、様々な教育的効果が現れてきています。一方、発達障害をはじめ、配慮を要する児童・生徒の増加等に伴い、通常の学級における人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。また、配慮を要する児童・生徒の人数や状態は各校によって異なるため、これらの状況に応じた支援員等の配置や人的支援を担う人材の確保が課題となっています。さらに社会状況や子どもを取り巻く環境が大きく変わる中で、学校や教職員が抱える課題は、指導上の課題をはじめ、より複雑・多様化し、学校組織や教職員の専門性だけで対応することが難しくなってきています。

障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、区立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある支援の場を整備していくことが重要です。発達障害等の児童・生徒の中には、「特別支援教室」や通級による指導だけでは十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいることから、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の整備が求められています。また、区立中学校における「特別支援教室」の全校導入や、知的障害学級(固定)、言語障害学級(通級)の地域バランスに応じた設置に関する課題もあります。

特別支援学級等に在籍している児童・生徒の多くは、障害による学習上又は生活上の困難を抱えており、障害のある児童・生徒の状態に応じた教材・教具を充実していく必要があります。このような状況を踏まえ、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置等を整備するとともに、タブレット型情報端末モデル事業の実施等にも取り組んでいます。今後、モデル事業の実施状況を踏まえ、ICTの活用に関する教員の知識・技能の更なる向上に努め、タブレット型情報端末の整備を進めていく必要があります。

加えて、誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の実現に向け、次世代を担っていく児童・生徒が、障害者理解を深めていくことが重要です。区では、これまでも「交流及び共同学習」や「副籍交流」などに取り組んでいますが、今後更なる充実を図る必要があります。

>> 取組みの方向

特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえた、平成30年度から平成33年度までの4年間にわたる「世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)」に基づき、区立小・中学校・幼稚園における具体的な事業活動を進めていきます。

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、地域ボランティアや大学生ボランティアの活用、児童・生徒の状態に応じた支援員等の配置、人材確保の方策等について検討し、より一層充実を図ります。

また、学校(園)の人材だけでは十分な支援が難しい場合などにおいて、校外からも支えることができるよう、支援体制の強化に向け取り組みます。

特別支援学級等に入級(室)する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、計画的な学級整備に取り組みます。教材・教具の整備については、児童・生徒の学習意欲や学力等の向上を図るため、ICTの活用に関する教員の知識・技能の更なる向上に努めるとともに、タブレット型情報端末の整備について検討し、個に応じた指導の充実を図ります。

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の形成に向け、交流及び共同学習等を通じて、障害者理解教育を促進します。

>> 4年後の姿

多様な人的支援の下で特別支援教育体制を推進しています。

障害の種別や地域のバランス等に配慮した特別支援学級の計画的整備・充実を進めています。

タブレット端末等の機器を活用し、配慮を要する児童・生徒の学習意欲や学力の向上を図る取り組みを行っています。

交流や共同学習等を通じて、障害者に対する理解や配慮を促進しています。

- 2 - 特別支援教育体制の充実

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、学校包括支援員、非常勤講師、地域人材等の多様な人的支援体制を強化し、特別支援教育の更なる充実を図ります。

学校（園）の人材だけでは配慮を要する子どもたちへの十分な支援が難しい場合などにおいて、就学（就園）後も専門的な視点で子どもの状況を継続的に見守り、学校（園）を支援する専門チーム（特別支援教育巡回チーム）の設置に向け、取り組みます。

また、配慮を要する子どもの一貫した支援のための情報共有や連携強化に向けたシステムづくりについて、「世田谷区教育総合センター」の開設を見すえた検討を行い、支援の充実に向け取り組みます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
特別支援教育 コーディネーター機能の充 実	活動環境整備	活動環境整備	活動環境整備	活動環境整備
	小学校（代替講師等の配置）	人材確保に向けた検討・取組み	効果や課題を踏まえた仕組みの改善	効果や課題を踏まえた仕組みの改善
	-	中学校（「特別支援教室」の導入状況を踏まえた検討）	検討を踏まえた取組み	効果検証
学校包括支援員の充実	学校規模等に応じた配置の検討・取組み	学校規模等に応じた配置の検討・取組み	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実
非常勤講師（教科の補充）の充実	児童・生徒数や状態等に応じた配置の検討・取組み	児童・生徒数や状態等に応じた配置の検討・取組み	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実
特別支援学級支援員の充実	学級数や障害種別に応じた配置の検討・取組み	学級数や障害種別に応じた配置の検討・取組み	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実	検討を踏まえた適切な配置、支援の充実
地域ボランティア制度の検討・取組み	地域ボランティア制度のモデル事業実施	地域ボランティア制度のモデル事業実施	モデル事業を踏まえた取組み	モデル事業を踏まえた取組み
【再掲】校（園）外から支援する体制の充実	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームの役割や構成員、運営方法等の検討	特別支援教育巡回チームによる支援開始	特別支援教育巡回チームの効果検証
情報共有・連携強化に向けたシステム検討	情報共有・連携強化に向けたシステム検討	情報共有の内容や具体的な運用方法等の検討	情報共有・連携強化に向けたシステム開発	運用開始

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 2 - 特別支援学級等の整備・充実

特別支援学級等に入級（室）する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮しながら、学校の増改築等にあわせた計画的な学級整備に取り組むことによって、特別支援教育の更なる充実を図ります。知的障害学級（固定）及び言語障害学級（通級）の設置については、引き続き検討していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
小学校「特別支援教室」の巡回指導体制	小学校「特別支援教室」拠点校の整備・充実	小学校「特別支援教室」拠点校のあり方検討	拠点校のあり方検討を踏まえた取組み	巡回指導体制の効果検証・課題改善
中学校「特別支援教室」	中学校「特別支援教室」導入に向けた検討・整備	中学校「特別支援教室」の導入	中学校「特別支援教室」の効果検証・課題改善	中学校「特別支援教室」の効果検証・課題改善
自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）の開設に向けた検討	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）の開設に向けた整備	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）の開設（小・中学校）	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）の充実

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 2 - 特別支援教育を推進する教材・教具の充実

タブレット型情報端末等の教材・教具の効果的な活用により、配慮を要する子どもたちの学習意欲や学力向上等を引き出し、特別支援教育の更なる充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
タブレット型情報端末の整備	タブレット型情報端末モデル事業の実施	モデル事業の効果検証		
	タブレット型情報端末の導入に向けた検討	タブレット型情報端末の整備に向けた検討	検討を踏まえた取組み	タブレット型情報端末を活用した指導の充実

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 2 - 障害者理解教育の推進

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の形成に向け、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級、また、都立の特別支援学校と区立小・中学校との交流及び共同学習等を通じて、障害に対する理解や配慮を促進することにより、特別支援教育の更なる充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
人権教育・道徳教育の実施	人権教育・道徳教育の実施	成果を活用した各教育活動の実施、効果検証、課題改善	成果を活用した各教育活動の実施、効果検証、課題改善	各教育活動の充実
オリンピック・パラリンピック教育を契機とした教育や交流活動の実施	オリンピック・パラリンピック教育を契機とした教育や交流活動の実施	交流活動の実施、効果検証、課題改善	交流活動の実施、効果検証、課題改善	交流活動の充実、相互理解の促進
交流及び共同学習の実施、副籍制度による交流活動の実施	交流及び共同学習の実施、副籍制度による交流活動の実施	交流及び共同学習等の実施、効果検証、課題改善	交流及び共同学習等の実施、効果検証、課題改善	交流及び共同学習等の充実、相互理解の促進
保護者や学校関係者への理解啓発	リーフレットの作成・配布	検討を踏まえた取組み	効果検証・課題改善	効果検証・課題改善

《所管課：教育相談・特別支援教育課、学務課、教育指導課》

- 3 ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

教育環境におけるいじめの未然防止や不登校となる可能性のある児童・生徒の早期発見、発生後の深刻化防止等の重要性が高まっており、教育相談や不登校対策の取組みとともに、いじめ防止対策等を進めていく必要があります。

教育相談の件数は年々増加し、特に発達や障害に関する相談が増加しており、質の高い支援や助言を的確に行い、課題解決を速やかに図る必要があります。また、児童・生徒や保護者が抱える課題が多様化、複雑化する中、とりわけ福祉的な課題を抱える児童・生徒、家庭への対応がさらに求められており、学校を支援する体制を強化し、校内委員会の充実など学校教育相談の充実を図る必要があります。

不登校となる児童・生徒の数が増加傾向にあり、ほっとスクールを利用する児童・生徒の数も増加傾向にある中、不登校の抑制を図るとともに、不登校児童・生徒の自立を支援する必要があります。また、ほっとスクール通室生の継続した通室の確保を図り、学校復帰や新たな進路に進む児童・生徒を支援する必要があります。

子どもの権利侵害についても、学校内外や家庭など様々な場面で発生することが想定されます。教育委員会と区が共同設置した「子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート：略称せたホッと)」では、いじめや虐待などの子どもの権利侵害を取り除くための相談、助言や支援などを公正かつ中立の立場で行っています。教育委員会ではその要望や意見を尊重し、適切に対応していく必要があります。

>> 取組みの方向

いじめ防止対策推進法に基づき策定された「いじめ防止基本方針」を踏まえ、「いじめ防止プログラム」等の取組みを進めます。

教育相談の質的向上を図るため、相談員を対象とした的確な研修を継続して実施します。また、スクールカウンセラー(ＳＣ)やスクールソーシャルワーカー(ＳＳＷ)、校外アドバイザーなど、学校を支援する体制を強化します。

不登校対策では、平成30年度から平成33年度までの4年間にわたり不登校に関する取組みを総合的かつ計画的に推進する「世田谷区不登校対策アクションプラン」に基づき、学校と連携し、予防から、初期対応、個別支援、事後対応まで一貫した支援を行う体制を整備し、世田谷区教育総合センターをその拠点として位置付けます。さらに、3か所目のほっとスクールを含め、多様な学習・体験プログラムの開発など、ほっとスクール通室生に対する取組みを拡充します。

また学校内外の教育相談体制の強化や質の向上を図るとともに、せたホッとなど多様な相談機関等とも連携しながら、適切な支援・対応に努めます。

>> 4年後の姿

いじめ等の早期発見や未然防止及び深刻化防止のための手法のさらなる定着を図り、いじめ等へ適時適切に対応しています。

学校内外の教育相談において、相談員等の体制の強化や資質向上を図り、複雑化・多様化し増加する相談に適切に対応しています。

世田谷区教育総合センターを拠点に世田谷区ならではの不登校対策を推進し、不登校の抑制を図るとともに、不登校児童・生徒の学校や社会へのつながりをさらに確保しています。

- 3 - 不登校等への取組みの充実

不登校の予防から初期対応、個別支援、事後対応まで一貫した支援を行う体制の整備、不登校児童・生徒の自立に向けた支援の強化など、不登校等への取組みの更なる充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の整備	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の運用	不登校の初期対応の段階から学校を支援する組織体制の運用
新たなほっとスクールの開設	新たなほっとスクール「希望丘」開設	新たなほっとスクールの民間による運営	新たなほっとスクールの民間による運営	新たなほっとスクールの民間による運営
	多様なプログラムの検討	多様なプログラムの開発・実施	多様なプログラムの開発・実施	多様なプログラムの検証・見直し

《所管課：教育相談・特別支援教育課、教育指導課》

- 3 - 相談機能の充実

学校内外の教育相談体制の強化や質の向上に取組み、相談機能の更なる充実を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校内外の教育相談体制の充実(心理教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)	学校内外の教育相談体制の検討・充実	学校内外の教育相談体制の検討	学校内外の教育相談体制の検討	学校内外の教育相談体制の検討
的確な研修・スーパーバイズの実施	的確な研修・スーパーバイズの実施	的確な研修・スーパーバイズの実施	的確な研修・スーパーバイズの実施	的確な研修・スーパーバイズの実施

《所管課：教育相談・特別支援教育課、教育指導課》

- 3 - いじめ防止等の総合的な推進

平成29年12月に、いじめ防止等に関する国の基本方針の改定等を踏まえ、世田谷区「いじめ防止基本方針」を改定しました。改定した基本方針を踏まえた「いじめ防止の手引き」を各小・中学校へ周知徹底し、教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の適切な対応を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施	いじめ防止プログラムの区立中学校全校実施
	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施	児童・生徒の学級生活意欲等に関する調査の区立小中学校全校実施
教育支援チームの拡充	支援の実施及び充実に向けた検討(1チーム)	学校との連携強化等に関する検討(1チーム)	支援内容の充実に及びチームの複数設置に関する検討(1チーム)	教育支援チームの拡充(2チーム)

《所管課：教育指導課、教育相談・特別支援教育課》

教育環境の整備・充実と安全安心の確保

基本的な考え方

学校は、児童・生徒の学習の場であり、生活の場でもあります。計画的に改築・改修等を行いながら、老朽化等施設の課題に対応し、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。

そして、児童・生徒が安心して通い、いきいきと活動できる学校であるために、防災等の安全対策や、感染症対策、アレルギーへの対応を徹底するとともに、不審者の侵入防止なども含めた学校の危機管理能力の向上を図ります。

また、児童・生徒が事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域の連携をさらに深めるとともに、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全確保・事故防止などに努め、児童・生徒への安全教育をより一層充実させる取組みも推進します。

- 1 よりよい学びを実現する教育環境の整備

>> 現状と課題

教育委員会では、平成25年9月に策定した「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)」に基づき、年次計画に沿って学校の適正規模化に関する具体的な取組みを進めてきました。

区立小・中学校の児童・生徒数は、地域や学校区単位によって増加傾向または減少傾向の偏在化がみられ、今後も引き続き学校の適正規模化の取組みを検討していく必要があります。

また、校舎の老朽化が進む中、建設コストの上昇、年少人口、高齢者人口の増加等の要因により、財政上公共施設整備を取り巻く状況が一層厳しくなっています。このため、区では平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」を策定し、学校改築のサイクルや手法の見直し、長寿命化改修の徹底が求められています。

さらに、少人数指導や特色ある教育活動等ソフト面での学校教育の充実に向けた施設の整備も求められています。

今後は、「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、計画的に改築、改修を行い、長寿命化を図りながら、安全・安心や環境配慮、教育の充実や地域貢献等学校に求められる様々なニーズに対応するべく効率的、効果的に施設整備を進めていく必要があります。

>> 取組みの方向

児童・生徒のより良い教育環境の実現をめざし、学校の大規模化、小規模化への対応について、児童・生徒数の推移等の状況を見極めながら、検討を進めていきます。

また、従来の改築手法を改め、校舎棟を棟別に分けて、耐用年数である築65年を目安に順次改築する「棟別改築」を基本として改築を行っていきます。躯体の状態が良く、耐用年数を超えて継続使用が可能であれば、長寿命化改修を行い、築90年程度までの使用をめざします。また、区長部局と連携して、他の公共施設との複合化や空き時間の有効活用等による多機能化等もあわせて検討していきます。

>> 4年後の姿

児童・生徒のより良い教育環境の実現をめざし、学校の大規模化、小規模化への対応について、児童・生徒数の推移等の状況を見極めながら、検討するとともに、「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、計画的に学校の施設整備を進めています。

- 1 - 学校の適正規模化・適正配置

学校の適正規模化への対応について、児童・生徒数の推移等の状況を見極めながら検討を進め、児童・生徒のより良い教育環境の実現を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校の適正規模化の検討	学校の適正規模化の検討	学校の適正規模化の検討	学校の適正規模化の検討	学校の適正規模化の検討

《所管課：教育環境課》

- 1 - 地域に貢献する学校改築の推進

「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、学校施設の改築を計画的に行い、改築にあわせて、学校がより地域に開かれ地域に信頼される施設となるように整備します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校改築の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改築計画の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改築計画の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改築計画の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改築計画の推進

《所管課：教育環境課》

- 1 - 安全・安心の学校施設の改修・整備

「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえ、既存校舎を計画的に改修し、適切に維持、保全することにより、長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインに基づき安全で安心できる教育環境を整備します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校施設の適正な改修・整備	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改修・整備の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改修・整備の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改修・整備の推進	「世田谷区公共施設等総合管理計画」を踏まえた改修・整備の推進

《所管課：教育環境課》

- 1 - 環境に配慮した学校づくり

学校施設の改築及び大規模改修時に省エネルギー機器等の導入や再生可能エネルギーの活用等により環境に配慮した施設整備への取組みを進めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
省エネルギー機器の導入等による環境に配慮した学校整備	省エネ機器の導入	省エネ機器の導入	省エネ機器の導入	省エネ機器の導入
		屋上の緑化等		
	太陽光発電設備等の導入	太陽光発電設備等の導入		
	雨水貯留槽・雨水浸透施設	雨水貯留槽・雨水浸透施設		

《所管課：教育環境課》

- 1 - 学校給食施設の整備

学校給食は、児童・生徒に対して栄養バランスのとれた多様な食事を提供し、体力の向上と健康の維持・増進を図るとともに、正しい食生活についての考え方やより良い食習慣を身に付けることを目的としています。また、年々増加する食物アレルギーを有する児童・生徒へ安全に給食を提供するため、衛生管理基準に基づいた給食施設を整備することが必要となることから、老朽化した給食施設を改築・改修等を行うことにより、安全・安心な給食提供を継続します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校給食施設の整備	児童数増等による給食室改修工事	児童数増等による給食室改修工事	児童数増等による給食室改修工事	児童数増等による給食室改修工事
	学校改築に伴う給食室整備	学校改築に伴う給食室整備	学校改築に伴う給食室整備	学校改築に伴う給食室整備
太子堂調理場大規模改修工事		改修工事		

《所管課：学校健康推進課、教育環境課》

- 2 学校教育を支える安全の推進

>> 現状と課題

学校において児童・生徒が安全に楽しく活動ができるよう、各学校では安全計画を策定し、計画に基づき安全指導等を実施し、安全教育に取り組んでいます。また、東日本大震災時の対応から明らかになった課題等を踏まえての防災訓練等を実施するとともに、地震・火災・風水害などの災害に備えた防災対応知識の啓発などにも取り組んでいます。

一方、食物アレルギーのある児童・生徒の増加に対し、学校がより適切に対応できるよう、よりわかりやすいマニュアルづくりと環境整備に努めるとともに、家庭などすべての学校関係者に正しい情報と対応力が身に付くよう働きかけています。さらに、通学路の安全点検やパトロールなども、地域との連携のもと行っています。

地震などの災害対策や通学路の安全確保など、児童・生徒をめぐる社会的環境・自然災害状況は、緊急度を一層増しており、学校における危機管理能力の向上や児童・生徒への防災・安全教育の充実が求められています。また、児童・生徒の安全を確保するのは大人の使命であり、未来への責務でもあります。

これを踏まえ、現在の施策をさらに充実させる必要があります。

>> 取組みの方向

各学校は学校保健安全法に基づき、学校安全計画を毎年度策定し、計画に基づいた安全指導等を継続して実施するとともに、児童・生徒が自らの力で判断し行動できるよう、防災・安全教育の取組みを推進します。

感染症対策、アレルギー対策、熱中症予防対策、不審者の侵入防止、通学時の安全確保など、多様化・複雑化する状況に適切に対応するため、学校の危機管理能力の向上を図ります。

また、児童・生徒の安全安心の確保のためには、地域と連携した安全対策の推進も求められます。児童・生徒が事件・事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域が連携して、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全対策、事故防止などを強化する取組みを充実します。

>> 4年後の姿

学校がさらなる安全を確保できるよう、危機管理能力を一層向上させています。そのために、災害や食物アレルギー、不審者の侵入、熱中症などへの対策や通学路の安全確保など、教育委員会事務局からの支援や、家庭・地域との連携が、より充実したものとなっています。

また、防災・安全教育の充実により、緊急時に児童・生徒が自らの力で判断し、行動できる力を身に付けています。

- 2 - 学校教育を支える安全の推進

児童・生徒が安心して通い、いきいきと活動できる学校であるために、防災等の安全対策や、感染症対策、アレルギーへの対応を徹底します。

不審者の侵入防止なども含めた学校の危機管理能力の向上を図るとともに、児童・生徒が自ら判断し行動できる力を養う防災・安全教育の取組みを推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
学校安全計画の策定及び指導の実施	学校安全計画の策定及び指導の実施	学校安全計画の策定及び指導の実施	学校安全計画の策定及び指導の実施	学校安全計画の策定及び指導の実施
食物アレルギーへの対応	食物アレルギーへの対応	食物アレルギーへの対応	食物アレルギーへの対応	食物アレルギーへの対応
防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進	防災・安全教育の推進

《所管課：教育総務課、学校健康推進課、教育指導課》

- 2 - 地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進

児童・生徒が事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域の連携をさらに深め、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全確保・事故防止などにも努めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施	通学路の合同点検の実施
通学路防犯カメラの設置	通学路防犯カメラの設置 22校 区立小学校全校で対応	通学路防犯カメラの運用	通学路防犯カメラの運用	通学路防犯カメラの運用
小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施
警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施
こどもをまもろう110番運動の実施	こどもをまもろう110番運動の実施	こどもをまもろう110番運動の実施	こどもをまもろう110番運動の実施	こどもをまもろう110番運動の実施
緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用
防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与	防犯ブザー等の貸与

《所管課：教育総務課、学務課、学校健康推進課、学校職員課、教育指導課、生涯学習・地域学校連携課》

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

基本的な考え方

教育委員会ではこれまで、生涯を通じて区民が主体的に学び、自らのライフステージの充実とともに、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

誰もが自らの生き方に適した生涯学習を進めるために、社会の一員としての参加意識をはぐくみ、地域社会の担い手として学びあい育ちあう社会教育を推進します。

また、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供・開発を推進し、地域の大人自身が相互に学びあい育ちあう活動を活発にするために、学習活動の発表交流や、ネットワークづくりなどを支援します。

こうした取り組みから、生涯を通じて区民が主体的に学び、充実した生活や人生を送れるよう支援するとともに、学んだことをいかす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくり・地域コミュニティの活性化を促進します。

子ども・若者の地域での活動を支援することにより、子ども・若者自身の成長と次代の地域リーダーとなる若者の育成をめざします。

障害のある人や外国人などの生涯学習を支援するために、人権と平和の視点に基づいて相互理解を深め、共に生きるための学習を支援します。

世田谷区には、地域の歴史や文化を伝える文化財が多く存在しており、これらは、祖先の生活や文化を伝える貴重な遺産であるとともに、地域の貴重な文化的な財産でもあります。これらの文化財とそれを取り巻く風景、自然環境などを通じて、郷土「せたがや」の豊かな歴史や文化を次の世代へ継承し、自分たちの住む街や地域への愛着を高めていきます。

区民の生涯学習活動の基盤である図書館は、「知と学びと文化の情報拠点」をめざし、子どもの読書活動を推進するとともに、区民の生活や地域の課題解決を支援する機能、区民の集い・交流の場としての機能を充実し、区民の暮らしに役立つ図書館として、より一層の区民利用・参画の促進を図ります。またICTの活用等により、地域情報の発信に努めるとともに、図書館ネットワークの整備・充実を進めていきます。

- 1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり

>> 現状と課題

家庭教育や青少年育成活動など、学校・家庭・地域の連携・協働は一定の成果を上げています。今後は、まちづくりなどに関連する施策や自主的な学習文化団体などと連携・協働を一層進める必要があります。

これまでの生涯学習の地域展開によって、地域で学びあう仲間づくりを通して学習の成果をいかし地域社会に参加する機会を広げてきました。今後は、地域特性をいかし、多様な社会資源と連携・協働して、区民が主体的に参画する生涯学習事業を充実させる必要があります。

障害のある成人のための社会教育の機会として、知的障害、肢体不自由、聴覚障害の人を対象とした障害者学級を開設し、その主体的な運営を支援してきました。加えて、「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月1日）やせたがやノーマライゼーションプラン（平成27年度～32年度）の推進など、共生社会の実現に向けた社会教育における福祉教育の充実が求められています。

>> 取組みの方向

多様な社会資源と連携・協働して、区民参画型の生涯学習事業を充実するとともに、身近な地域における区民の生涯学習の推進を支える体制を充実します。また、地域で相互に学びあい育ちあう担い手づくりと活動の支援のために、社会的な環境づくりを推進します。

学校・家庭・地域と連携し、地域と学校をつなぐ担い手の育成と地域の教育力の向上を図ります。また、関係諸団体とのネットワークと協働を進めます。

区長部局と連携し、子ども・若者の社会的自立のための学習と活動の支援プログラムを充実させます。

障害のある成人を対象とした障害者学級のあり方と運営について検討し、ライフステージを通じた学習機会の充実を図ります。また、大学、各種団体との連携を深めるなど、障害者学級の運営と活動を支援する福祉教育ボランティアの確保、育成を進めます。

>> 4年後の姿

身近な地域における区民の主体的な生涯学習を支援する体制が整い、学びのネットワークをいかした地域コミュニティへの参画と担い手を育てるしくみが整備されています。

地域や青少年育成関係団体とのネットワークを構築し、地域の担い手を育成するための施設整備と機能の充実を図っています。

「福祉教育あり方検討チーム報告書」に基づいて、障害者学級の改善の取り組みが進んでいます。また、福祉教育ボランティアの応募の機会拡充と担い手の育成環境等の充実を図っています。

- 1 - 各種団体への支援の充実

学区域や地域ごとの既存のネットワークを活かしつつ、全区的なネットワークを効果的に構築するとともに、地域の生涯学習と地域活動に関する幅広い情報の発信や学習相談体制の充実により、学習の成果をいかし地域社会に貢献する活動を支援します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
地域における関係諸団体のネットワークと協働を進めるしくみの実施	関係諸団体のネットワークと協働の充実	関係諸団体のネットワークと協働の充実	関係諸団体のネットワークと協働の充実	関係諸団体のネットワークと協働の充実

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - 地域での生涯学習事業の推進

学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供・開発を推進し、地域の大人自身が相互に学びあい育ちあう活動を活発にするために、学習活動の発表交流や、ネットワークづくりなどを支援します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
区民企画講座の実施	幅広い層の対象の取り込みと環境整備	幅広い層の対象の取り込みと環境整備	幅広い層の対象の取り込みと環境整備	幅広い層の対象の取り込みと環境整備

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - 社会教育の充実

誰もが自らの生き方に適した生涯学習を進めるために、社会の一員としての参加意識をはぐくみ、地域社会の担い手として学びあい育ちあう社会教育を推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
担い手を育てるしくみと環境の整備	ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - 青少年教育の充実

子ども・若者の地域での活動を支援することにより、子ども・若者自身の成長と次代の地域リーダーとなる若者の育成をめざします。また、区長部局と連携し、子ども・若者の社会的自立のための学習支援プログラムを充実していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
青少年教育事業の拡充	学習支援プログラムの充実	学習支援プログラムの充実	学習支援プログラムの充実	学習支援プログラムの充実

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 1 - 福祉教育の推進

障害のある成人を対象とした障害者学級のあり方と運営について検討し、改善を図ります。また、障害者学級の運営と活動を支援する福祉教育ボランティアの確保、育成を進めます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
福祉教育ボランティアとの連携による福祉教育のあり方の改善	福祉教育ボランティアとの連携による福祉教育のあり方の検討及び試行	福祉教育ボランティアとの連携による福祉教育のあり方の検討及び試行	福祉教育ボランティアとの連携による福祉教育のあり方の検討及び試行	福祉教育ボランティアとの連携による福祉教育のあり方の検討及び試行
大学、各種団体との連携による福祉教育ボランティア育成事業の改善	応募機会の拡充と育成の検討及び試行	応募機会の拡充と育成の検討及び試行	応募機会の拡充と育成の検討及び試行	応募機会の拡充と育成の検討及び試行

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 郷土を知り次世代へ継承する取組み

>> 現状と課題

世田谷区には、約320ヶ所の遺跡や建造物、古文書などの有形文化財、地域の民俗行事や風習などの民俗文化財など、多くの文化財があるが、社会経済状況の変化により、かつての風景や生活文化が失われつつあり、文化財の保護はますます難しくなっています。教育委員会では区内に存する文化財について調査・研究を行い、登録・指定制度を活用した保存の取組みを進めるとともに、文化財の公開や世田谷の歴史・文化についての啓発事業を進め、地域の文化財保護施策を推進しています。また、区民が郷土の歴史や伝統的な文化に触れて、体験し、学ぶ機会を設け、地域の文化財についての理解を深め、歴史や文化を継承していく意識の醸成に努めています。

平成28年度に、今後の世田谷区の文化財行政の基本的な方向性を定めた「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定し、これに基づく取組みを進めています。

文化財を単体として保存しても、その背景の歴史や生活文化を伝えることは難しく、文化財とその周辺環境を意識した文化財の保存・活用を進めることが求められています。また、新たに世田谷に住むようになった人も増えており、郷土の歴史や文化に触れる機会や場づくりを充実させる必要があります。多くの方に世田谷の歴史・文化への理解を深めていただき、世田谷の魅力を発信していくためには、インターネットなどのICTを活用した、情報発信の充実が不可欠です。

>> 取組みの方向

文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存を推進するため、未指定の文化財についても把握し、リストの作成を進め、保存・活用の方向性を検討します。

文化財に関する総合的な把握及び情報化を図るために、文化財調査に取り組み、調査成果の電子データ化を進めます。

地域住民が主体となった保存活用を促進するため、伝統文化や文化財に触れる機会を増やし、地域の方の文化財保存・活用の取組みを支援していきます。

世田谷の郷土を学べる場や機会を充実していくため、ICTを活用して郷土資料館を核とした郷土学習のネットワーク形成を進めるとともに、民家園や代官屋敷を活用した体験事業の充実を図ります。

世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信を行うため、文化財だけでなく周辺環境まで含めてテーマごとにストーリーを設定し、わかりやすく学ぶための取組みを進めるとともに、まちなか観光などと連携していきます。

>> 4年後の姿

様々な分野の文化財の調査を行い、その成果をまとめ、未指定の文化財を含めた区内の文化財リストにより、地域の住民がそれぞれの地域の文化財を知り、歴史や文化についての理解を深めています。

地域の伝統行事の担い手の育成を進めるとともに、地域の方が文化財の保存・活用に参画し、地域住民が主体となった保存や活用の取組みが広がっています。

ICTを活用した郷土学習のネットワークとして「(仮称)世田谷デジタルミュージアム」により、誰もが手軽に世田谷の歴史や文化を学ぶ機会を得ることができるとともに、民家園や代官屋敷ではかつての生活文化の体験ができます。

「せたがや歴史文化物語」の取組みにより、多くの方にわかりやすく世田谷の歴史・文化についての情報発信を行うとともに、文化財を通じたまちなか観光の情報発信を行っています。

- 2 - 文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進

地域に存在する文化財等、特に指定などがなされていない文化財等は価値を十分に把握されずに失われてしまうことが多いことから、共通の歴史背景を伝える一つのまとまりとしての保存や、文化財をとりまく風景・自然環境の視点を取り込んだ保存等により、失われやすい未指定の文化財等を含めた複合的保存を図っていくことで文化財等の喪失を未然に防いでいく必要があります。

個々の文化財やそれをとりまく風景・自然環境を適切に把握し、複合的保存を図ることで、それらを面として捉えるとともに継続性のある保存施策の展開につなげていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
文化財カルテの作成	未指定文化財のリスト作成	文化財保存活用カルテの検討	文化財保存活用カルテの作成	文化財保存活用カルテの作成

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - 文化財に関する総合的把握及び情報化の推進

文化財等の喪失を防ぎ、適切に保存していくためには、現在区内において存在する文化財等を総合的に把握していく必要があります。

これまでの文化財調査の追跡調査を行い、現状把握を行うとともに、未調査分野についての調査も行い、広く文化財の現状把握に努めていきます。また、未指定分野を含め、文化財の指定・未指定にとらわれない、文化財としての価値を踏まえた総合的調査を推進します。

調査成果については、データ管理・利用における利便性の向上を図るため、ICT技術を活用し、デジタル化、データ一元化を推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
民俗調査の実施	民俗調査の実施	民俗調査の実施	民俗調査の実施	報告書の刊行
各種文化財調査の実施	各種文化財調査の実施	各種文化財調査の実施	各種文化財調査の実施	各種文化財調査の実施

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - 地域住民が主体となった保存・活用の推進

地域の中で文化財等を保存・活用するためには地域住民の存在が不可欠です。

保存の面においては、地域住民との情報交換及び協力関係を通じて、地域の身近な文化財の保存・継承を推進します。また、小・中学生をはじめとする若い世代において、地域の文化行事などの参加を促すなどし、文化財に接する機会を切れ目なく提供することで、継承機会の増加を図ります。

活用の面においても、地域の文化財に関する情報を積極的に区民に提供し、地域の中で行われる歴史・文化に関するイベントの実施等につなげていきます。

さらに、地域住民や地域の文化財保存団体等による保存・活用に関する活動に対しては、専門職員によるアドバイスをはじめとする行政によるサポートを通じ、地域の手による保存・活用への取組みを継続的に支えていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
地域の文化財保護の担い手の育成	文化財ボランティア養成講座の実施	文化財ボランティア養成講座の実施、登録	文化財ボランティア養成講座の実施、登録	文化財ボランティア養成講座の実施、登録
	地域の文化財保護の担い手育成の方向性の検討	地域の文化財保護の担い手育成の方向性の検討	無形民俗文化財に関する体験講座の実施	無形民俗文化財に関する体験講座の実施

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - 世田谷の郷土を学べる場や機会の充実

郷土学習においては、各所管との連携を強化していくとともに、学校教育を通じて郷土を学べる機会の充実を図ります。

さらに、世田谷のかつての風景、風俗慣習の継承を図るため、様々な体験学習を通じて、郷土文化に触れる機会の充実を図ります。その他、区内において、郷土文化について理解を深める多くの機会を設け、多面的な視点による郷土学習を展開します。

実際に文化財に触れる機会を増やし、世田谷の文化財の歴史・文化的価値の普及啓発を推進します。あわせて、文化財を中心とする環境を活かした学びの場づくりを推進します。

これらを通じ、かつての世田谷の生活文化への理解を促し、世田谷の文化の次世代への継承にもつなげていきます。また、一方で、生涯を通じての生涯学習にもつなげ、地域の歴史・文化を知りたいという声に応えていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開
民家園の機能の再検討と事業の充実	民家園再整備の基本構想	民家園再整備の基本設計・実施設計・改修工事等	民家園での体験事業の充実	民家園を活用した事業の評価と体験事業の充実

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 2 - 世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信

情報発信においては、新たな情報ツールを活用して、文化財に関する情報を効果的に発信し、区内に向けて郷土「せたがや」の魅力を伝えていきます。

また、多言語化をすすめ、外国人向けの情報発信を強化するとともに、外国人向けの文化体験の機会の充実を図るなどし、東京 2020 大会を一つのきっかけとした世田谷区の歴史・文化の発信を進めていきます。

各年齢層、各目的に絞った情報発信を行うとともに、まちなか観光などと連携し、効果的に区の魅力を発信します。

さらに、ホームページなどの媒体においては、世田谷の歴史・文化に関する情報のプラットフォームとして(仮称)世田谷デジタルミュージアムを構築し、情報のアクセシビリティを高めていきます。(仮称)世田谷デジタルミュージアムでは指定文化財だけでなく、未指定の文化財についても積極的にデジタル化し、情報発信していきます。

また、案内・表示等については、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが快適に利用できるよう工夫します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
せたがや歴史文化物語の取組み	せたがや歴史文化物語の取組みの選定・推進	せたがや歴史文化物語の取組みの選定・推進	せたがや歴史文化物語の取組みの選定・推進	せたがや歴史文化物語の取組みの選定・推進
【再掲】(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの構築	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開	(仮称)世田谷デジタルミュージアムの公開

《所管課：生涯学習・地域学校連携課》

- 3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実

>> 現状と課題

平成27年に策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン」では、基本理念を「知と学びと文化の情報拠点」と定めました。その実現に向け、第1期行動計画に基づき、学校図書館との連携、課題解決支援のためのサービス拡充やロビーコンサートなどの交流事業、図書館カウンターの設置や地域図書室（旧まちかど図書室）への図書館情報システム導入など様々な施策を推進してきました。

子どもの読書活動を推進するには、学校図書館との連携を進めるとともに、読書量の減少する中高生世代への対応も必要です。また、レファレンスなどの課題解決支援サービスについては、区民の認知度が必ずしも高くないため、周知に努めるとともに職員の専門性の向上も求められます。

多様化する区民ニーズに対応し、図書館サービスの充実と効率的な図書館運営を図るための民間活力の活用については、図書館の公共性・専門性の維持や施設の特性等を踏まえたうえで、活用形態等を検討する必要があります。

>> 取組みの方向

新たに策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン第2期行動計画」に基づく施策を着実に推進していきます。0歳児からの子ども読書活動の充実や課題解決支援機能、交流機能の一層の拡充のほか、区民参画の促進や地域情報の収集・公開を進めていきます。また、ICTタグの導入を全館で進め利便性の向上を図るとともに、梅丘図書館改築による機能整備や中央図書館の機能拡充に向け、図書館ネットワークの整備に取り組んでいきます。

>> 4年後の姿

乳幼児から小学生、中学・高校生、大人までの多様な世代の図書館利用が拡大し、区民の課題解決、交流の場としての機能の充実やICTの活用、図書館ネットワークの整備などにより、区民の多様な学習活動を支援し、地域に欠かせない「知と学びと文化の情報拠点」として、区民の暮らしに役立つ図書館となっています。

- 3 - 地域で学びをいかす人材の育成

区民の多様な学びの機会をつくとともに、参加者による地域での読書や情報にかかわるボランティア活動を促進するしくみをつくり、図書館活動への区民参画を進め、区民がお互いに学びあう機会をつくります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
ボランティア養成講座等の開催	ボランティア養成講座等の継続開催	ボランティア養成講座等の継続開催	ボランティア養成講座等の継続開催	ボランティア養成講座等の継続開催
ボランティアの活動支援	活動支援手法の検討	活動支援手法の検討	活動支援手法の検討	活動支援手法の検討・実施
ボランティアの活動内容の拡大	活動内容拡大の検討	活動内容拡大の検討・実施	活動内容拡大の検討・実施	活動内容拡大の検討・実施

《所管課：中央図書館》

- 3 - 地域情報の収集・発信の充実

地域資料（郷土資料、行政資料）を積極的に収集・整理・公開することにより、地域の課題解決に資するとともに、区民には郷土への理解、区外へは世田谷の魅力を発信していきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
行政資料の収集	体系的収集方法の検討	体系的収集方法の検討・実施	体系的収集方法の検討・実施	体系的収集方法の検討・実施
	区の外機関の発行する資料収集の継続実施・拡充検討	区の外機関の発行する資料収集の継続実施・拡充検討	区の外機関の発行する資料収集の継続実施・拡充	区の外機関の発行する資料収集の継続実施・拡充
	資料情報の集約・提供	資料情報の集約・提供	資料情報の集約・提供	資料情報の集約・提供
区民活動に関する資料の収集	区民活動に関する資料収集の実施	区民活動に関する資料収集の実施	区民活動に関する資料収集の実施・拡充	区民活動に関する資料収集の実施・拡充
地域資料のホームページ等による公開	公開手法の検討	公開手法の検討・実施	公開手法の検討・実施	公開手法の検討・実施

《所管課：中央図書館》

- 3 - 多様な図書館サービスの充実

区民の多様な学習活動に対応するため、地域や暮らしの課題の解決を支援するサービスや障害者、外国人等の図書館利用に配慮が必要な方向けのサービスを充実するとともに、関心を共有する区民が集い交流できる場を設けるなど、様々な図書館サービスの実施により、暮らしに役立つ図書館を実現します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
レファレンスの充実と利用促進	図書館活用講座、情報検索講座等の充実	図書館活用講座、情報検索講座等の充実	図書館活用講座、情報検索講座等の充実	図書館活用講座、情報検索講座等の充実
	レファレンスサービスの積極的な周知検討	レファレンスサービスの積極的な周知	レファレンスサービスの積極的な周知	レファレンスサービスの積極的な周知
	職員のレファレンス能力向上(研修の充実検討)	職員のレファレンス能力向上(研修の充実)	職員のレファレンス能力向上(研修の充実)	職員のレファレンス能力向上(研修の充実)
区民の交流を促す事業の実施	区民の交流を促す事業の検討・実施	区民の交流を促す事業の検討・実施	区民の交流を促す事業の実施	区民の交流を促す事業の実施

《所管課：中央図書館》

- 3 - 図書館ネットワークの構築

ICTの活用により利用者の利便性の向上を図るとともに、梅丘図書館の機能整備や中央図書館の機能拡充に向け、図書館ネットワークの整備・充実を進めていきます。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
ICTタグ及び関連機器の導入	2施設 (一部導入)	5施設 (一部導入)	4施設 (一部導入)	8施設 (全館導入)
梅丘図書館の機能整備	基本設計	実施設計	改築工事	開設
中央図書館の機能拡充	【再掲】多文化体験コーナーの開設	【再掲】多文化体験コーナーの運営	【再掲】多文化体験コーナーの運営	【再掲】多文化体験コーナーの運営
	基本計画策定による検討	基本設計作成による検討	実施設計作成による検討	開館に向けた検討・拡充

《所管課：中央図書館》

- 3 - 家庭や地域、学校における読書活動の充実

関連機関・施設と連携し、家庭や地域、学校での読書環境づくりを支援することにより、乳児から中高生に至るまで、子どもの読書活動を充実させます。また、学校図書館の運営体制の充実により、図書館と学校図書館の連携をさらに推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
はじめて出会う絵本事業等の検討・拡充	はじめて出会う絵本事業等の検討・拡充	はじめて出会う絵本事業等の検討・拡充	はじめて出会う絵本事業等の検討・拡充	はじめて出会う絵本事業等の拡充
中高生の読書活動推進	中高生向け事業の充実検討	中高生向け事業の充実検討	中高生向け事業の充実	中高生向け事業の充実
学校図書館との連携の推進	学校図書館との連携の推進	学校図書館との連携の推進	学校図書館との連携の推進	学校図書館との連携の推進

《所管課：中央図書館》

- 3 - 民間活力の活用

図書館サービスの充実と効率的な図書館運営を進めるため、民間活力の活用を推進します。活用にあたっては、図書館の公共性・専門性の維持、施設の特性等を踏まえ、活用形態等を検討のうえ推進します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
民間活力の活用の推進・検証	多様な民間活力活用による運営体制の検討	多様な民間活力活用による運営体制の導入(1館)	多様な民間活力活用による運営体制の検討	多様な民間活力活用による運営体制の導入(2館)
	住民参加による運営体制の検討	住民参加による運営体制の検討	住民参加を含んだ民間活力活用による運営体制の導入(1館)	-
	-	-	更新に伴う運営体制の検討	更新(1館)

《所管課：中央図書館》

開かれた教育委員会の推進

基本的な考え方

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）が改正され、首長による「総合教育会議」の設置や教育・文化に関する「大綱」の策定とともに、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置や教育委員会会議の透明化が規定され、区長部局との連携強化や教育委員会の迅速性・透明性を図ることが重要視されました。

区教育委員会では、子どもを取り巻く教育の諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会がともに考え、協働して取り組むため「世田谷教育推進会議」を平成26年度に設置し、区民参加型のシンポジウムやワークショップを開催してきました。法改正後は、区の総合教育会議と教育委員会の教育推進会議を2部構成で一体として開催するなど、区長部局との連携強化を図りながら、教育行政への区民参加と協働をより一層進めていきます。

また、教育委員会の会議の状況について、会議録や会議資料をホームページで公開するなど、教育行政の透明性を向上し、区民に開かれた教育委員会を推進します。

- 1 開かれた教育委員会の推進

>> 現状と課題

地教行法の改正に先駆け、区教育委員会では、子どもを取り巻く教育の諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会がともに考え、協働して取り組むための協議の場として「世田谷教育推進会議」を平成26年度に設置しました。これまで、「知育・徳育・体育」の観点から毎年度主要テーマを選定し、区民参加のシンポジウムやワークショップを開催するなど、課題共有や意見交換等を行っています。

しかし、様々な家庭環境がある中で多様な教育的ニーズに応じていくためには、今日的で喫緊な教育課題について、より多くの区民の参加と協働のもとに課題解決に取り組む必要があります。

また、教育委員会開催後に会議録や会議資料をホームページで公開するなど教育行政の透明性の向上を図るとともに、毎年度、教育委員会の事務に関する点検及び評価を実施し、その結果を公表するなど、開かれた教育委員会を推進しています。

>> 取組みの方向

教育委員会の会議開催後に会議録や会議資料を公開するとともに、教育行政の執行状況について教育委員会自ら点検及び評価し、その状況についても公表します。また、ホームページやツイッターなどを活用し、教育情報を広く発信し、教育行政の周知や理解促進に努めるとともに、教育推進会議など区民参加や区民意見を聴取する機会の拡充を図りながら、学校、家庭、地域、行政が連携・協働して、世田谷区らしい質の高い教育の推進をめざします。

>> 4年後の姿

区民が必要な教育に関する情報を得ることができ、教育行政に参画できる環境が整っています。

区民と行政が相互の信頼関係を築きながら、連携・協働し、世田谷区の地域特性をいかした質の高い教育を推進しています。

- 1 - 情報提供の充実

教育委員会の会議録や会議資料をホームページなどで公開することを通し、協力や信頼関係を醸成し、学校・家庭・地域が連携・協働した豊かな教育をめざします。

また、教育委員会の事業改善や教育行政の透明化を図るため、地教行法第26条に規定される「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施し、次年度以降の事業改善に活かしていくとともに、結果について報告書を作成し広く区民に公表します。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
教育委員会資料の公開	教育委員会資料の公開	教育委員会資料の公開	教育委員会資料の公開	教育委員会資料の公開
教育行政の点検及び評価の実施・公開	教育行政の点検及び評価の実施・公開	教育行政の点検及び評価の実施・公開	教育行政の点検及び評価の実施・公開	教育行政の点検及び評価の実施・公開
教育情報の発信	広報紙の発行年3回	広報紙の発行年3回	広報紙の発行年3回	広報紙の発行年3回
	ホームページやツイッターによる情報発信	ホームページやツイッターによる情報発信	ホームページやツイッターによる情報発信	ホームページやツイッターによる情報発信

《所管課：教育総務課》

- 1 - 区民参画の推進

子どもを取り巻く教育の諸課題等について、学校、家庭、地域及び教育委員会がともに考え、協働して取り組むための協議の場として設置した世田谷教育推進会議を実施し、教育課題の共有とそれぞれの役割に応じた取組みの浸透を図ります。

年次計画

	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)
区民参画の推進	世田谷教育推進会議の実施	世田谷教育推進会議の実施	世田谷教育推進会議の実施	世田谷教育推進会議の実施
	シンポジウムやワークショップの実施	シンポジウムやワークショップの実施	シンポジウムやワークショップの実施	シンポジウムやワークショップの実施

《所管課：教育総務課》

資料編

第1節 世田谷区の教育関連データ

1 児童・生徒数の推移

区立小・中学校の児童・生徒数は、この5年間で児童は3,395人、生徒は210人増加しています。なお、区立幼稚園の園児数は減少しています。

園児・児童・生徒の年度別推移

	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	児童数	32,015	32,526	33,397	34,358	35,410
	学級数	1,101	1,127	1,156	1,123	1,148
	校数	64	64	64	63	62
中学校	生徒数	10,491	10,617	10,674	10,670	10,701
	学級数	343	342	350	351	352
	校数	29	29	29	29	29
幼稚園	園児数	1,094	1,094	1,059	997	935
	学級数	36	36	36	36	36
	園数	9	9	9	9	9

資料：教育のあらまし「せたがや」(平成29年5月1日現在)

2 区立小・中学校卒業生進路状況

平成28年度は、児童の65.2%が公立中学校へ進学しています。また、生徒の91.8%が全日制の高等学校へ進学しています。

小学生の進路

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
中学校	都内公立	3,499	65.5%	3,463	64.6%	3,471	64.1%	3,538	65.2%
	都内国立	56	1.1%	44	0.8%	53	1.0%	54	1.0%
	都内私立	1,629	30.5%	1,729	32.3%	1,760	32.5%	1,697	31.3%
	都外	144	2.7%	111	2.1%	102	1.9%	114	2.1%
その他		11	0.2%	10	0.2%	28	0.5%	21	0.4%
合計(人)		5,339		5,357		5,414		5,424	

中学生の進路

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
高等学校	全日制	3,205	91.6%	3,293	91.3%	3,317	92.0%	3,362	91.8%
	定時制	130	3.7%	140	3.9%	104	2.9%	123	3.4%
	通信制	47	1.3%	54	1.5%	65	1.8%	61	1.7%
	高専	17	0.5%	18	0.5%	15	0.4%	18	0.5%
	特別支援学校	48	1.4%	43	1.2%	52	1.4%	54	1.5%
専修学校等		13	0.4%	17	0.5%	27	0.8%	9	0.2%
就職		8	0.2%	13	0.4%	11	0.3%	12	0.3%
その他		33	0.9%	27	0.7%	16	0.4%	22	0.6%
合計(人)		3,501		3,605		3,607		3,661	

資料：教育のあらまし「せたがや」(平成29年5月1日現在)

3 特別支援教育関係

平成28年度の特別支援学級の設置校数は39校で前年度より13校減少、通級学級数は33学級で前年度より44学級減少していますが、これは、平成28年度より小学校全校に特別支援教室を設置し、これまで情緒障害等通級指導学級に通っていた児童が、在籍校において巡回指導員の指導を受けられるように制度変更したことによります。

特別支援教育事業関係実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学級設置校数	48	49	52	39
学級数(固定)	60	59	59	60
学級数(通級)	62	68	77	33
特別支援教室設置校数(小学校)	-	-	-	63

平成28年度より、小学校全校に特別支援教室を設置。巡回指導員が情緒障害等の指導を行う。

資料：教育のあらし「せたがや」(平成25～28年度版より集計)等

4 教育相談・不登校対策

平成28年度の教育相談室への来室による相談件数は1,891件で前年度より195件増加しています。

教育相談 不登校対策実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
教育相談室の相談件数(来室)	1,360	1,475	1,696	1,891
教育相談室の相談件数(電話)	627	536	647	553
スクールカウンセラーの相談回数(小学校)	71,605	79,560	65,862	70,847
スクールカウンセラーの相談回数(中学校)	19,005	19,250	20,406	19,861
ほっとスクール相談件数	203	216	188	237
ほっとスクール入室数	37	45	34	39
不登校保護者のつどい参加者	173	155	161	223
不登校相談窓口相談回数	631	472	639	572

資料：教育のあらし「せたがや」(平成26～29年度版より集計)

第2節 計画策定の流れ

1 策定体制

(1) 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会設置要綱

平成29年4月12日
29世教総第50号

(目的及び設置)

第1条 「第2次世田谷区教育ビジョン」がめざす教育目標等の実現に向け、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、第1期行動計画の推進状況を踏まえた検討を行い、「第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画」を策定する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する

- (1) 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画の策定に関すること
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、検討部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長3名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は教育総務課におき、委員会の庶務等を処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、

教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月12日より施行する。
- 2 この要綱は、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画の策定日にその効力を失う。

別表1（第3条関係）

委員長	教育長
副委員長	教育委員会事務局教育次長
	教育委員会事務局教育政策部長
	教育委員会事務局生涯学習部長
委員	幼稚園長代表
	小学校長代表
	中学校長代表
	幼稚園PTA連絡協議会代表
	小学校PTA連合協議会代表
	中学校PTA連合協議会代表
	学校運営委員代表（小学校）
	学校運営委員代表（中学校）
	社会教育委員代表
	青少年委員代表
	総合支所地域振興課長代表
	スポーツ推進部スポーツ推進課長
	保健福祉部計画調整課長
	子ども・若者部子ども育成推進課長
	世田谷保健所健康企画課長
委員(事務局)	教育委員会事務局教育総務課長

（2）策定委員会委員

- 委員長 堀 恵子 （世田谷区教育委員会教育長）
 副委員長 志賀 毅一 （世田谷区教育委員会事務局教育次長）
 副委員長 工藤 郁淳 （世田谷区教育委員会事務局教育政策部長）
 副委員長 花房 千里 （世田谷区教育委員会事務局生涯学習部長）
 委員 北村 博 （世田谷区立幼稚園長会長（松丘幼稚園長））
 委員 稲葉 実 （世田谷区立小学校長会長（山崎小学校長））
 委員 中村 豊 （世田谷区立中学校長会長（用賀中学校長））
 委員 山守 陽子 （世田谷区立幼稚園PTA連絡協議会代表）
 委員 相賀 巳幸 （世田谷区立小学校PTA連合協議会代表）
 委員 松浦 夏乃 （世田谷区立中学校PTA連合協議会代表）
 委員 富永 順子 （学校運営委員会代表（山崎小学校学校運営委員））

委員	長谷川 聡	(学校運営委員会代表(用賀中学校学校運営委員))
委員	宮田 春美	(社会教育委員代表)
委員	宇佐美 武志	(青少年委員代表)
委員	浅野 康	(世田谷区教育委員会事務局教育総務課長)
委員	梅田 亨	(世田谷区教育委員会事務局学校職員課長)
委員	土屋 雅章	(世田谷区教育委員会事務局生涯学習・地域学校連携課長)
委員	青木 雄二	(世田谷区教育委員会事務局教育指導課長)
委員	板澤 健一	(世田谷区教育委員会事務局副参事(学校経営推進担当))
委員	加藤 敏久	(世田谷区教育委員会事務局副参事(第2次教育ビジョン推進担当))
委員	長岡 光春	(総合支所地域振興課長代表(北沢総合支所地域振興課長))
委員	渡邊 謙吉	(スポーツ推進部スポーツ推進課長)
委員	岩元 浩一	(保健福祉部計画調整課長事務取扱(地域包括ケア担当参事))
委員	尾方 啓美	(子ども・若者部子ども育成推進課長)
委員	伊藤 美和子	(世田谷保健所健康企画課長事務取扱(世田谷保健所副所長))
事務局	米倉 宗利	(世田谷区教育委員会事務局教育総務課教育計画・事務調整担当係長)

2 計画策定の経過

[平成29年]

- 4月12日 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会の設置
- 5月22日 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会(第1回)
- 7月21日 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会(第2回)
- 8月21日 平成29年第15回教育委員会へ素案を報告
- 9月 5日 区議会文教常任委員会へ素案を報告
- 9月 7日 小中合同校長会へ素案を報告
- 9月20日～ 素案に対する区民意見提出手続(パブリックコメント)の実施(同時に区立小・中学校からも意見聴取を実施)
- 10月11日
- 11月 9日 第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画策定委員会(第3回)

[平成30年]

- 1月12日 小中合同校長会へ案を報告
- 1月23日 平成30年第2回教育委員会へ案を報告
- 2月 5日 区議会文教常任委員会へ案を報告
- 3月 平成30年教育委員会にて計画策定

用語集

	用語	説明文
あ	朝学習	児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむため、朝の時間に行なう学習活動。
い	いじめ防止等対策連絡会	いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえるとともに、世田谷区子ども条例に基づき、いじめの防止及びいじめの早期発見並びにいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図るための連絡会。
	いじめ防止プログラム	「いじめ」の未然防止や早期発見をめざして、生徒が自分自身や他者と人間関係について考え、自尊感情を高めるとともに暴力によらないコミュニケーションの方法を身に付けるためのプログラム。 いじめ防止連絡講演会、いじめ防止ワークショップ、スクール・パディ・トレーニングの3段階で構成される。
	移動教室	授業の一環として校外学習を行うこと。ただし、行事名称として必ずしも「移動教室」を付している訳ではない。世田谷区では宿泊を伴う移動教室として、小学校5年生の「川場移動教室（群馬県川場村）」、中学校1年生、小・中学校の特別支援学級、夜間学級の「河口湖移動教室（山梨県富士河口湖町）」を実施している。
	イングリッシュタイム	区立中学校2年生を対象に、放課後の時間を利用し、ALTと日本人講師のチームティーチングにより、実践的なコミュニケーションを通して英語に親しむとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
	インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条により、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。
え	英語活動支援員	区立小学校の英語教育（授業）で担当教員を補助する者。
	英語スピーチコンテスト	英語の発音・イントネーション・ストレスなど、表現力全体の研さんと英語への興味・関心を高めることを目的に実施している。
お	オリンピック・パラリンピック教育	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、区立小・中学校全校と幼稚園全園の子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」などの資質をはぐくむ取り組み。
か	海外派遣・受入事業	国際交流・国際理解教育の一環として、区立小・中学校の児童・生徒を海外の姉妹都市に派遣するとともに、姉妹都市の生徒のホームステイの受け入れを行っている。
	外国人英語指導補助員	ALTと同義。

か	科学センター	区立小・中学校の科学教育の振興を目的として、さまざまな事業を展開する、教育センター内の施設。
	学習指導要領	文部科学省が、学校教育法施行規則に基づき、告示する初等教育及び中等教育における教育課程の基準。
	学習習得確認調査	児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能などを確実に身に付けているか、学習状況を確認するために行う調査。
	(仮称)世田谷デジタルミュージアム	文化財に関連した情報を一元的にわかりやすく情報発信するウェブサイト。
	学校安全計画	学校保健安全法第27条により、学校に策定が義務付けられた、児童生徒等の安全に関する計画のこと。
	学校運営委員会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民、保護者などで構成し、校長の学校運営に関する基本方針の承認など、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関。法令上の名称は「学校運営協議会」、国の呼称は「コミュニティ・スクール」。区では学校運営委員会を設置している学校を「地域運営学校」と呼称している。
	学校エコライフ活動	学校・子ども・家庭・地域がともに知恵を出し合い、継続的に協力して活動することにより、地域環境を守り育てる主体者となることをめざして各学校で行う様々な環境学習活動。
	学校関係者評価	学校関係者評価委員会が、保護者、地域の方、児童・生徒を対象に学校の教育活動について調査を行い作成した報告書をもとに、学校運営の改善・充実を行う仕組み。
	学校関係者評価委員会	学校経営・運営全般に対して行う児童・生徒、保護者、地域の方による評価の透明性および客観性を向上させるため、各学校に校長が設置する委員会。委員会には保護者、元保護者、卒業生、学校協議会会員、自校と直接関係のない第三者(学識経験者等)で構成する学校関係者評価委員を置く。
	学校協議会	「児童・生徒の健全育成」「地域防災・防犯」「教育活動の充実」の3つを目的とし、学校、PTA、町会・自治会、青少年地区委員、民生・児童委員、青少年委員、行政関係機関などで構成する連携組織。地域による学校支援の基盤として「地域への情報発信の場」「地域の総会的な場」との位置付け。
	学校支援地域本部	学校の依頼に基づき、学校支援コーディネーターが地域のボランティアと調整し、授業の補助、自学自習の支援、図書の読み聞かせ、花壇の整備等の校内の環境整備、登下校時における安全確保、学校行事の運営支援など、様々な教育支援活動を行うしくみ。

か	学校図書館司書	区立小・中学校の学校図書館司書業務の民間委託に伴い、受託事業者から司書業務の担い手として各学校に配置されている図書館司書・学校図書館司書教諭等の有資格者。平成27年9月より、学校図書館司書業務委託校を順次拡大している。
	学校図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもので、学校種別、学級数に応じて定められている。
	学校評価システム	平成17年度から区立学校全般において導入した、保護者や地域の方々が学校運営や教育活動の評価に参画し、学校運営の改善につなげる仕組み。
	学校包括支援員	特別支援教育の推進に向けて、区立小・中学校の通常の学級に在籍している配慮を要する児童・生徒に対して、学習活動上のサポートや教室間の移動補助等の学校生活上必要な支援を行うなど、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を実施する非常勤職員。
	家庭教育学級	学校などを拠点に、保護者同士が家庭教育に関する学習したいことを自ら企画し、計画的に学習活動を行っていくもの。
	家庭教育支援関係課連絡会	家庭教育及びその支援の充実を図るために、家庭教育支援事業に係る庁内の関係各課の横断的な連携を推進するための連絡会。
き	キャリア教育	児童・生徒が望ましい職業観・勤労観をもち、主体的に進路を選択できる能力・態度を育てる教育。
	教育支援チーム	区立学校において発生する、学校だけでは対応が難しい課題について、深刻化の未然防止、早期対応を図るために専門的な立場から助言・支援を行う、法律や精神医学・心理等の専門家で構成されたチーム。
	教育総合センター	世田谷区の教育推進の中核的な機関として平成33年に開設を予定。 保護者、家庭、地域、教育関係機関等と連携・協働し、時代の変化を捉え、学びの再構築などに取り組む、幼稚園・保育所等と小・中学校を積極的に支援する『学校教育の総合的バックアップセンター』として世田谷の教育を担う拠点。（「世田谷区教育総合センター構想（平成29年6月）」）
	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定。教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自ら行う点検及び評価。年1回実施し、結果は区議会へ報告後、区民へ周知している。
	教科「日本語」	「深く考える子どもを育てる」、「自分を表現することができ、コミュニケーションができる子どもを育てる」、「日本の文化を理解し大切にして、継承・発展させることのできる子どもを育てる」を目的に、小・中学校に新しい教科「日本語」を設置し、全区立小・中学校

き		で9年間を通して授業を行うもの。
	共食	一人だけではなく、家族や友人、地域の人など、誰かと共に食事をする事。
	緊急連絡メール	緊急時に、各学校(園)から登録している保護者等の携帯電話等に、情報をメール送信する仕組み。併せて送信した情報をインターネットでいつでも見ることができる。
こ	校外アドバイザー	教育相談室の「学校支援」の取組みとして、心理教育相談員やスクールソーシャルワーカーが校外アドバイザーとして、幼稚園、小・中学校を支援するもの。
	校内委員会	発達障害の傾向等がある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。世田谷区においては、特別支援教育コーディネーターの教員が調整役となり、関係する教職員が、児童・生徒の課題や指導・支援について、検討等を行っている。
	国際理解教育	海外の姉妹都市との交流等を通して、国際化の進展に対応し、子どもたちの国際理解を深め、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図るための教育。
	心と体の元気アップ！～世田谷3快プログラム＜快眠・快食・快運動＞	平成26年10月の世田谷区体力向上・健康推進検討委員会からの提言を踏まえ「体力向上」、「健康教育」、「幼児教育」、「地域との連携」の4つの視点から、学校・家庭・地域が協力・連携を図りながら、区の幼児・児童・生徒の「運動能力の向上」、「健康の保持増進（防衛体力の向上）」、「意志・判断・意欲（気力）の向上、精神的な強さの伸長」をめざす取組み。
	ことばの力	「ことば」は、すべて知的活動、コミュニケーションの基盤であり、日本文化の基調をなすものであり、「世田谷9年教育」では「『世田谷9年教育』で育てたい力・資質」である「豊かな人間性」や「豊かな知力」、「健やか身体」の基盤として「ことばの力」を位置付けている。
	子どものインターネット利用に関する啓発講座	これから携帯電話等を持つことが考えられる区立小学校の児童の保護者を対象として、インターネットの利用実態、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて、講義を行うことで児童のインターネット利用に対する啓発を図る。
	こどもをまもろう110番	子どもたちの安全確保のために、「子ども110番の家」の登録など、地域の人々の協力を得ながら行われている見守り活動。
	し	持続可能な発展のための教育
児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査		学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定し、不登校になる可能性の高い生徒の早期発見、いじめの発生の予防や、よりよい学校づくりに活用するためのアンケート調査。

し	指導力向上サポート室	学校管理職経験者の非常勤職員が、その経験に基づくノウハウを活かし、学校の依頼により、児童・生徒等の相談を受けたり、生活指導主任研修などにおいて具体的な支援を行うなどの学校における健全育成のための取組みをサポートする。
	社会教育	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。
	主権者教育	今後、新たな有権者となる子どもたちが政治や選挙への関心を高め、政治的な教養をはぐくみ、国家や社会の形成者として主体的に参画しようとする資質や能力の育成を図る。
	障害者学級	障害のある方とない方が、共に学び、支え合いながら、豊かな人間性を育み、皆でそれぞれの活躍の場を見つける、創る、得るための継続的な生涯学習の機会、場あるいはしくみ。
	小学校放課後学習支援	小学校において、基礎的な学力について支援を要する児童を対象に基礎・基本の確認・定着に向けて、放課後に実施する補習授業。
	少人数教育	区立小・中学校において、少人数指導（習熟度別学習など）や複数の教師による協力的指導（チーム・ティーチング）など少人数による授業を実施する。 世田谷区では、正規教員の加配等、都の制度に加え、区費負担による講師を配置し、少人数教育を推進している。
	情報モラル教育	学習指導要領では、「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。
	食育	生涯を通じて健全な食生活を送れるよう、食に関するさまざまな知識を身に付ける取組み。
	新学習指導要領	本計画では平成29年3月改訂の学習指導要領のことを指す。「主体的・対話的で深い学び」の導入やプログラミング教育の充実が示される。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度、幼稚園教育要領は平成30年度から完全実施される。
	人格の完成をめざして	市民として、よりよい生活習慣を身に付けさせるために、「あいさつ」や「思いやり」など全区立小・中学校共通のテーマについて、児童・生徒が自ら考え、行動し、振り返る取組みであり、学校と、家庭、地域が連携して実施する。
	新・才能の芽を育てる体験学習	区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座。
	新BOP	区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図るBOP事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業。

す	スクールカウンセラー（ＳＣ）	ＳＣと表記することもある。学校内の教育相談機能として、教職員と連携しながら、いじめや不登校など児童・生徒・保護者の抱える問題の解決を支援する心理の専門職。
	スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）	ＳＳＷと表記することもある。福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、家庭や福祉関係施設など関係機関と連携しながら、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ支援を行う福祉の専門職。（社会福祉士、精神保健福祉士）
せ	青少年教育	青少年の健全育成を目的に、青少年の自主的活動を促進するため、学校外で行われる教育。
	青少年地区委員	まちづくりセンターの区域を単位として、健全な社会環境づくり、青少年の指導育成活動など、地域の実情に沿った活動を行い、区長が委嘱している。
	セーフティ教室	警視庁職員等による非行防止や犯罪被害に逢わないための指導・学習。
	せたがや e カレッジ	世田谷区内の大学と世田谷区教育委員会が連携した、インターネットを活用した講座。
	世田谷ガリレオコンテスト	区立中学校の生徒を対象に理科や科学について疑問をもち、実験や観察をもとにして考え、発表することを通して、自然科学や科学技術への興味や関心を高めることをねらいとして、平成 22 年度より実施している。
	世田谷 9 年教育	小・中学校の義務教育 9 年間を一体ととらえ、区立小・中学校が一体となって、21 世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの有する個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養う、区民の高い期待信頼にこたえられるより質の高い義務教育を実現していこうとする取組み。
	世田谷教育推進会議	子どもを取り巻く教育の諸課題等について、学校、家庭、地域及び教育委員会がともに考え、協働して取り組むための協議の場として平成 26 年度に設置した会議体。区民参加型のワークショップや区民公募のワークショップを開催している。
	世田谷区教育要領	区立小・中学校における質の高い授業、教育活動の展開を目的に、学習指導要領を踏まえつつ、幼稚園教育も視野に入れた世田谷区独自の工夫を加えて作成した教育指針。
	世田谷区文化財保存活用基本方針	平成 28 年度に策定した、世田谷区の文化財の保存・活用に関する基本的な方針。
	世田谷マネジメントスタンダード	質の高い学校教育を推進するため、区立小・中学校の学校経営・学び舎運営のモデルとして平成 27 年度に策定。「世田谷 9 年教育」「学校評価システム」「教科『日本語』」「地域運営学校」「人材育成」の 5 つの分野のマネジメントスタンダードで構成されている。
せたがや歴史文化物語	文化財と、その周辺環境を一体的にとらえ、ストーリーを設定したもの。	

そ	総合型地域スポーツ・文化クラブ	子どもから高齢者まで、地域の誰もが気軽に様々なスポーツや文化活動に親しみ楽しむことができる主に学校を活動拠点とした地域住民主体で運営する団体。
	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定。地方公共団体の長が、大綱の策定や教育の諸条件の整備等、教育、学術及び文化の振興を図るための重点施策等を協議する会議体。地方公共団体の長と教育委員会で構成する。
た	大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定。地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ策定する、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱。
	第2次世田谷区立図書館ビジョン	平成27年に策定された、今後10年間の図書館の基本計画。知と学びと文化の情報拠点を基本理念とし、0歳児からの読書を支える図書館、大人の学びを豊かにする図書館など、6つの基本方針を示す。
	多文化体験コーナー	子どもたちが体験を通して、英語への関心を高めるとともに、区民が気軽に立ち寄り、多様な文化に触れることができる場。小学校における外国語の教科化や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、区民の文化理解の促進を図るために、中央図書館の機能拡充の一環として、教育センター2階に整備。
ち	地域運営学校	保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。平成25年度には区立全小・中学校を地域運営学校に指定した。
	地域図書室	地域図書館を補完する施設として設置された小規模な図書館。平成28年度に図書館情報システム導入を機に、まちかど図書室から名称を変更した。
と	特別支援学級	学校教育法第81条の規定に基づき、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に設置する学級。
	特別支援学級支援員	世田谷区では、特別支援学級（固定学級）に学級担任を支える補助者として、非常勤職員の「特別支援学級支援員」を各学級の状況に応じて配置している。特別支援学級支援員は、学級担任の指導・指示のもと、児童・生徒への教育活動上、生活指導上必要な援助や安全管理等を行っている。
	特別支援教育	障害等のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

と	特別支援教育巡回チーム	学校(園)の人材だけでは配慮を要する子どもたちへの十分な支援が難しい場合などにおいて、就学(就園)後も専門的な視点で子どもの状況を継続的に見守り、学校(園)を支援する専門チームのこと。
	特別支援教室	東京都が推進している施策で、小・中学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回指導することによって、これまで通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようにする仕組み。
	特別の教科 道徳	平成27年3月の学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正により、「道徳」が教科として位置付けられたもの。小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から完全実施となる。
	図書館カウンター	駅周辺や公共施設の中などに設置され、資料の予約や貸出・返却等が行える、図書館の補完施設。
	図書館司書	図書館で資料の選書・分類・保存、貸出業務などを行う専門職員。レファレンス(調べ物相談)やブックリスト作成、行事・資料展示など、利用者と資料を結びつける役割を担う。
	図書館情報システム	図書館が所蔵する資料の目録を電子化し、データベースとして構築したもの。コンピュータ上やインターネットを通じた蔵書の検索や、本の貸出・返却及び予約の管理に使用している。
	土曜講習会	区立中学校3年生を対象に、土曜日に行う学習支援。
に	乳幼児教育アドバイザー	保育者等の資質及び専門性の向上や、世田谷の特色を活かした乳幼児期における教育・保育を推進するアドバイザー。
ね	ネットリテラシー醸成講座	区立小・中学校の児童・生徒を対象として、ネットいじめ防止対策の一環として、児童・生徒を取り巻くネット・メディアの最新情報に詳しい講師が、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて講義を行うことで、児童・生徒のネットリテラシーの醸成を図る。
ふ	部活動支援員制度	区立中学校の部活動において、教員の負担軽減や部活動の安定的な運営を目的とし、地域の方々に部活動支援員として、技術的な指導に関わっていただくしくみ。
	部活動連絡協議会	区立中学校の部活動について、学校、PTA、地域の代表などで構成し、部活動の支援及び活性化を図るための検討を行う会議体。
	福祉教育	障害の有無、国籍、使用する言語にかかわらず、共に学び、支えあい、豊かな人間性を育み、地域コミュニティの一員としてそれぞれの能力や知識、個性を地域・社会に活かしていく生涯学習。

ふ	副籍	特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小学校、中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流（小学校、中学校の学校行事や地域行事等における交流、小学校、中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。
	プログラミング教育	コンピュータに動きを指示するために使われるプログラムを学ぶ教育。技術を学ぶだけでなく、自分が求めることを実現するために必要な動作や記号を考え、組み合わせながら、改善していく、論理的な「プログラミング的思考」をはぐくむのがねらいとされている。
	文化財カルテ	文化財だけでなく、その周辺環境や関連する文化財等についても記載された、総合的な文化財のカルテ。
	文化財ボランティア	文化財に関するボランティアスタッフ。
ほ	保育所保育指針	保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるもの。厚生労働省の告示。
	ほっとスクール	心理的理由で登校できないでいる児童・生徒のための「心の居場所」として、自主性を養い、社会性を育みながら学校復帰に向けて気持ちを整えていくための支援を行う施設。
	ボランティアマインド	社会に貢献しようとする意欲や他者を思いやる心。
	まちなか観光	地域の様々な魅力をつなぎ合わせ、まちをゆっくり歩きながら再発見・認識してもらう観光。
ま	学び舎（学舎）	近隣の区立小・中学校で構成し、各学校と地域が一体となって質の高い授業をはじめとする教育活動を進めていくための世田谷区独自の小・中学校運営形態。
み	民生委員	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立ち、住民の幸せな生活を支えるために活動する「民間奉仕者」。
よ	幼児教育・保育推進ビジョン	世田谷区が乳幼児期に大切にすることの育ちや育む力を明確にし、保護者や幼稚園・保育所等、小学校、地域など区全体が共有し、連携しながら乳幼児期における教育・保育に取り組むことをめざすためのビジョン。
よ	幼稚園教育要領	学校教育法に基づき、学校と社会とが共有する理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるもの。
り	理科支援員	授業における観察・実験の充実などを通して、理科教育の一層の質の向上を目的として配置する支援員。
	リカレント学習連携講座	区内大学と連携し、区民向けに行われている各種の公開講座。
A	A L T（外国人英語教育指導員）	Assistant Language Teacher（外国人英語教育指導員）の略。外国語（英語）を母語とする外国語（英語）指導助手。

E	E S D (持続可能な発展のための教育)	Education for Sustainable Development の略。持続可能な社会の担い手をはぐくむ教育。日本ユネスコ国内委員会の提言により「持続可能な発展のための教育」と訳している。「持続可能な開発のための教育」と訳す場合もある。
I	I C タグ	商品や物資などの識別に利用される極小型の I C チップ。図書資料等 1 点 1 点に貼付することで資料の識別を I C タグ読み取り機器等で行うことができるようになり、貸出・返却や蔵書点検の作業効率の向上が図れる。
	I C T	Information and Comunication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。
N	N I E	Newspaper in Education の略。新聞を教材として学習し、情報の自己判断能力の向上等を図る。
P	P T A	Parent Teacher Association の略。子どもの幸せの実現を目指し、保護者と教師が互いに学びあうと共に、協力して活動する社会教育関係団体。
S	S C	スクールカウンセラーの項を参照。
	S S W	スクールソーシャルワーカーの項を参照。
	S T E M 教育	S T E M は、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学) の 4 つの理数系教育分野を表す単語の頭文字をとったもの。S T E M 教育は、この 4 つの理数系教育分野に力を注ぎ、将来、科学技術分野で活躍する人材の育成を図る。

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画

発行 世田谷区教育委員会

編集 世田谷区教育委員会事務局 教育総務課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2745

FAX：03-5432-3028

URL：<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

発行年月 平成30年3月

印刷物登録番号 No.1614

